

令和6年第1回定例会

大 江 町 議 会 会 議 録

令和6年	3月11日	開会
令和6年	3月22日	閉会

大 江 町 議 会

令和6年第1回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（3月11日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
○本会議に職務のため出席した者	6
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期決定	8
○諸般の報告	8
○行政報告	10
○令和6年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について	12
○議案の審議・上程	27
○議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議第3号～議第36号の一括上程	37
○提案理由の説明	37
○一般質問	44
櫻井和彦君	44
関野幸一君	56
○散会の宣告	72

第 2 号（3月12日）

○議事日程	7 3
○本日の会議に付した事件	7 3
○出席議員	7 4
○欠席議員	7 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 4
○本会議に職務のため出席した者	7 4
○開議の宣告	7 5
○議事日程の報告	7 5
○一般質問	7 5
菊 地 邦 弘 君	7 5
土 田 勵 一 君	9 2
安 食 幸 治 君	9 9
大 沼 清 人 君	1 0 7
○散会の宣告	1 2 1

第 3 号（3月13日）

○議事日程	1 2 3
○本日の会議に付した事件	1 2 3
○出席議員	1 2 4
○欠席議員	1 2 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 4
○本会議に職務のため出席した者	1 2 4
○開議の宣告	1 2 5
○議事日程の報告	1 2 5
○一般質問	1 2 5
藤 野 広 美 君	1 2 5
伊 藤 慎一郎 君	1 3 9
菊 地 英 幸 君	1 4 8
廣 野 秀 樹 君	1 5 8

○散会の宣告	167
--------	-----

第 4 号（3月19日）

○議事日程	169
○本日の会議に付した事件	170
○出席議員	171
○欠席議員	171
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	171
○本会議に職務のため出席した者	171
○開議の宣告	172
○議事日程の報告	172
○議第3号の説明、質疑、討論、採決	172
○議第4号の説明、質疑、討論、採決	176
○議第5号の説明、質疑、討論、採決	177
○議第6号、議第7号の説明	183
○議第6号の質疑、討論、採決	184
○議第7号の質疑、討論、採決	184
○議第8号～議第10号の説明	185
○議第8号の質疑、討論、採決	187
○議第9号の質疑、討論、採決	188
○議第10号の質疑、討論、採決	189
○議第11号の説明、質疑、討論、採決	189
○議第12号～議第15号の説明	191
○議第12号の質疑、討論、採決	194
○議第13号の質疑、討論、採決	195
○議第14号の質疑、討論、採決	195
○議第15号の質疑、討論、採決	196
○議第16号の説明、質疑、討論、採決	197
○議第17号の説明、質疑、討論、採決	198
○議第18号の説明、質疑、討論、採決	201

○議第 19 号の説明、質疑、討論、採決	207
○議第 20 号の説明、質疑、討論、採決	208
○議第 21 号の説明、質疑、討論、採決	209
○議第 22 号の説明、質疑、討論、採決	210
○議第 23 号の説明、質疑、討論、採決	211
○議第 24 号の説明、質疑、討論、採決	224
○議第 25 号の説明、質疑、討論、採決	225
○議第 26 号の説明、質疑、討論、採決	226
○議第 27 号の説明、質疑、討論、採決	228
○議第 28 号の説明、質疑、討論、採決	230
○議第 29 号の説明、質疑、討論、採決	231
○予算特別委員会設置及び付託	232
○散会の宣告	233

第 5 号（3月22日）

○議事日程	235
○本日の会議に付した事件	235
○出席議員	236
○欠席議員	236
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	236
○本会議に職務のため出席した者	236
○開議の宣告	237
○議事日程の報告	237
○予算特別委員会報告	237
○議第 30 号～議第 36 号の質疑、討論、採決	238
○閉会中の継続調査について	238
○議員の派遣について	239
○閉会の宣告	239
○署名議員	241

大江町告示第 5 号

令和 6 年第 1 回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 3 月 6 日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和 6 年 3 月 1 1 日 午前 1 0 時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

不応招議員（なし）

令和6年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月11日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 令和6年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について
- 日程第 6 議第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議第 2号 財産の取得について
- 日程第 8 議第 3号 大江町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第 9 議第 4号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第 5号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第 6号 大江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第 7号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第 8号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第 9号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第10号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第11号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議第12号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議第13号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 19 | 議第 14 号 | 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議第 15 号 | 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議第 16 号 | 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議第 17 号 | 大江町山里交流館の指定管理者の指定について |
| 日程第 23 | 議第 18 号 | 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定について |
| 日程第 24 | 議第 19 号 | 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定について |
| 日程第 25 | 議第 20 号 | 大江町小倉交流館の指定管理者の指定について |
| 日程第 26 | 議第 21 号 | 大江町美郷地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第 27 | 議第 22 号 | 大江町最上川舟唄の日を定めることについて |
| 日程第 28 | 議第 23 号 | 令和 5 年度大江町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第 29 | 議第 24 号 | 令和 5 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 30 | 議第 25 号 | 令和 5 年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 31 | 議第 26 号 | 令和 5 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 32 | 議第 27 号 | 令和 5 年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 33 | 議第 28 号 | 令和 5 年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 34 | 議第 29 号 | 令和 5 年度大江町水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 35 | 議第 30 号 | 令和 6 年度大江町一般会計予算 |
| 日程第 36 | 議第 31 号 | 令和 6 年度大江町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 37 | 議第 32 号 | 令和 6 年度大江町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 38 | 議第 33 号 | 令和 6 年度大江町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 39 | 議第 34 号 | 令和 6 年度大江町宅地造成事業特別会計予算 |
| 日程第 40 | 議第 35 号 | 令和 6 年度大江町下水道事業会計予算 |
| 日程第 41 | 議第 36 号 | 令和 6 年度大江町水道事業会計予算 |

日程第４２ 一般質問（２名）

６番 櫻井和彦

- 危険要素の排除について
- 住みたい田舎にランクイン

８番 関野幸一

- 町内の施設におけるＷｉ－Ｆｉの設置状況は
- 特定空き家の処理解体について
- 町内の空き家をリノベーションやリフォームをして移住者に提供してはどうか、また町営住宅・アパートの家賃の改定は

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	西 田 正 広 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金 子 冬 樹 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和6年第1回大江町議会定例会を開会いたします。

なお、町長席に水差しを置くことを許可します。また、ご覧のように、今年も啓翁桜を飾ることを許可いたしました。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

7番 安 食 幸 治 君

8番 関 野 幸 一 君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日から3月22日までの12日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月22日までの12日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、私から、山形県町村議会議長会定期総会の件について、ご報告いたします。

定期総会は2月15日に開催され、令和5年度の会務報告並びに令和6年度の事業計画と収支予算について承認されたほか、地方創生のデジタル化のさらなる推進や町村議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備など、昨今の地方自治体と地方議会を取り巻く諸課題12項目の決議が承認されました。

以上が、山形県町村議会議長会定期総会の報告となります。

次に、西村山広域行政事務組合第1回議会臨時会の件について報告を求めます。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） おはようございます。西村山広域行政事務組合担当議員の廣野秀樹です。

西村山広域行政事務組合議会第1回臨時会についてご報告いたします。

日時は令和6年2月1日午前10時30分から、寒河江市議会議場で開催されました。

議案の審議ですが、提出議案は次の3件です。議第1号 令和5年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。次に、議第2号 令和5年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算についてであります。次に、議第3号 西村山広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして

であります。詳細は、ご報告書を参照していただきたいと思います。

上記の3議案は、原案のとおり議決されました。

以上、先般開催された広域議会第1回臨時会の経過報告といたします。

○議長（宇津江雅人君） 続きまして、議会運営委員会の行政調査の件について、報告を求めます。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） おはようございます。

私のほうから朗読して報告いたします。

行政調査報告書。

調査年月日、令和6年2月8日木曜日。

調査場所、山形県庄内町 庄内町議会。

調査目的、議員成り手不足解消の取組について。

4、調査概要。

令和5年9月の大江町の議会議員選挙において、昭和34年町制施行以来初の無投票選挙になりました。先に議員成り手不足解消の取組について取り組んでいる山形県東田川郡庄内町、庄内町議会に行政調査を行った。庄内町議会は、平成30年6月に行われた町議会選挙において定数16名に対し15名しか出馬せず、初の定数割れとなったことを受け、庄内町議会議員の成り手不足を解消するため、「庄内町議会議員なり手不足解消調査特別委員会」を設置することとした。委員は、議員6名、公募2名、議員推薦6名で構成されている。平成31年3月から令和2年6月まで特別委員会を15回、全員協議会を3回、そして令和2年6月の定例会で報告となった令和4年から議員定数を16名から2名削減し14名になりました。

議員報酬を2万5,000円程度増額し24万円とした。

いろいろな会議や女性模擬議会などを開催した結果、令和4年の選挙では14名の定数に対して20名が出馬し激戦となる。

5、所感。

大江町議会も、町民の皆さんに政治に関心を持ってもらえるような女性模擬議会など小中学生模擬議会などを含め、皆さんの意見を参考にしたい。議員報酬なども検討の課題だと思います。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

大江町議会運営委員会委員長、伊藤慎一郎。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

私から行政報告として2件、ご報告を申し上げます。

まず初めに、大江町DX推進計画の策定についてご報告をさせていただきます。

少子・高齢化や人口減少が進む中において、自治体でデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを推進することで、便利で暮らしやすい維持可能なまちづくりを進めていき、第10次大江町総合計画に掲げるまちの将来像「ちょうどいい幸せ感じるまち」を実現するため、このたび大江町DX推進計画を策定いたしました。

資料の1の1をご覧ください。

本計画の概要になっております。計画の位置づけであります、町の最上位計画である大江町総合計画の実現に向けて、具体的に展開していくための個別計画として定めるものであります。

計画の期間についても、大江町総合計画を踏まえ、令和6年度から令和11年度までとしております。また、本計画の策定に当たっては、令和5年10月に関係各課の若手を中心とした職員をメンバーとして大江町DX推進検討委員会を立ち上げ、内容の検討を行ってまいりました。

本計画の進捗管理についても、同検討委員会を引き続き設置し、適切に行ってまいりたいと考えております。

本計画の内容であります、デジタル技術を活用した町民サービスの向上・地域活性化、デジタル化による行政運営の効率化、地域の安心・安全のためのデジタル化の3つを基本目標に定め、これらを実現するため、行政サービスデジタル化の推進をはじめとする7つの施策分野を設定し、分野ごとに具体的な施策を展開してまいります。

具体的な施策について、本計画では現状を整理した上で、今後必要な取組、今後のスケジュール、取組に関わるK P Iと言われる重要業績評価指標を記載しております。

また、具体的な施策を実現するに当たっては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を積極的に活用して施策を進めてまいります。

資料１の２が本計画の全文でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

続いて、２件目として、山形連携中枢都市圏ビジョンの変更についてご報告させていただきます。

山形連携中枢都市圏ビジョンとは、村山地域の７市７町で構成される山形連携中枢都市圏において、将来にわたり、一定の圏域人口を有し、生活の質の向上や経済の維持発展を図るため、圏域内の各市町が連携する取組の方向性と内容を定めたものでございます。

本ビジョンでは、圏域の中長期的な将来像や成果指標、連携協約に基づく具体的取組などを示してございます。

なお、ビジョンの取組期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間としております。

このたびの変更は、山形連携中枢都市圏推進会議で承認された圏域で行う令和６年度からの新規の連携事業の追加等を行ったものでございます。

資料の２をご覧ください。

初めに、41ページをお開き願います。大きな変更点といたしましては、令和６年度からの新規連携事業として、救急医療情報共有システム事業、これを追加しております。この事業では、救急事案情報や傷病者情報をリアルタイムで共有することができるシステムを各消防機関と圏域内の医療機関に導入することで、救急隊が現場活動の効率化を図り、傷病者の早期搬送及び早期治療開始につなげるものでございます。

本事業には、本町をはじめ７市７町全ての自治体に参加する意向であり、７つの消防本部と令和６年２月末時点で16の医療機関が連携するものであります。その他の変更点といたしましては、41の連携事業の進捗を反映した軽微なものとなっております。

なお、詳細については、資料をご確認いただきたいと思います。

連携事業の取組が町民の福祉向上につながるよう努めてまいるとともに、引き続き連携事業の内容等について協議を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、２件の行政報告でございました。

○議長（宇津江雅人君） これで行政報告を終わります。

◎令和6年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、令和6年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてであります。

それでは、町長の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 本日開会の令和6年第1回大江町議会定例会に当たりまして、日頃から様々な町の取組に関しまして議員各位、そして町民の皆様方よりご理解とご協力をいただいておりますこと、心よりお礼を申し上げます。

また、本定例会において、令和6年度の当初予算をはじめ、新年度における各種施策をご説明するに当たり、今後の大江町の目指すべきまちづくりの取組課題や方向性などについて、所信の一端を述べさせていただきます。

去る2月13日告示、18日執行の大江町長選挙において当選させていただき、この3月6日から2期目のスタートをさせていただきました。選挙に当たりましては、結果的に無投票という形ではありましたが、町民の負託を受けたことに改めて町長という職責の重さを感じているところであります。これまでの行政経験と4年間の町長としての経験を生かし、大江町の課題解決や町民の期待に応えていくことが私自身の使命だと肝に銘じ、全力で努めてまいりますので、ご協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。

私が町長に就任させていただいてからのこの4年間は、新型コロナウイルス感染症との闘いと大規模洪水の災害対応に翻弄されてきました。新型コロナでは、昨年5月の5類への移行後は一定の落ち着きを取り戻した感があります。また、最上川の百目木地区、月布川の鹿子沢地区の治水対策として、堤防整備事業も対象地域の皆様方からご理解をいただき、具体的に整備の方向性が見えてきています。この2つの出来事は、大江町の歴史の中でも類を見ないものであり、町を挙げて、県を挙げて、そして国を含めて全体として取り組んでまいりました。

今、振り返って思うのは、町民の方々からのご理解とご協力があったからこそ前に進めることができた実感を感じています。こうした4年間の経験を踏まえて、町民の皆様が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければならないと決意を新たにしているところであります。

2期目に向けて掲げさせていただいた、この大江町を持続可能な町として次の世代につなげること、このことが今後の4年間の大きなテーマであります。そして、解決に向けての3つのキーワードを考えています。1つ目は、将来を担う子どもたちの未来に向け、全力で実践することです。2つ目が、若い世代が希望を持てるまちづくりの実行であります。そして、3つ目が、町のにぎわいと元気を創出することです。この3つのキーワードが有機的に結びつくことにより、総合的な力が生み出され、その力が発揮されるものであります。

この1月に発行された「田舎暮らしの本」では、大江町は全国の1万人未満の町で、総合部門全国第9位の評価をいただきました。これまでの取組が客観的な評価として認められたものであり、私たちは自信を持って大江町をPRしていかなければなりません。これからもこうした政策に磨きをかけ、人口減少に歯止めをかけるため、積極的に情報発信を行ってまいります。

町の大きな課題である人口減少と少子化は、今新たな局面を迎えていると言えます。これからの大きな方向性として、子育て支援策と一体となった移住・定住策を進めていくことが必要であります。移住先を探している家族、そして町内の若いご夫婦や子育て世代にとって、子育てに対する行政の取組は、移住先や定住先を選択する際の大きな要素となっていることから、充実した支援策と一体的に取り組むことにより相乗効果を発揮することが期待できます。妊娠期とゼロ歳から18歳までの切れ目のないサポート体制を構築することで、町外からの子育て世代の移住を促すとともに、町内の若い世代が住み続けたいと思える大江町を実現してまいります。また、新規就農者の移住や地域おこし協力隊のさらなる活用、加えて空き家バンクとの連携などにより、町内への定住も促進していきます。

少子化についても、大江町でも急激に進行しており、学校教育や幼児の保育・教育に大きく関わってくる課題であります。今後の保育や教育の在り方の検討に当たっては、単に児童生徒数が少なくなるからという数合わせ的な視点だけでなく、大江町らしい子育てとは、教育とは何かを基本に据え、子どもたちにとって最適な形を決めていかなければなりません。私は、大江町を愛する心を持ちながらも国際社会に羽ばたく力、これを持った子どもを育てていきたいとの思いであります。そのためコミュニケーション力の一つとして、生きた英語力の向上にも引き続き力を入れていきたいと考えております。

今年、新しい道の駅がオープンし、交流人口を拡大させるための起爆剤となることが期待されます。町のエントランスであり、観光PRや情報発信の拠点であり、柳川温泉をはじめとする奥おおえ方面への導火線として、町内全域に交流人口の輪が広がる可能性が高まりま

す。また、地元農家の農産物や商工事業者の特産品アンテナショップ機能など近隣施設に負けない産直部門の魅力化を進め、温泉と新たな公園を含めた柏陵エリア全体としての誘客を図っていきます。

この町の元気とにぎわいづくりに欠かせないものとして、ＪＲ左沢線と山形県立左沢高等学校があります。左沢線は、高校生の通学手段として必要不可欠な公共交通機関であり、町民の心のよりどころでもあります。トンネルを抜けた後に飛び込んでくる最上川河畔の眺めは町を象徴する景観であり、行政にとっても、左沢線はまちづくりの生命線ともいえるべき存在です。また、町内での高校生の活動や左沢駅から通学する生徒の姿は、町の潤いと元気にもつながっており、このような日常の風景も町の財産として大切にしていかなければなりません。そのため、左沢線活性化のためのにぎわい創出の事業を継続するとともに、新たに左沢高校の魅力化を検討する組織を立ち上げ、関係者と共に議論をしていくことにしております。

今年は、大江町が誕生してから65周年を迎える節目の年となります。先人たちが一年一年、それぞれの歴史を積み上げてきたからこそこの記念の年であります。まさに継続は力なりであり、今を生きる私たちは、これまでの歴史に新たな足跡を重ねながら、次の世代に引き継いでいく責務があります。65年という歴史を大切にしながら、大江町を未来につなぐため、町民皆さんの心に残る記念の年となるよう様々な企画を計画してまいります。

なお、令和6年度当初予算については、編成時期が町長選挙と重なったことから、いわゆる骨格予算としてまとめさせていただきました。これまで申しあげました政策を進めていく上で、新たな取組や政策的な事業の裏づけとなる必要な予算につきましては、今後、早期に補正予算として編成し、議会に提案してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和6年度の主要施策について申し上げます。

初めに、まちづくり関係についてであります。

第10次大江町総合計画と短期行動計画が策定5年目に入ります。特に短期行動計画については、中間見直しの年度となります。見直しに際しては、第10次大江町総合計画に掲げる基本目標を達成するため、これまでの事業の進捗状況を確認するとともに、事業評価を行い、課題を明らかにしながら事業の見直しと改善を図ります。見直し後の短期行動計画を指針としながら、引き続き町民それぞれの夢をより多く実現できるよう、まちづくりを推進してまいります。

人口減少は、町最大の課題です。将来を担う若者、子育て世代から住み続けてもらうためには、毎日の暮らしの中にある何げない幸せや満足感、安心感を実感できる町でなければなりません。若者の住まいの支援として住宅ローン補助や家賃補助、子育て世代の移住者に向けた制服等購入補助など、住む方の立場に寄り添った町独自の支援を継続していくほか、首都圏などで行われる移住フェアなどで、ちょうどいいライフスタイル「おおえぐらし」の魅力を届けてまいります。

住み続けるかどうか、町のイメージも大事です。子育て支援が手厚い、給食のご飯が炊きたて、列車の音が聞こえる、朝の空気がおいしいなど、当たり前であってほしい、目立たないけれども確実な幸せ、そういった「ちょうどいい幸せ感じるまち」を町民自身も実感し、振り返ることができるPRを展開してまいります。

少子化対策に結婚支援は欠かせません。婚活コーディネーターと連携し、結婚に向けた機会と環境を提供してまいります。また、県と連携し実施しているマッチングシステムAI（あい）ナビやまがたの登録数が伸びていることから、町民の登録推進のため登録料補助を実施するなど、町独自の婚活支援に取り組んでまいります。

古民家、DIY、リノベーションのワードに代表されるように、若い世代の中古住宅への需要が高まっています。住宅を使えるうちに住みたい方へつなげる空き家バンクは、丁寧な対応と地域おこし協力隊による個性光る情報発信などにより、登録物件数、成約数とも県内でもトップクラスの成果を上げています。今後も、山形県宅地建物取引業協会との連携協定による安心な取引を進め、物件登録の周知強化と利用者の負担を軽減する補助メニューの充実など、利用につながる空き家バンク制度を運営してまいります。

まちづくりに地域おこし協力隊の力は不可欠です。地域課題の解決やまちづくりにつながる活動内容を明確に示したミッション型の地域おこし協力隊を増員してまいります。また、現場を知り、着任してからのミスマッチを防止することに加え、移住ツアーの役割も果たしている「おためし地域おこし協力隊事業」に引き続き取り組んでまいります。

JR左沢線は、令和4年4月に全線開通100周年を迎え、開催した記念イベントは大変な盛り上がりを見せ、町民はじめ皆様の左沢線に対する親しみの深さを実感いたしました。昨年は101周年記念イベントを実施いたしましたが、今年度もグルメブースなどを拡充したイベントを開催するとともに、左沢線利用に対する助成も継続するなど、県や沿線自治体と連携しながら左沢線利用促進と沿線の活性化に向けて取り組んでまいります。また、広く町民の足として浸透している町営バスと乗り合いタクシーにつきましては、ダイヤ改正など利便

性の向上を図ってまいります。

ふるさとまちづくり寄附については、返礼品を提供する登録事業者を増やし、返礼品を充実させてきた結果、ここ数年、寄附額が順調に増えておりましたが、令和5年度は他市町村との競合や町の代表的な返礼品である果物の異常気象による不作、熊による食害の影響などもあり、寄附額が前年を下回っております。このため、令和6年度においては、返礼品のさらなるPRと質の向上、新たな返礼品の開拓など、返礼品の魅力アップと充実に努め、ふるさとまちづくり寄附が町特産品の販路拡大と販売促進に結びつき、地域経済の活性化につながるよう取り組んでまいります。

また、村山地域7市7町による連携中枢都市圏の取組は5年目を迎えますが、さらなる連携強化と改善を図りながら、住民サービス・住民福祉の向上につながるよう努めてまいります。

町税や国民健康保険税などは、コンビニ収納やスマホ納付など納付方法が順次拡大しているほか、令和5年10月からは、税務町民課窓口での証明手数料について、キャッシュレス決済ができるようになりました。また、マイナンバーカードを利用して、コンビニや役場窓口で住民票などの証明書が取得できるサービスも始まっています。さらに、令和6年3月からは、本籍地以外の全国どこの市町村窓口でも戸籍・除籍謄本などが取得できる広域交付サービスが始まっております。

令和3年9月のデジタル庁発足以来、国は情報システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進など、自治体デジタルトランスフォーメーション強力に進めており、デジタル技術を活用した行政システムの構築を目指していきます。

本町においても、本年2月に策定した大江町DX推進計画に基づき、行政手続のオンライン化をはじめ、将来的に書かない窓口や、マイナンバーカードの利活用促進などの実現に向けて取組を進めてまいります。

SNSでの情報発信も定着し、フォロワー数も順調に伸びています。引き続き興味を引く、そして、住民の皆様にとって有益でタイムリーな情報提供に努めていきます。

次に、農業の振興について申し上げます。

本町は、リンゴ、ラ・フランス、スモモ、桃など、高品質で多種多様な果樹の生産地で市場からも高い評価を得ています。中でも順調に生産量が伸びているスモモは、これまでの取組が実を結び、安定した高値で取引されていますが、さらなる生産拡大を図るため、令和6年度まで約4.2ヘクタールのスモモ団地を整備し、「大山町産すもも」のブランド確立を目

指します。また、スモモに続く新たな特産果樹の生産についても、担い手農家と連携して取組を進めてまいります。

稲作農家の高齢化や後継者不足は深刻で、年々数少ない担い手への負担が大きくなっています。このため、大規模担い手を対象とした稲作経営持続化支援事業により、大型機械導入や施設整備などを引き続き支援するとともに、基盤整備など耕作条件改善に向けた検討も進めていきます。

道の駅おおえのリニューアルオープンを見据え、農産物産直部門の充実を図るため、新たに、長期出荷の調整や冬季間の安定出荷のための設備・施設の整備について支援を継続してまいります。

親元就農を含めた新規就農者の確保は、本町農業の持続化と振興を図る上で大きな役割を果たしています。多様な担い手確保のため、地域おこし協力隊の雇用により新規就農者確保に向けて情報発信、PR活動を活発化させるとともに、OSINの会や農業関係機関と連携した営農支援、生活支援を継続してまいります。

美しい農村環境を保全していくため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を引き続き効果的に活用するとともに、農地利用状況調査を行い、農地中間管理事業を積極的に活用した農地の集約・集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図ってまいります。

有害鳥獣による農産物被害が拡大傾向にありますが、大江町鳥獣被害対策実施隊の活動を支援し、若手実施隊員の育成に努めるほか、捕獲器具の増設を行い、県や近隣市町、猟友会などと広域的に連携しながら、被害防止対策の強化に取り組んでまいります。

林業については、森林環境譲与税を有効活用し、森林管理に関する森林所有者への意向調査や森林資源量の調査等を実施し、適切な森林整備を進めてまいります。大江町美しい森林（もり）づくり協議会や関係自治体、林業関係組織などで構成する西山杉利活用推進コンソーシアムと連携しながら、高品質な町産西山杉の生産、販売の拡大と、森林資源の利活用による林業と関係産業の振興に努めてまいります。

また、木材搬出の効率化を図るため、県代行の森林管理道開設工事として林道沢口道海線の整備を継続してまいります。

次に、商工労働について申し上げます。

町内産業については回復傾向にあり、コロナ禍前の状況に緩やかに戻りつつありますが、依然としてエネルギー価格や人件費の高騰、物価高の影響を受け厳しい現状にあります。国の政策や経済動向に注視しつつ、町内産業の活性化と雇用対策を関係機関と連携して進めて

まいります。

町内企業では労働者不足が深刻化しています。特に若者の町外への就職、進学希望者の増加などにより、人材の確保が厳しい状況にあります。町内企業と連携し、若者への魅力発信と理解を深める取組を強化していくほか、新規学卒者の町内就労促進、雇用の安定化に向けた支援を継続していきます。

商業については、度重なる物価高騰などの影響により消費者の購買意欲がシビアになっていることや、後継者不足、事業承継問題から将来的な経営不安が高まっています。町では、商工会と連携し、町内商店などでの販売促進と商工業の活性化を図るため、若者による起業や資格取得などを支援するほか、店舗改修や既存商品リニューアルなど商売繁盛創出につながる支援、後継者育成・事業承継に対する支援を継続してまいります。また、道の駅おおえのリニューアルオープンに合わせた新たな特産品開発やブランド化支援を引き続き実施してまいります。

観光の振興について申し上げます。

新型コロナの感染法上の位置づけが5類に移行して以来、観光需要が急激に高まっています。秋口には、新たな道の駅おおえがオープンすることから、これらを集客の目玉・呼び水として活用しながら、旅行会社や関係団体などと協力し、まち歩きや体験型観光など、町の魅力をふんだんに詰め込んだツアー造成に取り組み、これまで以上の観光客誘致に努めてまいります。

町の歴史ある祭りを町民挙げて盛り上げていくことも大切なことであります。県内最古の花火大会である水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会をはじめ、代々引き継がれてきた各地区の祭りが集う大江の秋まつり、地域住民と触れ合いながら楽しむひな祭りなど、貴重な伝統文化を保存・伝承していけるよう町観光物産協会や関係団体と連携を図っていきます。

なお、今議会に「大江町最上川舟唄の日」を定める議案を提出させていただいております。町の宝である民謡「最上川舟唄」を発祥の地として後世に継承しアピールしていくため、6月第4日曜日を「大江町最上川舟唄の日」と定め、関係団体と連携・協力し町内外へ発信してまいります。

健康温泉館や柳川温泉、大山自然公園などは、町の観光を語る上で欠かすことができない主要な観光交流拠点施設であります。建設から相当の年数が経過し、大規模な改修箇所も増えつつあることを踏まえ、将来を見据えた経営改革や多様化する利用者ニーズなどを十分に検証・分析し、関係人口・交流人口のさらなる拡大を目指し、適切な施設運営を行ってまい

ります。

次に、道路整備・都市・住宅・治水対策について申し上げます。

本町の道路交通網の要である主要地方道大江西川線については、月布橋架け替え工事の早期完成のほか、狭小区間の改良に向けて、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会などを通じて要望活動を継続していきます。

町道においては、引き続き藤田堂屋敷線道路改良工事を進めるほか、道路の維持工事や交通安全施設の修繕、橋梁の長寿命化を図るための点検及び修繕、冬期除排雪作業の充実強化を図ってまいります。

災害関係では、令和3年3月に発生した町道市野沢山田原線地滑り災害について、引き続き復旧工事を行います。

都市・住宅施策に関しては、令和6年度に目標年次を迎える都市計画マスタープランの見直しを行います。また、道の駅再整備に合わせて整備している柏陵広場の工事を進めます。現在分譲中のあおぞら団地については残り4区画となっており、早期完売に向け取り組むとともに、新たな住宅団地の造成に向けた測量設計に着手します。

住環境整備事業として、住宅建築奨励事業や雪から家をまもる事業、空き家除去支援事業などを継続し、住みやすい住環境の形成につなげてまいります。なお、住宅建築奨励事業については、建築価格高騰の影響を受け、建築着工件数が低調であることから、引き続き補助限度額を引き上げて支援することとします。

治水対策についてであります。豪雨被害を受けた百目木地区、鹿子沢地区の一日も早い治水対策の実施に向け、国土交通省及び山形県と連携して取組を進めていきます。このうち、国における百目木地区の緊急治水対策プロジェクトについては、堤防の基本設計がまとまったことから、令和9年度の堤防完成を目指し、用地の取得に向け対応してまいります。また、堤防整備により移転を余儀なくされる方々が町内に住み続けられるよう、近接地における宅地造成工事に着手します。また、堤防整備に伴い河川空間が広くなることから、その利活用とまちのにぎわいづくりのための「かわまちづくり計画書」の策定に向け、協議会及び検討会を進めてまいります。

鹿子沢地区については、県事業として堤防整備による治水対策の基本設計がまとまりました。詳細設計ができ次第、用地調査を行うこととなりますので、県と連携して関係者との調整を行い、円滑に事業が進むよう対応してまいります。

続いて、水道事業・生活排水処理対策についてであります。

町道藤田堂屋敷線の道路改良に合わせた配水管布設替えを行うなど、管路の更新を進めます。また、給水人口の減少や施設の老朽化など、水道事業を取り巻く環境が年々厳しくなっていることから、漏水対策や経費縮減に努めるとともに、経営戦略の策定に着手します。

生活排水処理対策については、令和6年4月から公共下水道事業及び農業集落排水事業が、地方公営企業法に基づき下水道事業として企業会計に移行します。経営面では、将来的な人口減少により一層厳しい運営になるものと予想されることから、今後とも経営健全化に向けて接続率を高めるとともに、将来にわたり適正な事業運営を進めるため、経営戦略の策定に着手します。また、百目木地区及び鹿子沢地区における治水対策としての堤防整備が予定されており、下水道の管渠敷設替えが必要となることから、両地区における実施設計を行います。加えて、水道、生活排水処理の料金をコンビニで支払いができるようシステムの構築を進めてまいります。

合併処理浄化槽設置事業については、公共水域の水質保全と公衆衛生面での視点から、くみ取りや単独浄化槽からの転換に対する支援とともに、老朽化に伴い修繕が必要となった場合の補助制度を継続してまいります。

次に、福祉・子育て・健康・医療について申し上げます。

本町の高齢化率は、令和5年4月現在で40.8%と年々増加傾向にあり、高齢者の福祉対策は重要な行政課題となっています。そのため、独り暮らしを含めた高齢者世帯を重点に、日頃からの民生児童委員活動に加えて、高齢者等訪問、配食サービス、緊急通報体制整備事業などの見守り体制の強化、ぬくもり介護手当、雪下ろし・玄関除雪等支援事業などの支援体制の充実、老人クラブ活動への支援を通した生きがいがづくりの推進に努めてまいります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、地域全体で高齢者を支え合う地域包括ケアシステムの構築を社会福祉協議会など関係機関と連携して推進してまいります。

障害のある方もない方も、共生社会の中で誰もが誇りと生きがいを持ち、自分らしく生活できることは全ての方々の願いです。このため、基本理念である障害者計画に加え、今年度策定する第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を目標としながら、障害者の生活介護、就労移行支援などをはじめとする障害福祉サービス事業、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業及び特別支援学校通学支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業を実施してまいります。

介護保険事業では、今年度策定する第10期老人福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、被保険者の方の基準月額保険料を6,050円から4,500円に引き下げながらも、今後も各種

サービスの提供と健全な事業運営に努めてまいります。また、高齢者が要介護状態にならないように運動教室などの一般介護予防事業を継続しながら、認知症対策を重点課題として、地域包括支援センターにおける相談支援の充実を図り、初期集中支援事業、認知症サポーター養成講座、徘徊高齢者登録事業などを展開してまいります。

子育て支援については、近年の出生者数の急激な減少を考慮すれば、本町における最重要課題と位置づけています。各保育施設の運営を支援し、低年齢児保育や延長保育、病児・病後児保育など多様なニーズに対応するとともに、子育て支援センターにおいて未就園児の保護者を対象とした子育て応援訪問事業を継続いたします。なお、少子化の現状を踏まえ、これからの本町の幼児教育・保育の在り方をより具体的に検討してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減については、保育料の完全無償化、幼児給食費支援事業補助、乳幼児から高校生までの切れ目のない支援として高校生応援給付金などを継続するほか、新たに病児・病後児保育利用料、延長保育料に対する助成を創設し、子育て向け情報誌への掲載も含めて「子育てするなら大江町」を積極的にアピールしてまいります。また、母子保健と児童福祉部門の連携強化を図りながら、子どもやその家族、妊産婦を支援することも家庭センターを新設し、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化いたします。

健康づくりについては、さらなる生活習慣の改善と健康寿命の延伸に向けて、第3次健康増進計画を策定するとともに、乳幼児期から高齢期までの各世代に合わせた各種保健事業の実施に加え、食生活改善推進協議会の活動支援を通して、栄養バランスの取れた健全な食生活への改善を図ってまいります。また、高齢者世帯の経済的負担を軽減するため、高齢者等通院支援給付事業を継続いたします。

母子保健については、妊婦や乳幼児の健康診査を実施しながら、安心して出産・子育てできる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまでの様々なニーズに即した伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援事業や妊産婦タクシー券交付事業、これを継続いたします。

各種予防接種については、乳幼児から高齢者までの定期接種、子どもインフルエンザなど任意接種への費用助成、成年男子を対象とした風疹予防接種及びキャッチアップ接種を含めた子宮頸がんワクチン接種を引き続き実施いたします。

各種健康診査については、疾病の早期発見・早期治療のため、特にがん検診の受診率向上を図り、複数の慢性疾患を持ちフレイル状態に陥りやすい高齢者については、保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、一人一人の状況に応じた支援を継続いたします。また、健康

相談、生活習慣病予防教室などによる健康教育の推進に加え、温泉の効能を利用した町民の健康増進を目的とするさわやか健康づくり推進事業を継続してまいります。

福祉医療については、医療費の自己負担分を扶助する制度を活用し、重度心身障害（児）者、ひとり親家庭等の医療費の自己負担分をこれまでと同様に県と町が2分の1ずつ扶助します。また、子育て支援医療は、高校3年生の18歳までとし、引き続き実施をしてまいります。

国民健康保険については、今後の大幅な税率引上げにならないよう、県に納める納付金の算定方法などを注視しながら、原資となる国保税の収納確保に努めるとともに、医療費削減のため、健康増進・生活習慣病予防等に関する啓発や各種保健事業を展開してまいります。

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療は、被保険者の方が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携した業務を行ってまいります。

次に、教育関係の施策について申し上げます。

教育委員会では、令和2年度に策定した大江町教育プランに基づき、様々な教育施策を推進してまいりましたが、今年度は計画推進期間の5年目となり、最終年度に入ります。これまでの取組の成果と課題を振り返りながら、令和7年度からスタートする次期プラン策定に向けて検討委員会を開催し、新たな計画の検討を進めてまいります。

あわせて、現在検討を続けている大江町の学校の在り方について、引き続き町民の皆さんと対話を続けながら、本町における適正な学校規模と魅力づくりについて探り、検討委員会において議論を重ねてまいります。令和6年度中に答申を出す予定としており、それを受けて町としての方向性を決めることといたします。

在り方を問われている中学校の部活動については、少子化が進む中でも生徒たちの活動を持続可能なものとし、また、教員が生徒たちと向き合う時間を確保するため、本年度は休日の部活動について、できるところから地域移行の検討を進めてまいります。

学校教育の振興では、学力向上と豊かな人間形成を基本に、変化の激しい時代を生き抜くため、自ら考え、多様な人々と協働し、新たな価値観を創造するための資質、能力を培ってまいります。また、教育相談の強化やコミュニティ・スクールの機能を充実させ、いじめ・不登校を起こさないためにも地域に開かれた学校を目指します。

不登校対策としてとしては、大江中学校内に新たに校内教育支援センターを設置し、専門の職員を配置して不登校対策に当たらせ、一人一人の心身の状況に配慮するとともに、学校外においても子どもの居場所づくりを積極的に推進して、子どもたちの実態に応じた環境を

整備します。

学習指導に関しては、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、ＩＣＴ機器とＩＣＴ支援員の有効活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、時代と社会に適応できる資質・能力を育成してまいります。

また、本町の特色となっている英語教育の充実のため、小学校、中学校、各段階に応じた学習活動を継続してまいります。

学校給食については、食と栄養の充実を図っていくとともに、家庭の経済的負担を軽減し、また物価高騰対策の一環として支援するため、令和６年度も全小中学校の給食費の無償化を続けてまいります。

左沢高等学校については、令和６年度から１学年１学級の募集になったことに伴い、山形県教育委員会策定の県立学校再編整備基本計画に基づき、左沢高等学校魅力化に係る地域連携協議会、仮称ではありますが、これを設置し、左沢高校の魅力化、活性化などを検討していきます。

次に、社会教育について申し上げます。

中央公民館を生涯学習の基軸として、現在はおおえ町民大学（ぷくらすカレッジ）を中心に様々な講座や体験活動を開催しており、これにより学童期から高齢期まで幅広い年代の町民の参加と多様な学習が可能となっており、今年度も交流と楽しい学びが深められるよう各種事業や講座の充実に努めてまいります。

昨年度、小学校を対象に１クラス体制で開始した英会話教室を、今年度は小学生２クラスと中学生１クラス体制に拡充して、小中での切れ目をなくし、楽しく英会話を学べるように通年で開催いたします。ネイティブ講師による全て英語で構成する授業により、英語を聞く・読む・話す力を自然に身につけることができるように進めます。

また、幼少期より本に親しむ機会を増やすため、小学１年生に絵本とヤマガタダイカイギュー「ぷくちゃん」をデザインしたバッグをプレゼントする事業を継続することで、本の楽しさを感じてもらうとともに、図書館利用者カードの発行も併せて行い、図書館の利用促進につなげていきます。

さらに、今年度もふれあい会館を会場としてコンサートや映画上映会を開催し、町民の皆さんに芸術文化に親しんでいただく機会を提供するとともに、ふれあい会館のさらなる利活用の促進につなげる契機にしたいと考えております。

次に、歴史文化関係とスポーツ振興について申し上げます。

史跡左沢楯山城跡では、令和4年度から案内板や説明板、道標等の整備を進めており、本年度はさらに2つの総合案内板を設置することで一定のめどがつくこととなりますので、今後は観光面での集客と交流人口の拡大にもつなげていくよう努めてまいります。また、重要な文化的景観の構成要素となっている高取家については、今後の活用を想定し、今年度は屋根と土台の修繕工事を実施していきます。

百目木地区、鹿子沢地区の治水対策については、住民の生命財産を守りつつ、町民が長年にわたり守ってきた文化的な景観や歴史的な価値をも生かせるよう、引き続き文化庁や関係機関と調整を重ねてまいります。

スポーツ振興の面では、全ての町民が生涯スポーツを楽しめるよう、大江町スポーツ協会など各種団体と連携しながら取り組んでまいります。スポーツ協会事業については、コロナ禍による社会情勢の変移や個人の価値観の変化により、開催できなかった町縦断駅伝競走大会の代わりに、大江町ふらばーるバレー大会を実施します。これまでの競技性の強い駅伝から、誰でも気軽に参加できるニュースポーツの大会に変更することで、町民がスポーツに親しめる環境の推進に努めます。

次に、危機管理対策について申し上げます。

記憶に新しい元旦に発生した能登半島地震の影響で、災害に対する備えの必要性和防災意識はかつていないほど高まっていると思います。実際に町でも豪雨災害が頻発していることから、避難所用の備蓄の充実に努めているところです。しかしながら、これは町だけでなく、県や近隣自治体などからの支援、災害が発生してからの調達、そして何より住民の皆様も備蓄をすることを前提とした上での数量になります。実際に能登半島地震では食料や水不足が深刻でありましたし、炊き出しが行われたのはしばらく経過してからのものであります。

行政などによる公助はあくまでも補完的なものであって、避難所における十分な食料、快適な居住環境を全て保証するものではありません。自助・共助と複合的に融合して初めて避難生活と支援活動は効果的なものになります。行政としての役割は当然として果たさなければなりませんが、こうした点をいかにして浸透させるかが重要であります。引き続き、広報誌などで災害への備えに対する周知とともに、共助としての役割が大きい自主防災組織の取組が町内全域に広がるよう誘導してまいります。

成り手不足が深刻な消防団員確保のため、令和5年度から団員報酬の増額と負担となっていた操法大会を見直しするなど改革を進めています。現在、装備を維持し的確な消防団活動

を行っていくためには、現在の団員数は最低限のラインに達しているので、新たに機能別消防団員を設け団員確保を図ります。引き続き、時代に合った若者に敬遠されない消防団活動はどうあるべきか、団員の声も吸い上げながら改革を進めていきます。

最後に、町の財政状況について申し上げます。

歳入のうち町税については、コロナ禍の影響が薄れ、景気の緩やかな回復が見込まれるものの、物価上昇や中東地域をめぐる情勢などの影響が懸念されています。不確定要素も多く、見積りが非常に困難な状況にありますが、個人町民税については、納税義務者数の減少に伴い、均等割額は減少するものの所得割額が増加傾向にあることから、前年度より増と見込み、法人町民税は減を見込んでおります。固定資産税については、3年に一度の評価替えの年となることから微減を見込んでいます。町税全体では、平成初期以降7から8億円程度で推移しており、今後とも同水準で推移していくものと見込んでいます。

一方、歳入の大きなウエートを占める普通交付税は、平成30年度には20億円を割り込む寸前にまで落ち込んだものの以後増加に転じ、コロナ対策分や物価高騰対策分が措置されたこともあり、令和3年度から5年度までは24億円台の交付額に達し、比較的ゆとりのある財政運営と各種財政指標が良化することに大きく貢献しました。しかしながら、普通交付税の補完措置である臨時財政対策債の発行可能額は、令和3年度の1億3,400万円から5年度は1,590万円となり、実に1億1,810万円もの一般財源が減った計算になります。

この結果、不足する財源を穴埋めするため、財政調整基金の取崩し額が、5年度は過去最高の3億8,000万円、6年度も2億5,900万円に達する見込みですが、こうした2年連続しての多額の取崩しは過去にあまり例がないものであります。幸い、前年度繰越金も近年は多額になる傾向があり積立てもできておりますので、年度末時点では大幅な残高の縮小には至っていませんが、仮に平成の三位一体改革のときのような国の緊縮財政が復活し、普通交付税や特別交付税にも影響があれば、財政調整基金の残額は一気に減り、町の財政運営は非常に厳しくなることが予想されます。

近年は、保育料や給食費の無償化のほか、高校生応援給付金など、町独自の様々な給付型の行政サービスが拡充しています。これも普通交付税の現行水準が維持され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような財源が今後とも確保されると期待した上での施策になります。仮に財源が減ってしまったことによって、こうした行政サービスを縮小することは避けなければなりません。不必要な事務事業の整理や物件費の節減、役割を終えた補助金等の行財政改革を職員それぞれが危機感を持って実行してまいります。

一般会計での令和５年度末の基金残高は、総額で26億6,253万円となる見込みで、新たな行政需要への対応と将来的な財源不足に備え、また年度によって行政サービス水準に差が生じることのないよう、現時点では相応の額を確保できています。今、申し上げました財政調整基金のほか、町有施設整備基金も不可欠な基金であり、近い将来において大規模修繕や建て替えを要する多くの公共施設がありますので、さらなる充実を図っていく必要があります。

一方、５年度末の地方債残高は55億7,472万円で、道の駅再整備事業などの大規模事業があった関係で、前年度末より２億2,590万円増えています。６年度においても大規模な投資的事業があり、発行額が元金償還額を上回る見込みのため、残高は減らないことになります。幸いにも、過疎債や臨時財政対策債など交付税措置の高い優良債が残高の90%近くを占めており、将来負担率もここ２年はゼロであるなど、財政運営上の支障は生じない見込みです。地方債発行に当たっては、財政計画を基に平準化を図りつつ、将来的に過度な負担とならないよう単年度の限度額を設けるなど、一定の規律をもって対処していくことといたします。

以上、令和６年度の町政運営に関する所信と主要施策の概要について申し上げましたが、２期目をスタートさせていただくに当たり、初心に返り、前例・慣習にとらわれることなく思い切った施策を打ち出し、町民が誇れるようなまちづくりを進めていきたいと決意を新たにしております。引き続き、町民の皆様、議員各位の変わらぬご支援と特段のご理解を賜りますようお願い申し上げ、令和６年度における町政運営に関する所信と主要施策の概要についての説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） 以上で、令和６年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてを終わります。

11時25分まで休憩します。

休憩 午前１１時１０分

再開 午前１１時２５分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

◎議案の審議・上程

○議長（宇津江雅人君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものにつきましては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、議第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、手数料を徴収する事務に新たな証明書等が追加されたことから、大江町手数料条例の一部を改正する条例について、令和6年3月1日からの施行に向け令和6年2月29日付で専決処分を行ったものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第1号 大江町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、その根拠法となる戸籍法の一部を改正する法律や地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規

定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令が令和6年3月1日に施行されることに伴い改正するものであります。

資料3の新旧対照表をご覧ください。

主な改正点といたしまして、戸籍法の改正により本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本等の交付請求ができる広域交付が開始され、併せて電子的な戸籍記録事項の証明情報である。戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を発行する新たな証明書を交付するため、第2条第1項第1号のウ及びカに新たな証明書等を追加したものであります。その他の改正につきましては、政令改正に伴う文言などの整理を行ったものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の施行日であります令和6年3月1日から、本条例を施行する必要性が生じたことから専決処分したものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第1号 専決処分の承認を求めることについて、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、議第2号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第2号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本議案は、現在工事を進めております道の駅おおえの駅舎内に設置するベーカリーと青果農産物作業室に必要な備品の購入に係るもので、3月5日に4業者を指名し入札を行った結果、山形市五十鈴3-1-15、フクシマガリレイ株式会社南東北支店山形営業所所長 榊 滋が落札いたしました。消費税を含む1,650万円で購入契約を締結しようとするものがあります。取得に係る予定価格が700万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案させていただくものであります。

なお、備品の納期は令和6年7月31日としてあります。2か年事業であることから、さきの令和5年第1回定例会で債務負担行為の議決をいただいております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第2号について、担当課長の詳細説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 議第2号 財産の取得について詳細をご説明申し上げます。

資料4の1ページ目をご覧ください。

備品の配置図になります。図面の下側中央がエントランス入り口となり、本件で購入しようとするものを目的別に図面右側にベーカリー厨房備品を青色、図面左側に青果農産物作業室備品などをオレンジ色で示しております。

資料4の2ページ目の購入備品一覧をご覧ください。

ベーカリー厨房備品の主なものといたしましては、パンの生地乾燥を防ぎ保管するリターダー1台、生地を解凍から熟成、発酵までを行うドウコンディショナーを1台、デッキオーブンを1台、生地の成形を行うモルダー1台などであります。

青果農産物作業室備品の主なものについては、青果農産物の鮮度を保つための蘇生庫（冷蔵庫）のほか、青果農産物を出荷調整するための作業台、シンクなどであります。

道の駅おおえ再整備事業に必要な備品については、今後も順次購入していく予定としておりますが、今回の案件につきましては、納期に時間を要するものが含まれていることから、債務負担行為の議決をいただいた中で執行させていただくものであります。ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第2号の質疑を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

購入金額1,650万ですが、それぞれベーカリーの部分と農産物の部分が分かれているかと思うんですけれども、それぞれの金額をお伺いします。さっき決まった業者、フクシマガリレイと説明をいただいたと思いますけれども、両方とも1者なのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

それぞれと申しますか、契約内容についてはそれぞれの中で荷造り運搬費と搬入備付け、諸経費についてはそれぞれでなくて一本で契約させていただいておりますので、その部分を除いてのそれぞれの金額が、税抜きの金額になります。税抜きで1,500万円で、その中から今言った共通にかかってくる諸経費等々を除いた金額で、おおよそベーカリー機器の部分で970万円程度、あとは農産物作業室のところについては380万円程度、諸経費等と共通にかかってくる部分が140万円程度でございます。

あと、今言った業者については、一本での今回の議決のと通りの業者というふうになっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

7月30日納入時期というふうに今説明があったと思いますけれども、その後オープンに向けて試運転等も必要になると思うんですけれども、それを使ってオープンに向けていくのかということをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 当然これらの備品を使っのオープンに向けての準備となります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ベーカリーの担当する方は決まったのでしょうか。そこもお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 公社の予定の正職員については、公社のほうで今現在、募集、あと内定に向けた進め方をしているというふうに伺っておりますので、具体的なところについては公社のほうで今現在考えているところかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 先ほどの町長の説明だと、4者、入札しましたっけか。といったような形で、今、課長言ってるのは1者と言いましたか。そのあたりの経緯をちょっと。入札をしてきちっと行っているのか、いないのかとか、あと、これに至った経緯をもうちょっと詳しく説明いただければ。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 業者については4者指名させていただいて入札を執行したところです。先ほどの1者と申しましたのは、先ほどの藤野議員からの質問ではそれぞれ別な業者ではないかというお話がありましたので、落札者は当然1者であるというふうな話をさせていただいたところでございます。

あとは、入札に関しては4者指名させていただきました。これは当然、法律や町の財務規則あるいは選定要領等を町で基準をつくっておりますので、それらに基づいて指名させていただいて入札を行ったというような状況でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） その4者の内訳なんかはお話しできますか。と同時にずっとほかの議員もおっしゃっていますけれども、町の中から少しでも販売なるとか、この青果農産物作業室なんかはどこからでも買えるような気もするんですけれども、そのあたりの見解はどのように見積もって発注して調べてとかいろいろあると思いますけれども、そのあたりを少しお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

その4者をどのようにして選定したかというような大きな話になるかと思いますが、先ほどお話しさせていただいたとおり、この備品購入が特別であるわけでもなくて、これまでの町の工事であったり物品納入であったり、あとは委託も当然ありますけれども、そちらの指名競争入札については、指名参加願、要は資格名簿にのった業者を、その事業がス

ムーズに、あとはきちんとできるかどうかというところをこれまでの実績などを踏まえながら業者のほうを選定させていただいているところでございます。

具体的な指名業者につきましては、当然公表しているものでございますので、今現在お話をさせていただければ、株式会社フジマック山形営業所、ホシザキ東北株式会社山形営業所、あとは株式会社中西製作所山形営業所と今回落札していただいたフクシマガリレイ株式会社南東北支店山形営業所の4者でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

金額が結構多額ですので、それでこれからも様々、備品等入ってくると思います。ちょっと話は違いますが、温泉館とかもいろいろ入ってきているみたいなんですけれども、その都度、その都度、町の買えるところは、今おっしゃっていましたが、その回答できないみたいな形ではなくて、そこを調べて台の一つでもいいから買ったりとか、そういうようなことをやっていけないものかと思うんです。そのあたりはどういうふうに考えていますか。そこが大変重要なんじゃないかと私は思います。町で運営して町税が入るという中で、少しでも地元を下ろすという感覚を探っていかなければならないのかなというふうに思っていますけれども、どうぞ。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 町としても、当然町内の事業者については育成であったり、あとは産業の振興の観点から様々指名させていただいて、入札などにも入っていただいている経過がございます。ただ、これまでの実績、やっぱり町の町税というか公金が入っておりますので、きちんとした形で当然、町としても指名はさせていただいて入札を執行しているというようなことは十分に考えております。あとは規模と、先ほど来申したとおり実績であるとか、事業全体の金額等々も踏まえて示させていただいているというふうに考えてございます。

ただ、一番が、先ほどあったとおり、町の指名業者については参加資格者名簿の物品、今回であれば備品購入ですので、物品購入に提出をいただくというようなことが大前提にございますので、その辺のところは理解していただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8 番、関野幸一君。

○8 番（関野幸一君） 8 番、関野です。

ただいまの菊地議員の質問に続いての質問になるかと思います。先ほどの説明の中では、今回の備品購入に関しては、特別に時間のかかるものもあるということで専決でさせていただいたという話がありますけれども、その後、今のこの図面とかを見させてもらおうと、厨房等の施設も今後、備品の購入ということにはなってくると思います。厨房等も厨房のサイズに合わせて特注で注文したりとか既存のもので間に合うものとかありますけれども、例えば今後、厨房等の設備をつくるに当たって厨房のメニュー、いわゆる道の駅で出すメニューがどういうメニューになるかによって厨房の中の設備も変わってくると思います。いまだにどういうものを出すかということもまだ我々にも提示もなっていないし、どういうものが出るかということも分からない中で、その厨房が今後、新年度に入って新たに発注をかけるとなると、実際そこまで間に合うのか間に合わないのか。

あとは、今、菊地議員からも質問があったと思いますけれども、町内業者に対してもその物品購入の、いわゆる町のほうで、こういうようなものを出したらいいなんねがということをしてしながら、町の業者の育成、またはそういうところに発注を出すということを本当に真剣に考えているのか、その辺のところを聞きたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

これからのレストランの部分の厨房関係、今回についてはあくまでもベーカリーと、あとは農産物作業室の備品等々で債務負担行為を設定させていただいて、2か年にわたる事業の部分について議決をいただきたいということで議案を提出させていただきました。今後についても必要な備品といたしましては、厨房機器であったり、あとは家具、什器類も当然備品として今後購入する予定でございますので、その辺のところは十分勘案しながら、当然メニューを決めてからの厨房の物品、汎用性の利く部分がほとんどかと思っておりますので、その辺のところは十分に検討させていただいて、4月早々には発注したいなというふうに考えているところでございます。

また、町内の事業所の育成という部分については、今回の道の駅だけでなく、町全体の事業を行っていく上で物品の納入であったり、あとは工事、委託も含めてですけれども、その辺のところは町内の事業所の育成というのは十分に頭に入れながらかなというふうに今現在は考えているところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今、お話がありましたけれども、やはり道の駅に対してはそれ相当の公費が入っているわけです。その中で、町民の税金が入っている中で、例えば厨房の設備にしても、今言われたホシザキさんとか様々なメーカーがあります。メーカーのほうで直接納入とか、そのメーカーと大きい代理店とかが納入ということもあるかもしれませんが、町内の事業者でも同じような品物が取れるということは課長は分かっていると思います。同じようなものを取れるのであれば、幾らか高くなってもその町内の業者を経由してその物品を納入する、それがやはり町のお店なり企業を使うということの一つにもなると思うし、口先でない企業の育成ということにもなるんじゃないかと思っております。

多分、私も一応食堂やっています。この厨房の機器を見ると、これ別にメーカーさんじゃなくても町の業者に頼めばそろえてもらえる、そういう備品になっていると思うので、その辺のところは町のほうからも町の企業に、こういうものがあるけれども、納入のほうの入札のほうさ、応募しねえとか、そういうお声がけをして、そしてやるべきではないかと。実績、実績と言うかもしれませんが、大きいところはやっぱり実績がありますよ、それは。だけど、町の業者でもできるのであれば、実績よりもまず育てる、今後、様々な部分で町に協力してもらおうということを考えて、しっかりとその辺を理解しながら町の事業所を組み入れる、そういうふうな段取りもしていただきたいと思いますが、その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今回の道の駅のベーカリー厨房、あるいは農産物作業室の備品については、当然基準にのっとったやり方でやってきました。当然、今後も町としては基準にのっとったやり方をやっていくべきかなというふうに思っております。

ただ、そのやり方については、様々ご意見が出てくるのかなというふうに思いますけれども、ただ、先ほど来、繰り返しになりますけれども、町で発注する、入札を行う部分については、地方自治法であったり、あとは財務規則、その他もろもろの基準に基づいて入札を行っておりますので、その辺のところはご理解いただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今、課長のほうから法律にのっってという話がありました。法律にのっってやはり行政というものはやっていけないと思いますけれども、でも法律にのっったら大きい企業とか入りません、こういう事業は。どうやったら町の事業を育てるか、口先だけで町の育成と言うんでなくて、そういうものをどうやったらできるか、そういうことを考えるのが行政の仕事だと私は思っております。

そういうことをしっかり考えながら、やはりこの道の駅というのは、今、大江町の町民がみんなその興味を持っているというか、どういうふうになるんだということで我々議員に様々なことを聞いたり、建物が見えてくると、あそこまでできたね、ここまでできたねって、中身はどうなるんだということはやはり町民の関心の一番のところですよ。そういうところの中で、そういう備品購入、あとは中に入るもの、様々な関心がある中で、しっかりと町民の意見も聞きながら、どうやったら町の人を販売だけじゃなくて巻き込んでいけるのか、工事にしてもいわゆる町の事業者を入れてやっていただきました。やはりその中に入れるものもそういうようなことを考えながら、やはり町をメインにしていきたい事業でありますので、しっかりと検討して、時間はありませんけれども、いい方向に向かうように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤です。

4者入札ということなんですけれども、予定価格の何%ぐらいで落札しましたか。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 予定価格に対する落札率については82.2%でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。専門的な部門でありますので、やっぱり誰かからの助言というかな、指導がなければ取り組めないような事業なんですけれども、これ出来上がった時点で、業者というのは決まっているんですか。お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） この備品購入については、当然設計士であります羽田設計事務所と十分に協議をさせていただいて決定させていただきました。備品の種類については、設計も含めて設定させていただきました。あとは、備品を入れていただくフクシマガリレイさんについて、今後何かあったときにはメンテナンスなども含めてお願いするのかなという

ふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9 番、伊藤慎一郎君。

○9 番（伊藤慎一郎君） これやっぱり専門的というかな、誰も彼もやれないようなベーカリーとか問題になろうと思いますので、これからの道の駅でいろんな形で入ってくると思いますので、やっぱりその辺を専決処分もいいけれども、やっぱりある程度、議会のほうにも少し事前に報告してもらったほうがいいのかなと。これから進める時点においてね、やっぱりお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第2号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで関野議員より発言の申出がありますので、これを許可します。

8 番、関野君。

○8 番（関野幸一君） 午前中の議第2号 財産の取得についての質疑の中で、債務負担行為

と申し上げるべきところを専決と発言いたしましたので、訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤議員より発言の申出がありますので、これを許可します。

9番、伊藤君。

○9番（伊藤慎一郎君） 議第2号 財産取得について、質疑の中で債務負担行為と申し上げるところを専決処分と発言したので、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） ただいま2名の方より発言の訂正の申出がありました。この件について訂正することとし、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） それでは、異議なしということで、訂正することにいたします。

◎議第3号～議第36号の一括上程

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第3号 大江町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定についてから日程第41、議第36号 令和6年度大江町水道事業会計予算までの34件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第3号から議第36号までの条例の制定1件、条例の一部改正13件、指定管理者の指定5件、その他1件、補正予算7件、新年度当初予算7件、合わせて34議案について一括してご説明を申し上げます。

議第3号 大江町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定については、平成31年3月に制定した大江町いじめ防止基本方針をより効果のあるものとし、町と教育委員会が一体となっていじめ防止に取り組んでいくため、いじめ防止対策推進法第14条及び地方自治法第138

条の4の規定に基づき本条例を制定する必要があることから、提案するものであります。

議第4号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、スマートフォン用電子証明書を利用し、コンビニエンスストアなどの多機能端末機を介して印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議第5号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特別職である消防団員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。近年における消防団員数の急激な減少は、大江町に限らず全国的に起きている現象であり、特に過疎地域にとっては住民生活に直結する深刻な行政課題となっています。この課題を解決するため、消防団の構成に機能別団員を新たに加えることで災害対応能力の向上と消防団員の確保を図るものであります。

なお、報酬額は、従来の一般団員と同額で設定し、求める活動内容も火災出動に限定するなど、現役団員とある程度区別することにしております。

次に、議第6号 大江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第7号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、県や他市町村の状況等を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

次の議第8号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第9号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について並びに議第10号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

このたびの改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の各府省令並びに放課後児童健全育成事業の実施に係る通知が一部改正されたことに伴い、本町においても国基準の改正に準じ、本条例の一部を改正するものであります。

議第11号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険制度では、介護保険法の規定により3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされており、令和5年度で第8期の計画期間が終了するため、このたび令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画を策定したところであります。このため、今回の改正におきまして

は、第9期介護保険事業計画に基づき介護保険料の適用期間を改正するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議第12号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと、議第13号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について並びに議第15号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

このたびの改正は、介護保険法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の省令が一部改正されたことに伴い、本町においても国基準の改正に準じ本条例の一部を改正するものであります。

議第16号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令の改正に伴い、同法施行令に準じて本町の条例を改正する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議第17号 山里交流館の指定管理者の指定については、指定管理期間の満了に伴い、特定非営利活動法人さわらび会代表理事、今野壽子を指定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

議第18号 まちなか交流館の指定管理者の指定については、指定管理期間の満了に伴い、一般社団法人ポート理事長、小國利宏を指定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

議第19号 にじいろ保育園の指定管理者の指定については、指定管理期間の満了に伴い、社会福祉法人峻嶺会理事長、富樫是行を指定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

議第20号 小倉交流館の指定管理者の指定については、指定管理期間の満了に伴い、小倉交流館管理運営協議会会長、鈴木正清を指定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

議第21号 美郷地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定については、指定管理期

間の満了に伴い、美郷区区長、佐竹富士夫を指定するため、地方自治法の規定により提案するものであります。

議第22号 大江町最上川舟唄の日を定めることについては、最上川舟唄は、ご案内のとおり、故渡辺国俊、そして故後藤岩太郎両氏の編詞編曲と血のにじむ努力により大成された名作であり、山形、そして日本を代表する民謡の一つであります。

町では、それまで正調最上川舟唄全国大会、最上川舟唄のつどい、舟唄マラソン、本格焼酎舟唄の里など、最上川舟唄をモチーフにしたまちづくりを進めてきました。そして、昨年、大江町観光物産協会及び最上川舟唄保存会より、最上川舟唄の日を制定することについての要望がありました。本職といたしましても、先人がつくり、受け継ぎ、築き上げてきた町の宝である最上川舟唄を後世に継承していくとともに、最上川舟唄の発祥の地として町内外にアピールしていかなければならないという思いに立ち、最上川舟唄の日を制定するものであります。

期日につきましては、これまで正調最上川舟唄全国大会や舟唄健康マラソン大会が開催され、町民の皆さんにとって舟唄になじみの深い6月第4日曜日を舟唄の日としたいと考えております。大江町議会基本条例第6条第1項第6号の規定に基づき提案するものであります。

続きまして、議第23号から議第29号までは各会計の補正予算に関する議案であります。

議第23号 一般会計補正予算（第6号）につきましては、国の物価高騰対策に伴う低所得世帯等への10万円給付や、子どもがいる世帯の加算措置、非課税世帯への7万円給付に要する経費などが主な内容であり、記録的な雪の少なさとなった今年の冬の状況を踏まえ、公共工事を前倒しして実施していく判断もさせていただきました。

また、年度末に当たり、各事業費の執行状況等を精査した上で、不用額の減額や各特別会計繰出金の調整を行ったものであります。

歳入予算につきましては、町税及び各交付金や地方交付税を追加するほか、支出の特定財源である国・県支出金や町債につきましても、本年度の収入見込額を基に精査しております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,410万円を追加し、補正後の予算総額を71億430万円とするものであります。

6ページの第2表、繰越明許費は、道路改良事業をはじめ、ただいま申し上げました低所得世帯等物価高騰重点支援事業など、年度内の完了が困難な9つの事業について翌年度へ繰り越すものであります。

7ページの第3表、地方債補正は、国の経済対策により農村地域防災減災事業の限度額を

増額したほか、道の駅再整備事業など、それぞれの事業の執行状況に基づき限度額を変更しております。

議第24号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、医療費の給付実績と今後の見込みによる保険給付費事業費の精査及び令和5年度決算見込みによる基金積立金などを補正するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,457万円を追加し、補正後の予算総額を9億779万2,000円とするものであります。

議第25号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、保険料及び後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものなどであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ219万1,000円を追加し、補正後の予算総額を1億1,306万3,000円とするものであります。

議第26号 介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これまでの給付実績に基づき保険給付費などを減額するほか、前年度繰越金の精算などにより基金積立金を追加するものであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,599万9,000円を減額し、補正後の予算総額を10億5,389万9,000円とするものであります。

議第27号 宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出ともにあおぞら団地の分譲及び百目木地区移転団地の事業精査により補正するもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,026万7,000円を減額し、補正後の予算総額を1億7,123万3,000円とするものであります。

議第28号 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、繰越明許費4,065万5,000円について、工事請負費及び測量設計等委託料を翌年度に繰り越すため定めるものであります。

議第29号 水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入及び支出につきましては、決算見込額を踏まえた精査により、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,100万円を減額し、補正後の予算総額を2億4,870万円とするものであります。

資本的収入につきましては、事業追加による企業債の増額などにより、既定の予算総額に2,045万8,000円を追加し、補正後の予算総額を9,937万円とするものであります。

資本的支出につきましては、建設改良事業の追加により、既定の予算総額に2,640万円を追加し、補正後の予算総額を1億8,131万2,000円とするものであります。

続きまして、議第30号から議第36号までは各会計の新年度当初予算に関する議案であります。

議第30号 令和6年度大江町一般会計予算は、さきの予算内示会でもご説明いたしましたが、町長選挙があったことから骨格的な予算編成にならざるを得なかったものであります。当初予算には、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費をはじめ、債務負担行為の議決をいただいている事業や、政策的要素を含む事業であっても当初予算に計上しないと支障のあるものについて計上しているところです。今後は、新年度早々に新規事業や政策的要素を含む経費を盛り込んだ補正予算を議会に提案させていただきたいと考えておりますので、格別のご理解を賜りたいと存じます。

以上のことから、令和6年度大江町一般会計予算は、前年度対比で8,900万円、1.4%減の62億8,200万円となりました。

歳入面では、町税の増のほか、地方交付税につきましては、国の地方財政計画と単位費用などを精査し、前年度対比6.4%増の24億8,000万円を見込んだ一方で、基金からの繰入金や町債については減額としております。

歳出面では、冒頭で申し上げましたとおり、義務的経費のほか、当初予算に計上しないと支障のあるものについて計上してございます。この中には、いずれも昨年からの工事に着手しております道の駅再整備事業や柏陵広場整備事業、地滑り災害復旧事業などの大規模事業が含まれており、このことが骨格予算編成ではあるものの、前年との比較では微減にとどまり、予算規模が大きくなった要因であります。

また、令和6年度には町制施行65周年を迎えることから、様々な事業やイベントを周年記念として実施することとしております。

第2表、債務負担行為であります、3つの事業について債務が当該年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定するものであります。

第3表、地方債は、道の駅再整備事業など19の起債につきまして限度額などを定めたものであります。

なお、いずれも交付税措置面で有利な過疎債及び臨時財政対策繰上債などの借入を予定しております。

議第31号 国民健康保険特別会計予算は、保険給付費の増加を見込み、前年度対比1.3%増の8億5,760万円を計上するものであります。

議第32号 後期高齢者医療特別会計予算は、町が行う保険料徴収に係る事務経費のほか、保険料や広域連合事務費負担金など広域連合への納付金を計上したもので、前年度対比で14.3%増の1億2,480万円とするものであります。

議第33号 介護保険特別会計予算は、今年度策定いたしました令和6年度から令和8年度までの第9期大江町介護保険事業計画を基に前年度の実績見込額を勘案し、保険給付費などを計上した結果、全体として前年度対比で7.1%減の9億7,120万円とするものであります。

議第34号 宅地造成事業特別会計予算は、あおぞら団地の分譲促進に向けたPRなどに関する広告料、百目木地区移転団地造成事業に係る造成工事請負費及び発掘調査委託料並びに新規に住宅団地を造成するための測量設計委託料などとして2億730万円を計上するものであります。

次に、議第35号 下水道事業会計予算は、新年度から公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を統合して地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計として予算編成をしております。

内容については、収益的収入は3億7,330万8,000円を見込み、収益的支出については、事業運営経費など3億603万2,000円を計上したものであります。

資本的収入については1億1,520万7,000円とし、資本的支出は、処理場設備改築費や管渠設計費など、2億6,916万2,000円を計上するものであります。

議第36号 水道事業会計は、収益的収入及び支出は、施設の維持管理経費、料金徴収などに係る経費を計上し、前年度対比1.1%増の2億7,580万円としております。

資本的支出は、町道藤田堂屋敷線道路改良に伴う配水管布設替工事などを計上し、前年度対比で40%減の9,250万円とするものであります。

以上、34の議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で、議第3号から議第36号まで、計34件の提案理由の説明を終わります。

1時40分まで休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時40分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第42、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

なお、議場内での写真撮影と、質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇ 櫻 井 和 彦 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 6番、櫻井和彦です。今日は3月11日、あの日から13年、あの日、あの時間、午後2時46分。今でもその瞬間も、その後の状態もしっかり脳裏に刻まれております。今年は正月から能登半島の地震、羽田空港の民間機と海上保安庁との衝突事故と、大変なことが続いておりました。まずは亡くなった方々、被災した方々、負傷した方々に深く哀悼とお見舞いの気持ちを表したいと思います。

さて、羽田の事故では、管制塔、つまりコントロールタワーと海上保安庁の機長との指示のやり取りの勘違いとかで報道されていますが、実際には海上自衛隊のボンバルディア社の機体と、その中には機長の隣に副操縦士が着座しており、同時に管制塔との交信を聞いているわけで、普通に考えれば機長と副操縦士が同時に勘違いすることはなかなか考えられないことではありますが、何せ人間が判断することなので、ゼロではないとは言いきれません。やはり、その後の報道並びに事故調査委員会の調査で、管制塔からのナンバーワンという指示を離陸許可と勘違いし、通常であれば優先順位で離陸するのが1番ですと言ったのを勘違いして取られていたようです。

2月19日、大阪の伊丹空港では、逆に滑走路上の航空機が待機中、管制官が上空にいた飛行機に着陸許可を出して、滑走路上の航空機側が指示に気づいて管制塔に通報して事故を免

れました。

私たちは、危険要素に対面する前にあらかじめ危険要因を洗い出し、できるだけ危険要因を排除することが大切なのであることには、この場で改めて言うまでもありません。ふだん私たちが生活していると、なかなか危険要因を感じたり見つけたりすることが難しいかもしれません。事故や事件が起きてからでは、町をよい方向に進めていこうとする町長の考えにマイナスのベクトルとなってしまいます。

ベクトルとは、力の大きさとその力の方向であり、幾ら力が大きくても、ベクトルを合成したときに、その方向が反対であれば力が相殺されたり、マイナスの方向になってしまいます。できるだけこの大江町をよい町、住みよい町にするためには、プラスのベクトルを結集することが大切なのではないのでしょうか。

2期目を迎えた松田町長には、大江町をよくするための夢があると考えます。夢は夢であり、その前の目標も考えているかと思います。しかし、現実には、その前にやらなければならない切迫した問題もあると思いますので、これらを、この議会を傍聴してくださる方、オンラインや、後日、大江町のホームページなどを通じて見たり聞いたりしていただける多くの町民の方々にこの場で伝えていただきたいと思います。

ハインリッヒの法則というのがあります。労働災害の分野でよく知られている事故の法則についての経験例です。1件の起きた事故の背景には、事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には、事故寸前だった300件の異常、いわゆるヒヤリ・ハット、冷やりとしたり、はっとする危険な状態が隠れているもので、1対29対300の法則とも呼ばれています。

この法則は、大事故を未然に防ぐためには、日頃から不注意、不安全な行動によるミス、ヒヤリ・ハットを起こさないようにすることが極めて重要であり、ヒヤリ・ハットの情報をできるだけ把握し、事前に的確な対策を講じることが重要だということでもあります。大江町でも危険要因の洗い出しが必要だと私は考えます。

今回、一般質問するに当たり町民の声を聞いて回ったところ、蛍水団地の中には、十字路で、どこにも停止線や一時停止の標識のない箇所があると住民からの声がありました。実際に確認しに行きましたが、幹線と支線が交わる交差点ではなく、同じ道幅が交わる交差点でした。その箇所が町道であれば、万が一事故が発生した場合、町の責任が問われないのか不思議でなりません。

さらに、もっとも近い箇所にも危険要因を含んだ箇所があります。役場庁舎の西側に

接している2台分の駐車スペースがありますが、町民が駐車していた車両にひかれかけたとの声があり、その後、実際に私も駐車していた車両が動きかけたときにひかれかけ、総務に、その状況と自分なりの対応策を考えて相談に行きました。しかし、2年以上、実際には3年近く、一向に対策が講じられておりません。その間にも同様の危険事象があり、複数回相談に行ったのは事実です。

こう見ただけでも、僅かな区間だけでも複数の危険箇所、危険要素があるように私は考えるのですが、一体、町は現状を把握しているのでしょうか。そして対策も講じているのでしょうか。まずは、今挙げた例だけでも回答を得たいと思います。その後、危険要素排除の考え方と今後の対応策についての回答をお願いします。

壇上からは以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 櫻井議員の最初のご質問にお答えしていきたいと思います。

まず初めに、今、質問を受けた感想として思ったのは、議員の自分のこれまでの職責や経験を通して、安全確認に対する熱い思い、そういったことが伝わったし、受け止めさせていただきました。

ただ、全体を通して感じたのは、全て100%安全だというような形はなかなか現実的には難しいのではないかというふうに、これは質問があったからではなくて、交通事故などについては非常にそういうことがあるのではないかと感じていること。そして、これから一つ一つ課題について、ベストというふうな形ではなくとも、ベターな対応というふうなことでは安全が図られるような対応をそれぞれやっていく必要があるのだと、そんなことを思いながら質問を聞かせていただきました。

それでは、様々な視点から危険要素を排除することについてご指摘をいただきましたが、おっしゃるとおりであり、私も賛同できるところが非常に多くあります。特に、あらかじめ何が危険要因なのか調べて洗い出し、そして、できるだけ危険要因を排除していかなければならない、このことが大切なのではないかというご指摘は非常に重要であり、行政に携わる者として非常に心に留めておくべきことではないかと感じたところであります。

今ありました交通事故発生箇所や、日頃から住民の方々が危険を感じている道路箇所などを点検するための作業というふうなことでは、当然ながらおろそかにしてはならないものだというふうに思います。実際、交通安全連絡協議会、いわゆる安協の皆さん方など、常日頃

から交通事故防止のためにご協力いただいております、町としても安全・安心なまちづくり、危険箇所の点検と称する取組を毎年7月下旬に実施をしております。これは、寒河江警察署と大江交番をはじめ、安協や防犯協会、町内の小学校や保育施設の関係者、県の道路計画課さん、町の建設水道課、そして危機管理の担当というふうなことで、関係者が一堂に会して町内のいわゆる危険箇所と思われる場所を巡回して点検をしているものであります。その結果を警察署や道路管理者に対する交通安全施設整備などの要望活動につなげているというようなことを行っております。

この取組は、議員さんがおっしゃるとおり、危険要因の洗い出しの一つであるとも思いますし、行政だけではなく、様々な立場の方々が交通安全、交通事故の防止のために尽力いただいている。そんなことをご理解いただきたいと思います。

なお、こうした取組の中でも全ての危険箇所を予知し、その要因を完全に排除するというふうなことは、先ほども申し上げましたとおり、現実的には不可能だとも思います。例えば、明らかに道路管理者として瑕疵がない限り、交通事故が発生したことによって訴訟を起こされ、問題になるというふうなことはあまりないかと思えますし、極論を言えば、交通事故をなくすためには、自動車がこの世からなくならない限り交通事故はゼロにはならないのかもしれない。できるだけ交通事故が少なくなるよう、様々な立場の関係者が一体となって取り組んでいく。そういうことを継続しながら続けていくことが重要であると考えています。

具体的なお話として、蛍水団地内の道路に一時停止の標識や停止線がないことについてお話がありました。原則といいますか、これまでの経過の中でのことでは、道路工事を行う際には、警察の公安委員会に交通安全上の協議が必要になっています。公安委員会では、交通量や、そこが死角になる、いわゆる見えにくい場所なのかどうか、細かな基準に基づき必要と判断すれば一時停止標識などを設置することになります。

これから申し上げることは、少し私の想像的なところも加えてのお話になりますが、蛍水団地は99区画の大きな団地であります。団地造成と道路整備が完了しても住宅は一斉には建たなかった。協議した段階では閑散としていたはずであります。加えて、立地的にも住民以外の不特定多数の車両が通過交通として考えられることは比較的少なかったのではないかと。そして、公安委員会のほうでは、その当時においては、特にそういった措置は必要ないと判断したのではないかと思います。

今では全区画に住宅が建っており、実際に蛍水区長さんからも一時停止の標識設置等の要望が出されていたと聞いています。これを受け、具体的には来年の危険箇所、点検箇所に加

えることなどをしながら、設置するか否かは、あくまでも他の危険箇所と比較した上での公安委員会の判断になることをご理解いただきたいと思います。

なお、公安委員会のほうでの設置というふうなことがなかった場合においても、交通安全連絡協議会等による自主規制看板という方法もあるのかなというふうなことを思っております。

もう一つのお尋ねの中で、庁舎西口の2台目の駐車スペースの件についてであります、恐らく西口を出てすぐ左側にある2つの駐車スペースのことをおっしゃっているのではないかというふうに思いますが、停めていいのか悪いのかというふうなことに關しては、特にルールはなく、一般の来庁者、もしくは、関係者の駐車スペースとして取り扱っているものがあります。その周辺も含めて、職員にとっても一時的には駐車していい場所だという暗黙のルールがあり、平日であれば公用車を停めることもあるかと思ひますし、土日は特に私用の方が停めることもあるのかというふうに思ひます。

これまでは特に支障もなく、それなりに秩序は保たれていると思ひています。また、出入りする清掃業者なども利用しているようなことを見受けられます。あの場所に停めるのは、駐車場が満車でない限り、西口から出入りする役場関係者の方が多いのかなというふうにも感じますし、一般の町民や来庁者の方が停めるというふうなことはあまりなかったと思ひます。その役場関係者の中には、議員さん方も含めてであります、職員共々駐車した際には、各自による周囲の安全確認徹底をお願いしながら、安全の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

蛍水団地の件なんですけれども、来年設置するかどうか検討する。公安委員会のほうと協議するということなんですけれども、私も考えていたのは、自主規制ということで、その考え方をしたんです。標識を見ると、例えば一時停止と止まれという標識があったとすると、裏に公安委員会のステッカーが貼っているやつが道路交通法で定められている標識なんですけれども、そうでないやつは自主規制という形なんです。だから、別に自主規制であれば、公安委員会の認可は要らないし、さっき言ったように、あそこを建てた頃は閑散としていた。蛍水団地ができてからもう大分年数がたつと思うんです。その間、事故はたまたま起きなかったからいいんですけれども、同じ車幅で一時停止がなければ、直進車はそのまま行きます。

横から来る車も、何も停止の指示がないので行きます。ほなぶつかると思います。そのために片方が優先になったりしているわけなんです。なるべく早く、それは自主規制でもしていただきたいと思います。

道路標示だけやっても、山形は雪が降るので、降雪時、道路の標示は見えません。標示とともに標識を立てなきゃいけないというのが、航空で言うフェイルセーフで、二重確認、二重安全。安全の上にさらに安全を重ねるという考え方だと思うんです。そこら辺は早めに決断していただいて、何か町としてやれる方法で進めていただきたいと思います。

それを何で今まで気づかなかったかというのは、区長さんから要望が出たのはいつ頃なんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） すみません、令和5年度だそうです。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 昨年度ですよ。昨年度か。

〔「今年度」と言う人あり〕

○6番（櫻井和彦君） 今年度か。まだ終わっていないから今年度ですね。なるべく早くやっていただければ助かると思います。

じゃ、そこら辺はもう前向きに進めていただいて、改善の方向に向けて危険箇所の減少に努めていただきたいと思います。

あと、もう一つ、役場西側なんですけれども、私が言っているのは、あそこに車を停めろということじゃないんです。あそこに車を停めた状態が、それが発進する際に後方の確認が取りにくい場所だということなんです。実際現場に行って説明するのが一番いいかと思いますが、総務課長とか場所を見てもらって説明したんですけれども、船で言うと入船というのがあるんですけれども、港に頭からつくものを入船というんです。出船というのは、後ろからやって、すぐに出航できる状態。例えば、玄関で靴を脱ぐときに、家の方向に爪先を向けて靴を脱ぐのが入船です。すぐに出られるように、例えば地震が来たときに、すぐ逃げられるように靴を並べて外向きに爪先を向けるのは出船というんです。

そうした場合に、入船の場合、後方を確認するときにバックミラーとかバックモニターって今、すごくいい車にはついてるんですけれども、バックモニターとかあるんですけれども、左側が壁なので、直前まで出てくる人が分からない。それをバックして同時にぶつかりそうになる可能性があるんじゃないくて、実際起きている。一番最初に私のほうに情報が来た

のは、まるっきり町の民間の方で、どの車かは分からないんです。そういうようなことがあったんですかということで一応情報があった。その後、直接自分も同じような状態になって、ああ、こういう状態なのか。やっぱり見えないと思うんです。左側の横から壁が奥まである。後ろから出てくるときに、バックで確認して、後ろがないと思ってバックしているのに、外に出るのには左側にハンドル切って右側に出ていくという状態になるので、ちょうど出会い頭になるんです。

3回目は、やっぱり同じ状態であったんですけども、それはまた別な車だったんです。同じ車じゃない状態で複数回起きたという現象があります。

いろんな案があるんです。だから、さっき言ったように、車を停めろということじゃなくて、車を停めてもいいんだけど、何か事故が起きないような考え方はないんでしょうか。それを考えないのですかということなんです。

一番最初に言ったのは3年前。3年前から、そこから町長のほうにその情報は行っていたですか。耳に届いていたですか。どういう考えをされていたですか。ちょっと教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今回の櫻井さんの質問をお聞きするまで、その経過をお聞きするまでは、そういった話は私は受けたことがありませんし、櫻井さん以外の方からもそういった話を聞いたことがありません。

安全性というふうな意味合いでは、櫻井議員がおっしゃるような全体的な話としては物すごく理解はできます。しかし、総体的に考えた場合に、どこまで何をやらなければならないのかというのは、それぞれのお考えなり、思いがそこに表れるのかなというふうに思います。

私は、危険があれば一定程度のそういった排除は必要かというふうに思いますが、それぞれの個々の方からのご要望を全て実現するというふうなことは難しいと思います。それは総体として必要であるというふうなものについては、それはもちろん私の考えも含めて確保していきたいという思いでいますが、そんなところで、一番最初の質問は聞いたことがあるのかというふうなことで、聞いておりませんでした。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） ちょっと問題があると思います。よくハウレンソウということがあるんですけども、3年前から起きたやつが町長の耳に入らなかったということは、報告なり、それなりはなかったと。危険、危なかったと。危ないというのは事故ですよ。事故に

なりそうだったということです。さっき言ったように、これ1つあったら1対29対300という、そういう要素の一つにもなるわけです。それが3回も起きているんです。3回起きているという事象も伝えているんですけども、それが伝わっていないということ自体がやっぱり何か問題がなかったのかということと、例えば、ここの問題について取り上げることは難しい。なるほどそうかと思います。じゃ、何人の声が届けば町が動くのかということがあるんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） そういったことではないというふうに私は申し上げたい。何人の声があったから、何人の方の署名が集まったからそれができるとかできないかと、そういうことの判断の意味合いであまり聞いたことがないというふうなことを申し上げたのではないんです。全体的に考えてどうなのかということを、皆さんのご意見としてそうであるなというふうに判断させていただければ、それはやらなければならないという意味合いで、10人の声があったからやりますよとか、1人だからやりませんよと、そういうふうなことではないというふうなことです。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 確かにそうだと思います。でも、これは本当に自分が実際に危険だという事象が2回も起きているんです。あそこを出た瞬間にバックするんです。こっちは車が分からない。車も人も分からない状態で出会い頭になっているという状態を今聞いて、今初めて聞いたとして、それは危険だと思いますか、町長。危険ではないと思いますか。それは個人の情報だからと考えますか。どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどそこは申し上げたんですが、危険でないなんていうふうなことは一言も感じませんので、危険な状況もあるというふうには思います。

ただ、運転をする際には、免許証を頂いている以上、安全確認というのは義務ですよ。なので、義務を守っていただくことが一番だというふうに思いますし、ただ、その際に、その場所の安全対策をするというふうなことも含めてそうなんでしょうけれども、ここはまたさっきの話に戻りますけれども、総体的にどうなのかという判断の中で、それは議論すべきことではないかというふうに感じています。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井議員に申し上げます。議長のほうから。

ただいまの西側駐車場ですか、その件について、もう少し内容のある次元の高い質問に展

開していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 下手すると人命に関わることなんですけれども、そういう捉え方を議長がされているのであれば難しいですね。

取りあえず、それは案としていろいろ出しているの、総務課長のほうから聞いていただいて、なるべく危険が起きないような方策、お金をかけなくてもできると思うんです。問題は、頭から突っ込むから出るときに危険だということなんで、前のほうにバックで駐車してくださいとかという、そんな簡単な表示をするだけでも可能かもしれないんです。そこら辺はいろいろ知恵を出してやっていただければ、町民の安全を担保できると思います。そこら辺を町長をお願いします。

2件目の質問です。

一番最初はまだあんまりやり取りをする必要がないようなことでやっているんですけども、いろいろ回答によって変わってきますので、すみません。

住みたい田舎にランキング入り。東京の出版社、宝島社の月刊誌「田舎暮らしの本」2月号で、2024年度版の第12回住みたい田舎ベストランキングで、我が大江町が上位にランキング入りを果たしました。非常にうれしいことであります。人口1万人未満の町、日本国内で回答自治体92で、総合部門で9位、若者世代・単身者部門で20位、子育て世代部門で15位、移住支援策、医療、子育て、自然環境、就労支援、移住者数など、287項目で実施をし、回答を基に田舎暮らしの魅力を数値化し、人口規模や市町村で8グループに分けてランキング化したものであります。

これを紹介した新聞記事にコメントしていた山形県の移住定住・地域活力創生課の課長が、この町にもなじみのある聞いたことのあることだったことと併せて非常にうれしいことであります。

さて、この結果を受けて松田町長は何を考えているのでしょうか。若者世代、単身者や子育て世代ということは、経済的にもまだまだゆとりがなくて、就労もしなければ生活を維持することも困難なのではないかと考えますが、住みたい人を受け入れるために町としてなすべきこと、大江町としてなさねばならないことを示してください。町長の夢を語ってもらうのではなく、明確な目標と実現をしっかりと見据えた上での話でお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） ちょっとさっきの質問でお願いしたいことは、よくこういう話が出て

くると、どうしても現場で起こってしまうようなジククスなども世の中にはあるようです。なので、ぜひ職員もそうですが、皆さんも含めて、あそこの場所で事故を起こさないようなことを十分に注意をしないと、していきたいというふうに思いますので、ご協力をお願いします。

さてさて住みたい田舎ランキングの話であります、今ありましたように、人口1万人未満の町部門で総合9位という評価、この部分については、先ほど申し上げた所信の中でも触れさせていただきました。

実は、昨年度も同じランキングで総合21位で、今年は9位というふうなことで、2年連続で移住したくなるまち、暮らしやすいまちというふうなことで高い評価をいただいたのかなというふうに感じています。

町長はどういうふうに思ったかというふうなことでありますが、この結果を聞いたとき、素直にとてもうれしく思いました。ただ、その陰には、いろんなデータを集めながら、このランキングに申し込むといえますか、登録するというふうな作業の中では、職員のそういった努力があってこういう評価をいただいているんだなというふうなことを感じたというのが率直な気持ちです。

この結果は、今申し上げましたように、客観的なデータに基づく評価だから非常にありがたいし、うれしいというふうなことです。今ありましたとおり、278項目に及ぶアンケートの結果を基に独自に数値化し、ランキングを決めているため、言ってみれば公平で納得のいく評価だというふうに思います。アンケートの項目を見ると、移住者の受入れや実績、そして住宅の支援、日常生活、交通、医療、自然の豊かさなどの総合的なアンケートのほかに、単身者や子育て世代、シニア世代が住みたい田舎アンケートなど、項目別に多岐にわたる設問が用意されています。大江町にあるもの、ないもの、取り組んでいること、取り組めていないことなど、事実と結果に基づき回答をしています。すなわち、これまで大江町が取り組んできた様々な施策に対する相応な評価であるのではないかと言えます。これまで行ってきたことが客観的に評価されたのです。だからこそ価値のある評価であり、誇りに思える結果でありました。

さらに、今年度の4月から今年1月末現在における住民基本台帳移動人口集計表の社会的人口動態を見てもみると、転入者が転出者を上回っておりまして、9名の増加でありました。ここ数年のデータを見ても増加ということはなかなかなく、人口減少が課題の本町においては、この結果についても大変心強くうれしい結果である。実績としてこういうふうな数字も

一部表れてきている。そう思います。

町では、若者や子育て世代だけでなく、ここに暮らす全ての町民に愛されるまちづくりに取り組んでいます。その成果がアンケートや社会的人口増という結果につながっているのではないかと思います。

先ほどの所信表明でも申し上げましたが、移住・定住などの考え方については、その中で申し上げておりますのであえて申し上げませんが、毎日の暮らしの中に何げない幸せや満足感、そして安心感を実感できる町こそが、愛される、愛してもらえる、そんな町だと思います。若者や子育て世代が魅力を感じる町ではないかと私は考えています。子育て支援が手厚いとか、給食のご飯が云々というふうなことは先ほど申し上げました。そういった「ちょうどいい幸せを感じるまち」であることを町民自身も実感し、誇りに思い、これまでの町としてやってきたことを引き続き力を入れてやっていきたい。そんな意味で思っているところであります。

大江町への評価というのは、先ほどのアンケート結果や、人口増、社会的人口増などについても、全国的に見ても住みやすい町、住み続けたいと思える町。これからも住む方の立場に寄り添った町のオリジナルの支援を継続していくほか、町の情報、魅力の発信に努めていきたいと思っています。

最後に、夢についての質問がありました。夢を語ること、夢を持つというふうなことは、この大江町を預かる政治家として一番大切なことだと思っております。それは、夢や志がなければ、町のあるべき姿、道筋が思い描けないのではないかなと思うからです。第10次大江町総合計画に掲げる町の将来像の具現化のため、様々な、その根底にある原動力こそが夢であると思います。ぜひ櫻井議員の考えるこの町の夢、どんなものなのか、そんなことも今後お話しできたらなというふうに考えています。ぜひ、みんなで夢を語り合いましょう。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 私、事前に渡している資料で、夢を語ってもらうのではなくて、明確な目標と現実をしっかりと見据えた上での話をお願いしますということであつたんですが、その中には、若者世代、単身者、子育て世代が住みたいと思っているんだけど、この人たちには経済的にもゆとりがなく、就労もしなければ生活を維持することも困難ではないかと考えますということと事前に渡していると思うんです。そこら辺で受け入れるために町としてはどうすべきか、何ができるのかというのを教えてくださいということと事前に渡していると思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと論点が重なり合わないような気がしますけれども、私は、先ほど申し上げましたように、この議会の冒頭で申し上げた所信表明の中でいろんなことに触れさせていただいていますが、櫻井議員から今ご質問のあった内容についても、その中でのおむね表現させていただいているのではないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） すみません。できればもう一度、簡単に要約して私が言った質問の回答をいただければうれしいと思うんです。実際、あの長文の中でなかなか要約して受け取ることがちょっと難しかったと思うんです、私が年寄りのこともあるかと思いますが。そこら辺、ちょっと要約して回答いただけますか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどの施政方針をお持ちですか。それをまた一から読むと50分近くかかるんですが、これからの人口減少、少子化社会の中で、これはもう、今本当に転換期を迎えている課題だというふうなこと。そんな中で大江町はどうやっていくか。なかなか子どもが生まれない、今ここにお住まいの方々だけでは少子化の問題は進んでいかない。だとしたら、移住してくれる方々を、その中でも、できれば子育て世代の方々を呼び込み、そして子どもの数を増やしたり、若い世代の人が次の世代につないでいくようなまちづくりができるのではないかと。そういうことです。

なので、私は、まず一番に移住者の確保、定住者の確保と併せて、子育て支援策、これを町の売り物にしながら移住者の受入れ、そういったものにつなげていきたい。というのは、お話をいろいろ聞くと、子育てがしやすい町であれば、そういった方々が魅力を感じてもらえる。次の移住先を探すときの一つの大きな判断材料になってくるというふうなことがいろいろと聞こえてくるからです。そこを中心にやっていきたい。簡単に言うとそんなことです。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

移住してもらうにはなかなかいい案だと思います。実際、うちの団地でもいろいろな夢を持って子どもたちと一緒に来るんですけども、結局、生活を維持するのがなかなか難しいとか、雪はまた別として、安定した職場を見つけるのが難しいとか、結局安定した生活をするためにどうするかというのが、なかなか移住してこないと分からないと思うんです。今後、

そこら辺も考えながら具体案を新しく来られた方に示してあげて、一旦受け入れても、ここからほかの町に出ていかなくても済むような形を考えていただければと思います。これは私の希望であります。回答は要りません。

以上で私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで櫻井和彦君の一般質問を終わります。

午後 2 時 40 分まで休憩します。

休憩 午後 2 時 2 5 分

再開 午後 2 時 4 0 分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 関 野 幸 一 君

○議長（宇津江雅人君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

8 番、関野幸一君。

○8 番（関野幸一君） それでは、質問に先立ちまして、今日、3 月 11 日、13 年前の東日本大震災、また、今年の 1 月 1 日に能登半島地震で亡くなられた方のお悔やみを心より申し上げます。また、今も苦勞してられる被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今年の 2 月に行われました町長選挙においては、昨年 9 月に行われました町議選同様、無投票という大変残念な結果に終わっております。でも、先ほど町長の話にもありましたけれども、信任された、負託されたことには変わりございませんので、しっかりと町民の皆様への負託を得て議員活動が続けていきたいと思っております。また、松田町長とも共に手を取り合って安全で安心な大江町をつくるため頑張っていきたいと思っておりますので、町長もその辺のところを酌んでいただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

町内の施設の W i - F i の設置状況はということで質問をさせていただきます。

今年の9月にリニューアルオープンを控えている道の駅、町内の2つの温泉施設、公民館や駅、交流ステーションをはじめ、町にはたくさんの施設があり、W i - F i 環境はそれなりに整備されていると思っております。施設によってはまだ未整備の施設もあると思います。道の駅リニューアルで交流人口のさらなる拡大を考えていると町長の話にもありました。スマートフォンの普及で町内の様々な情報や地域の情報がスマートフォン一つで手軽に見ることができる現在、町の様々な施設で当たり前で快適でフリーに使えることのできるW i - F i の整備を早急にするべきと思いますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） それでは、関野議員の最初のご質問にお答えを申し上げます。

W i - F i の設置状況というふうなことで、スマートフォンやタブレット、SNS、これらの飛躍的な普及により情報収集手段や生活の様式に大きな変化が生まれ、私たちの仕事の面でも今や欠くことのできないアイテムになっている、そう思います。特にスマートフォンについては、高齢者の方も使いこなせる方が多くなってきており、買物での電子決済も一般的にかなり進んでいる。自動車と同じように、日常生活の利便性を高めるため、欠くことのできない、そんなものになってきていると思っています。

観光施設や飲食店などでは、W i - F i 環境が整っているかどうかが集客にも影響する時代になってきています。町としてもこの流れに乗り遅れることなく、利用者の利便性向上を図るため、公共施設でのW i - F i 環境の整備に努めてきたところであります。

平成28年に設置し、その後、設置箇所を拡大してきた結果、現在の各施設におけるアクセスポイント数は、役場庁舎内が13、中央公民館が5、体育センターが6、ふれあい会館が3、交流ステーションが2となっており、そのほかにも山里交流館やA T E R Aでも利用可能となっています。

当初の頃は支障は生じていなかったものの、年々W i - F i を利用する方が増えるにつれ、つながりにくいとの声も聞こえてきたことから、令和5年度の予算で各施設一斉にW i - F i 設備を更新したところであります。既に8月から利用に供されており、議場でのタブレット使用にも対応できているのではと思っています。これにより、通信速度の高速化とアクセスポイント1か所当たり最大接続台数も従来の30台程度から100台にまで飛躍的に増えたと思っています。現在のところ特に大きな不具合は生じていないのではないかと思います。

なお、念のため、去る2月29日にW i - F i 設備の設置工事を請け負った業者から、役場とふれあい会館、交流ステーションで電波状況の確認作業をしていただきました。その結果、

コンクリート壁の影響で部分的に電波が弱い箇所があるものの、動画視聴で試しても途切れるような現象は確認されなかったとのことであります。不具合が起きる場合の可能性として考えられるのは、気象庁のレーダー電波の混線により一時的に電波を停止することがあること。また、古いアンドロイド端末などは、接続を認証する画面に移行する速度が遅いことなど、そのようなことがあると聞いております。

また、途中で接続が切れてしまうというご意見をいただくこともあるようですが、これはセキュリティの対策上、あえて1回当たりの利用時間を60分に制限しているためで、1日の利用回数は無制限としております。利用する方には多少ご不便をおかけすることにはなりますが、セキュリティ上の対策というふうなことでご理解を賜りたいと思います。

このほか、公共用財産として位置づけられる施設として、役場庁舎のような行政施設ではないものの、多くの利用者がいる温泉施設などがあります。特に健康温泉館や新しい道の駅などは観光的要素も強く、集客力のある施設でもありますので、むしろ庁舎以上にW i - F i 環境を必要とする施設であるのかもしれません。

令和6年度も大規模事業が多く、財源確保が難しい部分もありますが、今すぐとはいかないまでも、柳川温泉なども含めて優先順位を付して、順次環境をさらに整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、町長のほうから一通りの町のほうの施設の設置状況等、お話があったと思います。確かに昨年度が一番メインだと思いますけれども、役場でも議会でもタブレットを導入するというに関して、まず庁舎内のW i - F i の整備等を行っていただいたと思っております。

ここで、答弁いただいたものに、アクセスポイントというのは各施設ごとのアクセスポイントが書いてありますけれども、アクセスポイントが多ければいいということだけの問題ではないと思います。先ほど町長のほうの答弁で、2月に一応設置業者から検査をしていただいたということで、その建物の状況とか様々な利用環境において、やはり無線の電波でありますから、若干の不具合が出たりとか、かかりにくくなるということは、当然私も存じております。その中で、その検査というのが、ほかの人が使っているときにやったのか。それとも検査をしている1台の機械だけで見たのか。そこもやはりつながる、つながらない等のいろんな様々な問題があるんじゃないかと、本当の本質が出てこないのではないかとってお

ります。

私も頻繁に町の施設に行つてW i - F iを使うわけではありませんけれども、何かの会合で行つた折などは、やはりW i - F iを使つてちょっと見たりとかしているわけでありましてけれども、中央公民館の町民ホールもかかりにくくなつたりとか、つながりにくくなつたりとか、あと、交流ステーションの上のほうで、昨年改修したサテライトオフィスだっけかな、サテライトオフィスにも行つて、W i - F iを誰も使っていないときに行つたんですけれども、ちょっとつながらない、つながりにくい状況になっているとか、そういうことも実際あります。

例えば、人の来るところって、町長、最後のほうにお話ありましたがけれども、例えば、道の駅、温泉館、やはりそこは一番とその観光客の方とか様々な方が来るわけですね。そこの中で当然スマホで様々な情報を検索したりすると、これはもう今、日本人は当たり前な姿になっている。そういう姿の中で、まして道の駅に関しては、今、週に何回か阪急交通さんのほうから観光客の方が来ている。その中で、W i - F iに対してのこれまでのお話とか全然なかったのか。本来であれば、やはりそういうふうな観光で人を呼び込むところであれば、一番最初にW i - F iの設備を、やはりきちんと整備する場所だと私は思っております。

今後、道の駅を整備するに当たって、そのこのところもしっかりとW i - F iを整備する。ある程度、専門ではないから分かりませんが、強力なものをつけられるのか、それとも強力なものはつけられないから、中継とか、やっぱりスポットを多くすれば解消するかというのは分かりませんが、やはりそこは町のほうの財政と先ほど言いましたかもしれませんけれども、やはり大江町のデジタル推進計画というものも今年度つくつたと思います。また、国のほうでもデジタル田園構想ということで、様々なものの補助金とか、そういうものも準備していると思います。そういうものを活用しながら、やはり一番はうちの町では観光。あと、W i - F iは観光だけではなく、常日頃の様々な生活の情報、また、災害が起きれば防災等にも使える。そういうものを考えるのであれば、しっかりとしたW i - F iの核になる基地局から中継、アクセスポイント、その数を増やす。あとは、どうやったらその出力を上げることができるかということを考えながら、もう一度しっかりこの町のW i - F iの整備をするべきではないかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、関野議員が言われたとおり、観光施設などについては、これまでそうですが、これからもさらにご不便をおかけしないような対応をやっていく必要がある

というふうに思っています。

一例として、今、阪急交通社さんが健康温泉館のほうで昼食を取ってもらえるようなバスツアーをやっておりますけれども、その中でも一部意見があったというふうに聞いています。つながりにくいというご意見があったというふうなことは聞いておりますが、大きな支障になるようなことでトラブルなどは起きていないようではありますが、その辺に対してもしっかりと対応していかなければならないのかというふうに思います。

あと、私もあまり機械のことはよく分からないんですが、私自身経験したこととして、W i - F i と、いわゆる5 Gなりの携帯の電波、これが何か干渉し合っとうまくつながらなくなることがあるというふうなことで、私もその場所ではW i - F i を切ってくださいというようなことをアドバイスされて、つながった経験があります。ちょっといろんな具合、環境の中で分からない部分もあるんですが、強くしたからといってそれだけで済む問題ではないし、先ほど言われたように、アクセスポイントは、少ないよりは多いほうが、近いところにあったほうがいいんだというふうに思います。

ただ、その部分の中で、台数を増やしていくというふうなことは、これは財源的にもそうですけれども、技術的な部分も含めて十分そこは検討しなければならない。我々が今まで設置してきた中では、専門の業者さんから一定程度この範囲の部分を満たしてもらえるような箇所を選定して効率よくやっていただくというふうなことで、これまで取り組んできました。そんな中で不都合がある際には再度点検を行って、増設が必要なのか、何か調整が必要なのかというふうなことはやってきたつもりであります。

なので、先ほど申し上げた役場などの公共施設の部分については一定程度整備がされて、つながりにくい現象はあまりなくなったのではないかなというふうに私自身は思っています。ただ、声としてそういう現象があるとすれば、またそこは調査の上、対応していかなければならないというふうに思います。

それから、健康温泉館や道の駅、ここは本当に町の入り口ですし、情報の発信箇所だというふうに思います。そういったW i - F i というか、インターネットの情報提供なくして、SNSの情報をなくして、そういったにぎやかさづくりはできないというふうに思っていますので、その辺は調査をし、増強を図るような手だてを考えていきたいと思っています。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、道の駅、温泉館、新しい町の入り口ということを町長が言われましたけれども、確か

に新しい入り口には、やはりそういう設備というものは早急につけるべきだと思っております。

当然、道の駅というのは新しい建物になりますので、そこに関しては間違いなくつけると思います。そこにつけなかったら何していたんだと言われるだけの話でありますから、それと一緒に、やはり温泉館も一つの町の目玉でありますので、そこにもしっかりとつけていただければなと思っております。

あと、ちょっと残念なんですけれども、もう一つ、左沢駅って入り口もあるんです、大江町には。その左沢駅に関しても、これで見ると交流ステーションにスポットが2つということがありますけれども、高校生の方が電車から降りてきたりとか、朝、通学に行くとき、外で使っているんだよね、スマホって。多分分かんねえと思うんだけど、課長も分かんねえと思うんだけど。外で使っているんです。中さ入って使っているなってなかなかないんです。外は全く使えません。

そういうところもやはり現場というか、1回来てもらって、子どもたちが実際どうやっているか、そういうことを見てもらいながら、やっぱりそういうところにもしっかりとそういうふうなつながるようなことはしてもらえれば、子どもたちも喜ぶんじゃないかと思っておりますので、その辺のところもしっかりと検討して、現場に来て、どういうふうな状況で使っている、どういうふうな状況になっているんだかというものを課長から足を運んでもらう、また、職員から足を運んでもらって確認してもらいながら、しっかりとこのW i - F i に関しては、ほかの町から遅れないようにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 頑張って取り組んでいきたいというふうに思いますが、ちょっと意外だったのは駅の交流ステーションです。2か所のアクセスポイントがあり、そして、さらに1台当たり100台等が接続できるというふうなことの整備をしているというふうなことを先ほど申し上げましたが、そんな中で、子どもたちは外で使うんだと、だからというふうなことだとすれば、本当にそれぞれの公共施設の玄関の外でも使えるようにすんだかどうかとか、そういうふうなことも含めて考えなければならぬものかなと。ただ、駅という特殊な事情はあるのかなとも思いながら、ちょっとどうなのかなと思うところもあります。

一例として申し上げます、小学生がゲーム機を使い、W i - F i ポイントを探しているところなどで遊んでいるというようなこともありました。その辺のところも、教育といいます

か、そういう部分から捉えたときに、あらゆるところでW i - F i がつながることが果たしているのかどうかというふうなことも、ちょっと議論していかなければならないのかなというふうに思います。ちょっとそのところは研究させていただきたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

終わったと思ったんだけど、町長が言ったから一言だけ。

駅のほうで使うということは、特殊な場所というか、やはり高校生とかそういう人が集まる場所なので、そこはやっぱりある程度特定の場所と考えていただきながら整備をしていただきたい。

あと、小学校の子どもらがW i - F i スポットでゲームするというのは、それは教育長の担当であって、子どもたちにどういう教育するかというのは学校の仕事でありますので、そこはある程度考えながらしていかないと、ごちゃごちゃなってくるとどうしようもなくなりますので、よろしくお願いします。

じゃ、爽やかに次の質問に移りたいと思います。

特定危険住宅の今後の対応について。

これまで再三町内の危険家屋について質問してまいりました。また、下のほうの総務課のほうでもお話をさせていただきました。数年前からお話をしているのでありますが、全然進んでいないと今の現状を捉えております。様々地域の方々の意見や町内外の方々の意見も町には届いていると思いますが、一向に腰を上げないのはどういうことなのか。危険家屋の1つは町道に面しており、冬季間は倒壊のおそれや落雪の危険を考え町道を通行止めにしてしていると聞いております。また確認しております。本来は町民の生活道路を危険家屋のために通行止めにするなどは何を考えているか分かりません。

また、本町は重要文化的景観にも指定されており、町の景観に関しても、町の様々な景観条例を制定し、屋根の色や住宅の建築やリフォームに対しても様々な制約があると思います。町の代表的な景観が望める日本一公園に行く道、行程にも見た目にもあまりよいとは思えない半分崩れた家屋を放置しておく。重要文化的景観に選定された町の町長としてはどのように考えておりますか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） それでは、2件目の特定空き家の解体処理などについてというご質問にお答えをしていきたいと思います。

空き家の問題については年々深刻になってきております。大江町に限らず、都市部を含めた全国的な社会問題というふうなもので、様々な意見や報道が新聞・テレビ等でもなされているところではあります。

幸いにも、大江町では空き家バンクの利活用が比較的順調で、移住希望者が興味を引く好循環に結びついている。あくまでも新しく良好な物件に限ったものであり、管理の不十分な物件に対する近隣住民からの苦情や相談が後を絶たないというのも実情であります。このようなときは、総務課の担当職員が現場を確認していますが、所有者と接触できない場合が数多くある。その辺が原因かというふうに思います。

状況は、写真を撮って善処を促す文書とともに所有者宛て郵送しているところではあります。しかしながら、こうした案件の場合、連絡がつくのは極めてまれで、ほとんどが反応ないことが多く、中には不当な民事介入ではないかとか、なぜ自分に連絡をよこしたのかと非難を浴びることも多くあります。また、町には50万円を限度とする空き家の解体補助制度があり、一定の利用をしていただいているものの、これを利用できるのは、それ以上の多額の自己負担が可能な方に限られ、経済力がない方や相続問題を抱えている方などがこの問題を深刻化させている側面があります。

このように、解決策が見いだせない状況がありますが、空き家対策の推進に係る特別措置法の一部改正に伴い、いわゆる行政代執行も視野に入れた一歩踏み込んだ対応が必要になってきていると感じております。

町では、現在、関係職員だけではなく、関係団体や外部の有識者を含めた空き家対策協議会の設置を急いでおり、今後はこの組織に行政代執行に値する特定空き家であるか否かの判断を求めることになります。

なお、改めて対象物件への立入調査をした上で、助言・指導、勧告、命令など、段階を踏んだ上で所定の手続きをクリアしていかなければならないことになります。これはあくまでもやはり個人の財産であるというふうなことを度外視して手続きが進められないためでございます。これを経て行政代執行ができるとなれば、その半分以上が国費で賄われることになります。仮に、60坪の危険空き家の解体費用が300万円程度だと仮定すれば、150万円が町の負担になります。この費用は町で一旦立替えて所有者に求償する。つまり支払いを求めていくことになりますが、このような事態に至った経緯からして、回収できなくなることは容易に想像が

つきます。

今のところ行政代執行も視野に入れているのは、9区、月布、貫見、1区にある物件がありますので、今後ますます同様の物件が増えてくるのは確実であり、先行事例となり得るものなので、特に慎重かつ公平性のある対応が求められることになります。

実際問題として、その空き家が危険な状態であるか。隣近所が迷惑を被っているか、景観を損ねているかといえば、ほとんどがイエスというふうなことになるかと思います。そうなってしまえば收拾がつかなくなり、必ずしも大きな声を上げたからといって行政代執行に至るわけではありません。財政的にも対処し切れなくなるのは明らかです。また、放っておけば、役場が、町が行政代執行で全て解体処分してくれるという風潮が蔓延すれば、これも意図的に放置されてしまうというようなことも懸念されるのではないのでしょうか。

この問題は以前からかなり深刻で、今後とも続くであろう困難な行政課題ではありますが、法改正により解決に向けて前に進めていかなければならない段階にきていることは事実であります。まずは空き家対策協議会を設置し、所定の手続を鋭意進めていく、そういったことで前に進めていきたいと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

最後に、前に進めていかなければという町長の言葉で何とか少し気持ちも和んだわけではありませんけれども、前向きにしてやっていただきたいと思っておりますが、やはり遅いようです、町の対応というのは。もう私が議員になったときに、多分9区の物件に関しては町のほうに相談していると思います。そのときにはちょっといろいろ進むかなと思ったんですけども、その後はちょっとしたボタンの掛け違いか分かりませんが、そこから進まなくなって今の現状があるということになっているというのは、町長も私もお話をしている中で理解しているところだと思います。

その中で、今、貫見という話がありましたけれども、貫見の危険家屋については、割と町道に面している場所だと町長も認識していると思います。町長も2月の選挙のときに町内をくまなく見て、自分の名前をしゃべりながら町内の危険箇所をしっかりと見てきていただいたと思っておりますので、その辺のところは把握していると思います。

あそこは、実は町道でありまして、上の部落の方が郵便局等に行くときに、冬の期間は落雪の危険、そういうことであそこを通行止めにして、町のほうが。通らないよう迂回をして、ぐるっと回って郵便局に行くと。また、話を聞くとところによると、最近は夏の期間も、やっ

ぱり看板が飛んでいるかもしれない。何が来るかもしれないと怖くて回っている方が多いという話も聞いております。その辺は、今後、町長が地区に行ったときにお話を伺ってくれば、こういう状況だというのは分かると思いますので、ぜひ足を運んで聞いていただきたいなと思っています。

そういうふうに町道に面している。9区の場合は県道に面している。そういう場所で、例えば、その建物が崩れなくても物が飛んできた。何かが倒れてきたときの責任というのは、あくまでもその住宅の持ち主、または、住宅の持ち主が分からなくなった方のだと思いますけれども、町道に関する管理、県道に関する管理等に関しては、それはやはり町、県というところが責任の所在となってくるので、私はなるのではないかと考えております。

そういうことを考えながら、今後、町長が言いましたけれども、所在が分からないのは、ずっとやっぱりそういうふうにしておかなければならない。そういうふうなことで代執行して建物を処分したということが伝われば、大江町でもう建物をほったらかしにしておく、そういうふうな話になるというのも言いましたけれども、例えば今後、今年は雪が少なかったからよかったものの、雪が多い場合は、雪が落ちてきたと、道路に。それというのは税金で除雪するわけですね。何か来たときには町の職員が行って様々なことを施す。例えば危険がないようにすると。全部税金ですね。何もしなかったら、これから先、ずっとそれ使われないんですよ、何するにしても。

そういうものを考えたときに、どこかでやはり一本引いて、その危険なものを排除するというのを考えなかったら、町民の安心・安全にならないわけです。町長の公約に町民の安心・安全あったんだけど、安心はあったけれども、安全は多分なかったと思う、今回のリーフレットさ。

だから、安心・安全というものをしっかりとやはりするのであれば、そういうものも、いろんな考えあります、人間ですから。いや、町がやってくれんだからほっとくべということも、1回すれば出てくつかもしれません。だけど、やはり今の危険な状況、また重要文化的景観と言っている町であれば、そういうものはやはり協力をしてもらって、なるべく早く撤去するなり、そういうことをしていかないと、名前だけの重要的文化景観、人の見えるところだけはなるけれども、見えねえところはいいんだよみたいな形になるのであれば、やはりしっかりと対応を取っていただきたい。

だから、様々な問題であります。法律の問題もあります。私もいろいろ分かりませんけれども、相談すると、町のほうの弁護士に相談してとか、様々な意見を聞かせていただきまし

た。でも、弁護士の意見聞いても進まないということは、弁護士も大変じゃないかと。町のほうも決断できないんじゃないかと、そういうふうに思っております。だけど、しっかりここは決断をする。町のお金を使うんだったら町のお金を使ってでもいいから危険を排除するというのもやはり考えなければいけないんじゃないかと思っておりますけれども、そのところはどうなっていますか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） これまでも多分何度となくお話はさせていただいてきたと思うんですが、空き家の責任の所在といいますか、誰が責任を持つかというふうなことは、一義的には所有者だというふうなことも十分理解していただいていると思います。その部分を、まずは何とかこじ開けられないかという対応を町はまずしなければならないというふうに思います。そうでなければ、一方的に行政代執行で、その後、様々な問題が派生するというふうなことがあるので、そこは手続として、責任の一番ある所有者の方に訴えかけながら、何とか解体していただくような、解体までもいかなくて、安全が確保できるような形にしてもらえないかというふうなことに非常に気を遣いながら、そこを説得といいますか、説明をしているというのが今の状況です。

先ほど言いましたのは、ここから一步踏み出していくというふうなことになるれば、今、関野議員は、そういった費用を持ち出すことも、町のお金を使うことも、それは必要な予算ではないかというふうな意味合いのお話をされました。そういった議論が町民皆さんのほうからご理解をいただけるような環境づくりも必要だというふうに思いますし、また、安易に解体するというふうなことを町が行うことにより、所有者の責任の所在というふうなものも薄れてしまうのではないかというふうな意味合いで、これまでもお話をしてくれていると思いますし、今もそういった状況だというふうに思います。

そして、私が最後申し上げた前に進めたいというのは、そこから一つ踏み出したような対応を今後していかないと、関野議員が言われているような、そういうふうな問題が今も目前に避けられない状況としてあるのではないかというふうなことを理解した上での発言でございますので、その辺のところは、今後力を入れていくというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。しっかりと前向きな回答を受け止めました。

でも、ちょっと1点だけ、繰り返して申し訳ない。相手があることであります。多分いな

なくなった方、いなくなったというか、まるっと亡くなった方はいるか分かりませんが、あとは建物の所有権がごちゃごちゃになってきたという話も聞いております。その辺のところは、実際どのぐらい追跡とか、町のほうで所有者、今の現の所有者、またはその建物の持ち主だった方と接しているのか。これは町長じゃなくて、ちょっと課長のほうが様々事務的なことをやっていると思うので、課長の分かる範囲でいいので、だから、その3件の物件に関してしっかりと所有者なり持ち主等が分かっているか、それに対してどのようなアプローチをしているかだけ回答いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 町長から答弁がありました具体的に3件の物件につきましては、いずれも法律上の所有者は押さえておまして、現状の状況につきましても写真を撮って、こういった状況であるから何とか善処をお願いしたいというふうな関わりは以前からやっております。ただ、いずれも、3件ともそういったアクションは起こしておりますが、反応がないというふうな状態がここ二、三年続いているというふうな状況であります。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

じゃ、承知しましたので、次のほうの質問に移りたいと思います。

これも少し空き家も関係あるんですけども、危険家屋じゃなくて、使える空き家に関しての話でありますので、気を静めて聞いていただきたいと思います。

町内の町営住宅、アパートの料金の見直しはということで質問させていただきます。

大江町では、これまで新規就農者用の住宅建築や住宅団地の造成の折、町営住宅や町営アパートの建設を進めてまいりました。新規就農者住宅に関しては、農業者の移住・定住に関して大きく貢献したことは、多くの人が知るところであります。ただ、最近の町の空き家の状況を考えてみれば、新築で就農者の住宅を建設する必要があるか、よく考えないといけないと思います。町営住宅やアパートにしても、大江町に移住してくる人にしても、大きな要素になると考えています。

町内のアパートでは大花住宅が一番新しいアパートであります。ほかの住宅、アパートに関してはそれなりに年数がたっており、お世辞にもあまり住み心地がいいとは思いません。今後、新しい住宅やアパートを建築するにもそれなりの費用がかかり、現状では難しいのではないかと思います。新しい建物でしたら、それなりの家賃でも何とか入居してもらえなくともいいと思いますが、古いままの住宅ではなかなか入居してもらえなく、空いているところも何

か所があるようです。民間であれば、ある程度古くなれば賃料の見直しなどをして、新たな入居者を募ると思いますが、町営住宅やアパートは町の所有であることから、料金の見直しは難しいと思います。

しかし、入居してもらえるのであれば、料金の見直しも必要かと思いますが、料金の見直しなどもして入居していただきたいと思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 3問目の空き家をリノベーションやリフォームをして移住者に提供してはどうか。また、町営住宅、アパートの家賃の改定はというふうなことでお答えしたいと思いますが、ちょっと最後の質問の進め方が、ちょっとこちらの事前通告あったものと少しニュアンスが違っていたなというふうな感じがしておりますので、その部分は、その後ちょっと肉づけというか、フォローしていただければというふうに思います。

空き家をリノベーションやリフォームをして移住者に提供してはどうかというお話であります。今、空き家バンクを実施しています。直近の実績としては、令和4年度は23件、令和5年度1月末までの物件で21件の登録がありました。このうち、令和4年度は13件、令和5年度は9件ぐらいが利用につながりそうな状況、現在の状況であります。利用は子育て世代や40代以下と若い世代が半分以上を占めている。そして、調査に期間を要する物件もあり、これから公開を予定しているものもあります。利用希望者のお問合せも多くなっており、高い需要を今感じているところです。

空き家バンクの魅力の一つに、バンクで購入した物件の補助の制度があります。空き家バンクで物件を購入すると、補助を活用し、リノベーションすることができます。改修工事費の3分の2、150万円が上限となっています。最近、古民家などのリノベーションがブームになっていますが、現在は住宅利用の選択肢として定着してきたような気もしております。

リノベーションの醍醐味の一つは、規模も趣向も自分の希望に合わせられるところだと思います。住みたい方自身が自由に必要な部分を改修するほうが面白く、自分の家を持った実感、愛着が生まれるのではないかという感じもします。町にとっても物件を購入いただくほうが、より長く大江町に住んでいただけるものではないかとも考えています。現段階において、空き家バンクなどによる民民の取引が活発に行われています。町が主体となってリノベーションするより、今はこうした取引を支援していく、そういう対策を中心にやっていく時期だと思っています。

利用の一つの形に、新規就農者をはじめとした賃貸物件から空き家バンク物件への住み替

えがあります。若い移住者や新婚世帯には別途家賃補助の制度がありますので、これらの支援を組み合わせ若者の定着が進んでいけばと考えています。というようなことでございます。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 大変すみませんでした。慣れないタブレットで質問しているので、もう文字が小さくて飛んでしまいました。申し訳ありません。

新規就農者のところで、今、町長が答弁を先にしていただいたんですけれども、そのところで新しい新規就農者だけじゃなくて、町で持っている空き家等をまさにそこでリフォームなり、リノベーションをして使ったらどうかというようなことの質問がちょっと飛んでしまいました。申し訳ございませんでした。

でも、そこ、せっかく町長がしゃべっていただきましたので、町長言いましたけれども、民民の取引ということになっておりますけれども、やはり町でもある程度移住してもらう方、また就農で来てもらえる方、うちの町は本当に新規就農者住宅の新しい建物で、それで入っていただいているという実績もあるわけです。しかし、新規就農者住宅1棟建てる値段と、例えば、空き家をリノベーションするのであれば、3軒ぐらいはリノベーションできるんじゃないかと。そうやって目的に合ったようなものをまず準備するということも一つの手段ではないかと思っただけの質問であります。

だから、買った人は補助金あるから勝手したらええなんですかというんじゃないくて、こういうような形のものも出来上がったよというようなことを町のホームページ等に出すことによって、それで来てもらえる一つの手段にもなるんじゃないかなというようなことで、この質問をさせてもらったわけであります。

そういうことで、こうなってくると新規就農者は農林課、建物に対しては、空き家に関する地域振興課ということになるわけですが、やっぱりその辺の横のつながりというのかな。農林課は農林課だけでも新規就農者住宅だとか、地域振興は空き家だけだとかそういうふうじゃなくて、町として、一つの中で大江町として空き家に関しては新規就農者も空き家バンクも関係ない、みんなこういうようなものが来たときに、こっちもあるんじゃないか、これもあるんじゃないかと、そういうようなことの横の連絡をしっかりと取りながら、無駄のないようなそういうふうな空き家を埋めていく。まして、移住・定住に関しては、就農者じゃない方の移住・定住も増えていると聞いております。そういう方に対しても、様々なそういうものをしていただきながら、町に来て、大江町に来るとこういうふうな物件があ

るんだ、こういうふうにあるんだ、その他様々な支援があるんだというものを見ながら、やはり来るというのが、田舎暮らしの9位になったものだと考えております。そういうことを考えながら、もう少し幅のあるようなことの予算の使い方をしていただきながら、もう少し呼んで、若い人が受けるような、そういうふうなものをしていただければいいのじゃないかと思っております。

空き家に関しても、やはり以前空き家バンクを見させてもらいましたが、これならちょっと住んでみたいかなとか、これちょっとお金かかるよねとか、これはもう論外だねみたいのもあるわけです。だけど、やっぱりそういうものをしたときに、少し、これは見た目は悪いんだけど、ちょっと手かけっとこのぐらいよくなるよねと、そういうようなものもあれば、もう少し需要が増えるんじゃないかと。

登録してくださる方も、こういうふうにしてもらえるんだったら、登録してみっかというのもあると思いますので、その辺に関しては少し勉強していただいて、どういうことができるかということをしてしながら、移住・定住につながるような施策を取っていただきたいと思います。

せっかくここで出ましたので、1点だけちょっと小言を聞いていただきたいかなと思いますけれども、その空き家バンクに関してなんですけれども、今回、百目木の堤防の整備において、町、国のほうで決まる前に住宅を移転された方がいるそうです。その中で、たまたま移転した場所が空き家バンクに登録していないと。そういう物件の話が来たので、もう最初にお話を受けましたと。その後聞いたら、空き家バンクに登録するとリフォームの補助がある、支援があるということを聞いたんですけど、空き家バンクに登録しねえやつで決めたから駄目なんだというような、本当に冷たい回答が地域振興のほうであります。

そういうようなことというのはケース・バイ・ケースでありますので、空き家バンクに必ず登録するということじゃなくても、同じ町内で移動してもらい、いわゆる移転してもらえるのであれば、そういうところはもう少し柔軟な考えをしてもいいのではないかと。何でもかんでもその枠の中に閉じ込める。結構あると思います。空き家バンクだけじゃないところの取引というのが。やっぱり知り合いから言われた。何から言われた。そういうものがあると思いますけれども、そういうものに関して何も無い。ただ空き家バンク、空き家の解消になっているのは間違いないと思うんです。そういうものに関して空き家バンクというくくりは、やっぱりこれは決まりだと思うんですけれども、その辺のところももう少し柔軟に考えていただければなと思っております。

あと、町営住宅の家賃について、次の答弁よろしくお願いします。

〔「次の質問、先に言って」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） すみません、ちゃんと通達したと思っていたんですが、入ってなかったらしゃべらなくてもいいです。6月にさせてもらいますから。

ただ、今の空き家に関してのやつの答弁をお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） やっぱり町のお金を使っていく、補助をしていく、支援をしていくというふうなことでは、やっぱりきちとしたルールが必要だというふうなが大原則であります。ケース・バイ・ケースによって、ちょっとそれいいんねが、あれいいんねが、というふうなことでやってしまうと、それはルールがなくなってしまうことにもつながってくるというふうなことです。

よくある言葉で、町長が特に認める場合なんていうふうなこともよく言葉としてはあるんですが、やっぱりそこだって、私の恣意的な判断で勝手にやるわけにはいかないと思います。感情的な部分だけで判断もできないことでありますので、そこはきちとルールを、ルールを変更するという手段はあるわけです。それが適正かどうかという判断をした上で。そういったことも今の案件ご紹介いただきましたが、いろんなケースが担当の窓口のほうには来ていると思います。それを一つ一つ整理をしながら、今後の制度改正なりをしていく上での個別の事案をいろいろと研究させてもらって進めていきたいという思いでいますので、ちょっと補助金の中でやってしまったんだけどもよというのは、これもいろんな補助金の中であるんですが、それは本当にルール外の話になってきてしまうので、何とかそういったご協力いただく方に手を差し伸べられる方法はほかにはないのかなというふうなことも含めて研究していきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） ありがとうございます。

確かにルールを曲げるということというのはやっぱり難しいというか、駄目だというのは分かっておりますけれども、ただ、そのルールを出す前に、きちんとそのものが、こういうものがあるんだよということが分かっていたのかということも多分あると思うんです。

だから、町とすれば、毎年お知らせ板の中にこういうものだ、こういうものだを入れるというのはありますけれども、関係ある人はそういうものを見らると思うんです。でも、やっぱ

り全然関係なかった人は見ないというものがある。

今回の百目木に関して言えば特別な事例だと思うんです。そういうときに、当初の説明会があったときに、もし町内でのそういうようなものを考えているのであれば、こういうふうなことの制度がありますよ、空き家バンク制度がありますよ、何がありますよというものも、やはりきちんとその説明に入れておくべきだったのではないかと。そういうふうになれば、こういうようなものがあるんだったら、これ登録してけねがとか、いや、俺もあいずすっからとかと、そういう話もあるんじゃないかと。そのぐらいの柔軟性というか、思いやりというかな、思いやりというのがあるのもいいんじゃないかと。やはり好きで移転するわけじゃないです。やっぱりそうやって移転をお願いしてあそこを整備するということになるのであれば、そういうものも一つの考えでよかったのではないかと、そういうようなことを思っておりますので、こういうことはもう二度とないとは思いますが、あってもらっては困るわけですから、これからきちんと防災のための築堤とかやるわけですから。そういうものに関しては、少しはそんなときには、特例じゃなく、前もって周知というか、もう一度再度お知らせをするなりしてやっていただきたいと思います。

すみませんでした。ちょっと質問のあれが足りなくて、6月にもう一回しっかり勉強してやり直しますので、6月に答弁よろしく願いいたします。

これをもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで関野幸一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で本日の予定された議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

令和6年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年3月12日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問（4名）

4番 菊池邦弘

- 喫緊の行政課題にどう向き合うのか
- 教育100年の大計に基づいた環境整備について

10番 土田勵一

- 最上川さくら回廊の管理・保存と観光バス桜鑑賞ツアー造成並びに町民花見会について

7番 安食幸治

- 観光に対する2つの提案

3番 大沼清人

- 本町の防災対策のインフラ整備について
- 区長へのDX支援

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	西 田 正 広 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金 子 冬 樹 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（宇津江雅人君） 本日の最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） おはようございます。

4番、菊地邦弘です。よろしくお願いいたします。

それでは、まずもって松田町長におかれては、町長2期目となる町長選挙で再び無競争当選の栄を勝ち取ったことを祝意申し上げます。また、令和6年元旦の夕刻、突如として大地震、津波警報が鳴りやまず、数多くの犠牲者に心からお悔やみを申し上げます。一刻も早い復旧と心のケアを望みたいと心から思っております。

それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

最初に、喫緊の行政課題にどう向き合うのかについてであります。

昨年12月末、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は2050年までの地域別の推計人口を公表いたしました。それによると、2050年時点での人口は2020年に比べ山形県では30%を超える減少となると予測しております。一方、大江町では、2020年の7,646人から2050年には4,059人となると山形新聞が報道しています。

言うまでもなく、人口減少による地域活性化の衰退は避けられず、税収の減少や経済活動の維持、減退が懸念され、地方自治体の基盤を大きく揺るがすこととなり得る可能性があるとし、少子化対策の重要性や東京一極集中への是正が急務であると論じております。

地方自治体の喫緊の問題とされる人口減少をどのように食い止めるか、山間部を抱える全国の過疎市町村では最も大きな課題であり、アイデアを駆使し、大胆に、しかも早急に行政手腕を発揮しなければならない時期に来ていると理解しております。

松田町長は、12月定例議会の町長2期目の出馬を固めた考えの中で、道の駅を中心とした交流人口の拡大、急激な少子化と人口減少対策などを喫緊の課題に上げ、1期目の経験を生かし、覚悟を持って次の4年間を担いたいと述べています。町の総合計画では、「ちょうどいい幸せを感じることができるまちづくり」と定め、各種施策を展開してきましたが、喫緊の行政課題にどう立ち向かっていくのでしょうか。早急に、新たに短期、中期、長期の行動計画を示し、目標に向かって前進すべきであると思っております。

令和6年度の予算が上程されましたが、人件費や扶助費、需用費などの必要最低限の経費を計上した骨格予算となっていることは理解しております。したがって、今後の政策予算を盛り込んだ肉づけ予算を含め、喫緊の行政課題にどのように対応する考えなのか、町長の所見を伺いたいと思います。

また、人口減少に端を発した高校教育を含めた小・中学校の在り方について、教育長の考えを聞きたいと思います。

まずは町長への質問です。

人口減少の要因は、自然現象と社会現象があります、ご存じのように。中でも若者の転出後を絶たないのが現状です。したがって、新たな住宅団地の造成、販売がこれまでの経験から欠くことのできない施策であると思っています。したがって、今後どのように対応するか伺います。

一方、移住政策が役場内の数課にまたがっていることに鑑み、一括対応可能な移住定住課などを新設してはどうでしょうか。

地元産業への支援策について、新型コロナウイルス感染症が５類に移行したといっても、町内の商業、飲食業はいまだに疲弊していると感じざるを得ません。商品券の配布やプレミアム商品券の発行など手厚い補助を実施していただきましたが、今後の支援策についてどのように対応していくのか、所見を伺います。

また、県との連携をどのように図っていくのかについて、考えをお聞きます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。今日も1日よろしくお願いいたします。

喫緊の課題はというふうなことでありますが、何度かこの議会が始まってからも申し上げておりますが、人口減少と少子化の問題が一番の喫緊の課題かなというふうに思っております。

– 77 –

味からも、今後とも必要な施策であると捉えております。したがって、令和6年度当初予算の中で次の新規の住宅団地造成に向けた経費を計上させていただいて、新たな住宅団地に着手していきたいと考えております。

次に、新規就農者向けの支援と同様の住宅補助制度をというご提案でございました。

この新規就農者の支援策につきましては、移住・定住者支援という目的に加えて、荒廃農地の拡大防止や農業後継者不足などの解消など、様々なこの町の課題解決に向けた支援策であるというふうなことをぜひご理解いただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、核家族化が進んでいる現状において、同様の補助制度があれば、結婚などを機に町外へのアパートに引っ越していた方が町内に戻ってくるきっかけになるのかもしれないというふうにも思いますが、この町に生まれ育った方にも公平であるべきだという議員のご質問の趣旨も十分に理解できます。その趣旨と目的や、いわゆる様々な制度との線引き、公平性、この辺をどのように整理するかなど、今後慎重な検討が必要であると感じております。

所信の表明でも申し上げましたとおり、町外からの移住者の呼び込み、そして町内に今お住まいの方の今後の定住策については、特に若い世代、子育て世代の方が住みたい、住んでみたい、住み続けたい、そう思える施策を多方面から検討していきたいと考えております。

なお、このような給付型の行政サービスは継続性が求められてくると思います。そんな中で、将来に向けての財政的な課題などもありますので、慎重に議論を進めていきたいというふうに考えております。

移住定住課の創設についてというふうなご質問もございました。移住・定住に限らず、空き家問題など、現在、町では複数の課にまたがる行政課題が少なからずあります。町民のニーズのほうも多様化し、そして複雑化、高度化するなど、行政課題に的確に対応していくためには、現在の行政組織体制では限界があるのも事実だというふうに思います。

これまで、町で直面する行政課題に対応するため、課の中に室を設けて、令和2年度には子育て推進室、令和3年度に移住・定住推進室、令和5年度には治水対策室を新たに設置し、それぞれの課題に重点的に取り組む体制を取ってきました。これからの多様化する行政ニーズに対応できる組織体制としていくためには機構改革の必要性も感じておりますので、この辺につきましては令和6年度において議論を進めながら考えていきたいと今思っているところであります。

地元産業の支援策についてのご質問ですが、令和6年度を引き続きアフターコロナ

期と捉え、商工振興関係補助金につきましては6年度当初予算の中で令和5年度と同様の内容で補助を進めたいと思います。意欲のある事業者の背中を押していきたい、そんな気持ちでおります。

また、商品券事業などにつきましては、これまで国の交付金や県の補助金の状況を見ながら対応してきました。これからの部分につきましても適時適切に実施していきたいと考えております。

有害鳥獣被害対策としての捕獲おりにつきましては、今年度の被害状況と捕獲数を踏まえて、さらに3基ほど増やすための経費を令和6年度の当初予算に計上させていただいております。引き続き、県や隣接自治体、関係団体のほうと連携をして被害防止に向けた広域的な取組が必要でありますので、そのところを進めてまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 答弁ありがとうございます。

再質問させていただく前に、私、2期目です。町長も2期目です。私、個人的には少しギアを上げていこうかなと、この4年間、思っているところであります。それと同時に、ぱっとうやってみますと、町長の後ろ方、すばらしい事務員の方がたくさんいらっしゃって羨ましいなと思います。私なんかは局長1人だけですので、いろいろ心細い点もあるんですけども、頑張ってやらせていただきたいと思います。

その中で、昨日関野議員の質問にもありましたけれども、いろんな、空き家解体の件についてですよ。これ、通告にないんですけどもちょっと感じたことです。町長の2期目ということで、国道沿いの学校近く、病院近く、もう誰が見てもこれちょっと大丈夫かいというようなところを、町長2期目として、執行者として独断で執行していただきたい、リーダーシップを取っていただきたい、そこを願うところです。

いろんなルールはあると思います。ただ、やった以降、誰も文句を言うような人はいないかと思います。そのところも鑑みて、いろいろとリーダーシップを取っていただきたいと思います。

それで、住宅団地の件についてであります。

先ほど、新しい住宅団地に向けた造成ということで、どこにでもいるんでしょうけれども、住宅団地について、新築で住宅団地に家を求める、敷地内に求める、土地を求めて求める、その中で住宅団地だったらこういう補助がある、敷地内、土地を求めればこういう補助があ

る、いろんな利子補填とかいろいろあると思いますけれども、思い切って、ご覧のとおり、あおぞら団地もハウスメーカーがいっぱい建てるような状況でありますし、4区画残っているみたいですが、思い切った家を建ててもらったら、そっくりと町外にいる若者たちが敷地内とか土地を求めてとか団地造成したところに入ったときには、100万とか思い切ってそういう施策をしてあげたらどうなんだろうと。町長、持続可能といつもおっしゃっていますけれども、持続可能なまちづくりをしていく、人口がどんどん減っていく、道の駅ができて関係人口、交流人口を増やしてこの町に住んでいただくという手段も、これはいいと思いますよ。ただ手っ取り早いのは、町外に行ってアパートとか住んでいる人たちがこういう施策があったらと、どこの自治体でもいろいろやっていると思いますけれども、目玉となるようなものを創設して、それを受けた若者たちが口コミでひとり歩きしていくと思いますよ。90万とか80万とかじゃなくて3桁、100万とか、そういうような感じでやっていただけたらいいかなものか。持続可能なまちづくりの人口も増えるし、手っ取り早くと思っているところです。

その中で、あおぞら団地、今4区画残っています。新たに住宅団地も造成するというふうな方向で今お話ありましたけれども、あおぞら団地の4区画をこれからどういうふうにしていくのか、どういうふうに売れなかったかというのは検証はしていますか。これ、町長じゃなくて担当のほうがいいですか、町長。

〔「進めてください、どうぞ」と言う人あり〕

○4番（菊地邦弘君） 櫻井課長、どうぞ。どういうふうこれから検証して、どのように考えていますか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） あおぞら住宅団地については、議員おっしゃるとおり、今4区画がまだ分譲がなされていないというような状況です。今年度においても、問合せは数件来ておりますが、まだ契約まで至らないというようなことでございます。まだまだ物価の高騰、木材の高騰、そういったものが影響しているのかなというようなことでは想定しております。逆に、空き家の関係については好調だというようなことも聞いておりますので、むしろ中古物件、そういったところに向いているのかなというようなことです。

引き続き、PRのほうは進めていきながら、早期の完売に向けて対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。頑張って進めていただきたいと思います、せっかくあるところですので完売に向けて。

あおぞら団地だけが完売になっていないんですよ。その以前の団地は全部完売になっていると思うんですけども、進めていただきたいと思います。

これに併せて住宅団地を今度造成していきますよね、場所はどこだか分かりませんが、このあおぞら団地の4区画に、前から言っているように町で建てて家賃をもらって、20年、30年住んでもらって5、6万くらいもらって、そうすると1,200、300万ぐらいになると思うんですけども、そうやって建てて、内装は借りる人が決めるとか、前もいろんなところでやっている、全国どこかでやっていると思いますけれども、そういう試みもあおぞら団地辺り、4区画残っているところに2つぐらいやってみていかがですか。どう思いますか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） いろんなアイデアがぽんぽん出てくるのでなかなか頭がついていかないところもあるんですが、最後に言われましたいわゆる建て売りのような形でやったらどうなのかというふうなことで、今思うのは、やっぱり建て売りというふうな方法ですと、この辺の感覚には私はあまり合わないのかな、望まれていないのかなというふうな気がします。何も調査もしておりませんので分かりませんが、やはり自分の建てた家にいろんな夢があり、その中でいろんな間取りを決めたりというふうな形で住宅を建設される方が多いのかなというふうな感じがしますので、町が建ててそれをそのままいかがですかというふうなことよりも、そういった形でやるんだとすれば、相談をしながらご希望に合ったような形で町が建てて、それを使っていただく。ある程度長期間使ったら本人のものになるとかというふうなことは考えられるのかなと思いますが、それよりも、やはりこれまで大江町が取り組んできた宅地造成のやり方、ここの部分では成功例の一つだというふうに思っております。その辺のところは、これからは残り4区画、努力をしながら、今のところの引き合いもあるというふうなことでありますので、現在の宅地分譲というふうな形をもう少し頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

私、個人的に思うんですけども、前年前年、同じような施策を毎年毎年やっているよう

なものでは、それをやっていると言ってませんよ。そういうものでは違うのじゃないかなと。毎年毎年変わった施策を出して、検証してどうなんだと、やめればいいだけのことで、やってみる価値もあると思いますけれども、検討してください。

それと、地域就農者の住宅に入れと言ってるんじゃないですよ。新規就農者の家賃補助を町外に住んでいる若い世代に同等ぐらいの家賃補助をしたらいいかというところは、町営アパートとかは年齢層でいろいろ区切られていますよね、補助率とかなんとか。その問題じゃなくて、その同等ぐらいのをやってこっちにアパートに住んでもらって、行く行くは団地に入ってもらとか家を建ててもらとか、その助走として思っ書いてみたんですけれども、いいですか。それ、どう思いますか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 若い世代へというのは、これまで4年間やってきて、そしてこれからもというふうな部分については、やはり若い世代の方が住んでもらうようなまちづくりを積極的に進めていくことで少子化が少しでも和らげるというふうなこと、将来に向かって子どもの数が増えていく可能性が高まるというふうなことでありますので、そのところは、年齢をどこまでもというよりは、今現在45歳あたりで線引きしているところが多いわけですが、そういった世代の方から町内に住んでもらえるような、そういった施策をもう少し工夫しながらやっていきたいなというふうに思います。

先ほど3桁とかというふうな発言もありましたが、今、町でやっているのは多分、他町ではないシステムだというふうに私は思っていますが、やっぱり家を建てるためには住宅ローンを借りなければならないというのがほとんどの方だというふうに思います。それを3年間にわたって支援していくというふうなことで、住宅を建てたときに一気に頂くお金、それを3年間安定的に頂けるお金、そういったことでは継続的な支援というふうな方法もいい方法なのではないかというふうに思っております。やはり現金で家を一定程度建てた後も必要になってくるというふうなことも分かりますが、その辺のところはこの町のやり方としてそういうふうなことがいいのかなというふうなことで、今の政策の推進を図っているというふうなことであります。

あともう一つは、今、大江町のほうでは、アパート、賃貸住宅を借りて移住してくれる方に比較的支援策が充実しているというふうに思います。ただ、今、議員さんがおっしゃられるように、転入してきて住宅を建ててお住まいになるというふうな場合については、今、申し上げたローン補助というふうなことで90万上限の補助があるわけですが、果たして

これだけでいいのかというふうなものはもう少し知恵を絞りながら、今、議員さんが言われているような課題の解決をする方法としてどんなことができるのかというふうなことをこれからの課題として検討していきたいというのが今の気持ちでございます。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

分割って予算も組みやすいから分割でお支払いするみたいな、高校生もそうでしょうけれども、毎年毎年の予算の中で立てやすいと思うんですけれども、お得感を全面的に出す一丁目一番地の施策だと思うんですよ。うれしいと思いますよ、ええっ150万もくれるのと。じゃ4人で行くべやと。

教育長に後からお聞きしますけれども、もろもろなところでこんな教育のすばらしい町で家を建てたら100万も150万もくれるなんてと、こんなの10件もないと思いますけれども、2、3件ぐらいずつ毎年毎年。そしたら4人、5人と増えていくかもしれない。そのうわさがうわさと呼んでいきますよ、絶対。若い人たちは若い人たち集っていますから。そういうのもぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） インパクトのある施策をというふうな意味からの話だというふうに思いますが、それは、受け取る側からしたら金額はまとまって大きいお金がいいというのは、それは私も理解できます。しかし、行政としてそれでいいのかというふうなことがあると思いますので、その辺のバランスをきっちりと取りながら、行政を預かるトップとしては考えなければならないというふうなところもありますので、ぜひその辺は、多ければいいとかそういうふうなことではなくて、幅広いところからその辺のところは今後考えていきたいというふうなことでありますので、ご理解ください。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

執行者のリーダーシップに期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして……

○議長（宇津江雅人君） 菊地君、教育長のほうは。

○4番（菊地邦弘君） いや、違う違う。今はまだ。

○議長（宇津江雅人君） どうぞ。

○4番（菊地邦弘君） 何かの補助をもらいたい、何の補助をもらいたい、どこぞの役場のど

この課さ行くといいんだ、何だかんだとあるんですよ。私、よく聞きます。でなくてもいろんな人が、役場の前にうちがあるのでいろいろ聞いたりします。

やっぱり地域振興課、建設水道課、子育ては健康福祉課が一手に、職員もいっぱいいるし、いいと思うんですけども、そのほかの、屋根を塗ったらペンキどうだ、あと今言ったお金を借りて新築したら地域振興課どうだ、政策がどうだとか何かいろいろあると思うんですけども、これ1本ですね。ここに行けば全て補助とか何かとか説明しますよと、そういう窓口が1つあって、町民に対して訴えたらいいんじゃないんですか。例えば、町長自ら私が受けますとか、町長不在と置いてあったら副町長が受けますとかそうやって、ほかの総務課長も全般にわたって理解しているところでしょうけれども、何の補助を求めているんだと、じゃここですよ簡単な説明をする方の場所をつくっていただきたいと思うんです。お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 私は職員にこう申し上げています。町民の方が役場においでになるのは年に1回か2回かもしれない。それとも数年に一度しかおいでにならない方かもしれない。それを自分に置き換えてみたときに、玄関に入ってきてどこに行ったらいいのか分からない、そういう方が役場のほうにいらっしゃる方が多いのではないか。だとすれば、来ていただいた町民の方にどんなお声かけをして、どんなアドバイス、どんな対応をすればいいのかというふうなことを考えなければならないんでないかというような話をしております。

そんなことをしている中で、具体的に申し上げれば、今までは2階の何々課に行ってくださいというふうな案内をしていたものが、職員が自ら一緒に上の階の担当のところに行って、こういうふうな用事で来ているのでというふうなところまでつなぐ、そういった動きが多くなってきていると私は感じています。

菊地議員がおっしゃっているイメージの一つとして、多分役場の総合窓口的な、そんなイメージもあるかなというふうに思います。なかなかこの総合窓口、他市町村でもいろいろやっておりますけれども、案内業務というふうなことばかりでなくて、やっぱり総合的な知識がないとなかなかそこまで振り分けができない、相談に乗れないというふうなことがあるのではというふうに思います。

できるだけ町民の方が分かりやすいような組織・機構改革をしていかなければならないというのは先ほど申し上げたとおりであります。が、全て100%満足できるような形には難しい現実があるというふうなことで、他市町の総合窓口も、設置はしてみたけれどもというよう

な例もあるように思います。できるだけ町民に分かりやすい、そんな行政の組織を今後ともつくっていくようなことを職員と一緒にやっていきたいというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。ご期待申し上げます。

あとの商工関係の支援については、ここの答弁書のほうにも実施を検討していきますという事なので、検討していただきたいと思います。

最後の捕獲おり、昨年、熊だのイノシシだのといっぱい出て、大変だから捕獲おりの補助を受けろと農林課さんに行ったら、もう補助はなくなりましたと。その方々が、リンゴとかそういうのはやんだくなったはと、獣から荒らされてと。役場さ行っても補助ないは、打ち切らっちゃということだったんです。これは課長にも昨年聞いていますけれども、すぐ補正予算なり何なり取って、執行者の町長がすぐ対応していただけるようなものにならないのかなと思って、簡単をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 恐らく、おりの補助ではなくて電気柵とかそういったものの補助のことを、補助がなくなったというふうなお話から推測するとそういったお話なのかなと。捕獲おりについては、大江町の場合は町が所有しているものを生産組合等からの要請によって実施体さんのほうにお願いをして設置していくという形にしております。なので、おりの数を増やしていくというふうなことは物理的には可能なんですけど、そこを管理していく猟友会さんなり実施体の方々が全ての設置したおりを管理しなければならない、その辺の人手の問題の課題があります。

ただ、実際、昨シーズンはおりが不足しているというふうな状況がありましたので、今年度、先ほど申し上げましたように3基ほど追加してやっていくというふうなことで対応していきたいというふうなことでありますので、ご理解ください。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） いろいろとありがとうございました。

どんどん町外に出ていっている若者たちが戻ってきて、家を建てていただいて固定資産税も増える、町民も増える。手っ取り早い施策だと思うんです。そこに知恵を出して、私もいろいろ知恵を出していきたいと思いますので、今後取り組んでいただきたいと思います。

以上、町長への質問を終わりとさせていただきます。

続きまして、教育長に伺います。

教育100年の大計に基づいた環境整備についてであります。

教育は国家百年の大計であると言われ、人材育成こそ国家の要であり、また、長期的視点で人を育てる大切さを説いた名言として知られております。人口減少の今こそ、教育元年と捉え、新たな発想の下で教育行政を進めていかなければならないと考えています。

児童・生徒の減少は止まることなく、激減傾向を見せていることはご承知のとおりであります。町では昨年度、猛暑で県内の小・中学校では県の補助を受け体育館の移動冷房装置の配置が行われましたが、本町では全小・中学校へ設置という県内市町村でも3例ぐらいしかない対応を取ったということは、まさに百年の大計にマッチした施策であると高く評価しております。

しかし、目まぐるしく変化する教育行政、施設の在り方、教職員の労働環境の改善、保護者と共生する教育現場の在り方など、極めて難しい判断を余儀なくされている現在、喫緊の課題である次の項目について教育長の所見を聞きたいと思います。

1つ、高校入試、前・後期への対応について。

県立高校入試の方法改善検討委員会が昨年12月、県教育長に改善報告を出しました。それによると、現在の中学1年生が対象となる2026年度の入試から前期、後期実施される内容です。また、定員割れしている普通科に限って2025年度入試から実施できるとしています。各中学校の対応が急務と考えますが、教育委員会の対応はどのようにするのか、教職員の負担増、保護者への周知方法など教育長の所見を伺いたいと思います。これは説明だけで結構です。

問い2番、中高一貫校、小中一貫校。

少子化により町立小学校、中学校の生徒が激減すると予想される中、県内の各市町村では大規模な統合を目指している状況にあります。本町でも、将来の生徒数の減少する予測から検討委員会を立ち上げ、各種アンケートを駆使し議論していると考察しますが、県内の市町村で県立の中高一貫校を模索していることが報道されている中、将来の町内小・中学校、高校教育を考える中で教育長の考えを聞きたいと思います。

3番目、県立左沢高校の支援策について。

左沢高校については、同様に人口減少のあおりを受け年々受験数は減少し、来年度から定数40人となる予定です。町ではJ R定期券補助、各種補助などを実施していると理解しています。もう少し踏み込んだ補助体制を実施する考えはないのでしょうか。また現在、各種スポーツで有能な選手を県外から招聘している実態に鑑み、左沢高校に県外からの宿舍（空き

家を含め）を準備し、入学を促す手段を取れないのか。また、新設する道の駅に、左沢高校生の利用促進を図るため町営バス、山交バスの停留所を要望していったはどうでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育長。

○教育長（清野 均君） 菊地議員のほうから大変急いで質問いただきまして、事業をたくさん起こしていただきましてありがとうございます。

質問のほうにお答えしたいと思います。

公立高校の入試、前・後期への対応につきましては、詳しい実施要領が9月に公表されることになっております。検討委員会の入試改革のような場合新聞報道のほうが早くて、我々も、えっそうなのということで慌てて対応していかななくてはいけないということがよくあります。現段階では我々も軽々に述べることはできませんけれども、概要については今、議員がおっしゃられたとおりと考えております。

公立高校への入試の機会がこれまで1回だったものが2回に増えるわけですので、生徒たちが挑戦できる環境が拡充するという意味では前向きな改革であると言えると思っています。しかし、入試制度が変わるということは、議員がおっしゃるように教職員のみならず生徒、保護者への負担が増えるということでもあります。前期は特色選抜となりますので、面接、作文、実技等、学校ごとに内容が異なってきます。そのため、これまでの入試対策とは違った対応が必要となりますので、今後の動向を見極めながら準備していかなければならないと考えております。

次に、県立中高一貫校、小中一貫校への考え方につきましては、現在、本町におきましても学校のあり方検討委員会の中で議論を続けていることは、これまでも行政報告等でお知らせさせていただいているとおりであります。現在は、アンケート調査を実施し、その集計結果を取りまとめている最中でありまして、その結果について次の検討委員会に報告し、今後の対応を協議していく予定です。

いずれにしても、今後も続くであろう人口減少の中で、未来に羽ばたく大江町の子どもたちを育てるために、最適な魅力ある学校をつくるために議論を重ねてまいりたいと考えております。

ただ、私の教育長としての思いとすれば、どのような結論になろうとも、本町の子どもたちにはふるさとを誇りに思い、家族や仲間を大切に思い、それらの思いを胸に町内外で活躍できる子どもに育ってほしいと考えております。そのためには、子どもたちだけでなく、保

護者や地域の方々、そして教員にとっても魅力のある学校をつくり、その中で伸び伸びと心身のバランスの取れた成長を促すような教育環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、左沢高校の支援策につきましては、これまでJR左沢線の定期券補助あるいは資格取得の補助等を続けてまいりましたが、残念ながら令和6年度の新入生から入学定員は40名となったのはご承知のとおりであります。今後は、高校魅力化に係る地域連携協議会を設置し、その中で左沢高校をどう魅力化していくのかを話し合っていくことになると思います。左沢高校を支援する会や学校関係者だけでなく、地域住民からも参画いただいて、左沢高校の今後について前向きに検討していくことと併せ、町としての支援の在り方、内容を今後再検討していかなければならないと考えております。

教育は国家100年の計という言葉は、教育を携わる私にしても、教育の大切さを表すものとして私も本当に大好きな言葉の一つであります。「今日を楽しむものは、花を生けよ。1年先を楽しむものは、花を植えよ。10年先を楽しむものは、木を植えよ。100年先をおもんばかるものは、人を育てよ」という古代中国春秋時代に名宰相と言われた管仲の言葉から来ている名言かと思います。

今、入試制度であるとか学校の在り方であるとか働き方改革であるとか、教育の大きな変革期にあるときに、時の政治や流行に惑わされずに大局を見て教育長はリードしなくては行けないんだという菊地議員からの温かい言葉だと受け止めております。これからしっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 答弁ありがとうございます。

公立高校の前期、後期の対応については、保護者への周知徹底とか、あと教職員の方々、かなり業務が増えると思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

次の小中一貫校がかなり取り沙汰されてきていると思うんですけれども、アンケートを取ったり駆使していろいろご努力なさっているのはご承知の上で申し上げたいと思うんですけれども、私、個人的に非常にスローな感じを受けるんですよ。なぜかという、隣接する市町村が次々とやっているんですよ。というのは、ここの人口減少というのは最近だんと来ていますけれども、今まで緩やかなんですよ、この町は。近辺の市町村はがたがた来ているみたいなのがあるんで次々やっていると思うんですけれども、すごく遅く感じるのはそういう形を私も見ているからかなと思う中で、小学校も統合しなければならないのが喫緊であると思うし、中学校にしては50年もたっているんじゃないんですか、建物が。これ教育長、

いつまで使うんですか、この建物。

また、義務教育は子どもが受ける権利があると思いますよ、教育を。というのであれば、環境のいい施設の中で教育をさせるべきであると思います。寒くて寒くて、少し暖かいのは我慢できるかもしれない。寒いのは、廊下を歩いていて寒い、何か錆びた水が出てくるとか、バックヤードががたがただとか、そんな中で教育はできないんじゃないかなと思います。笑って教育を受けられるような施設を考えると同時に、小中一貫校、義務教育校とかいろいろ語られると思いますけれども、まず中学校はいつまで使うのかということと、教育長はこの町の教育をどのように子どもたちに、これから人口が少なくなっている中でしていくとか、方向性をどういうふうに……。先ほどもちらっと言っていますけれども、具体的にありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 教育長。

○教育長（清野 均君） 非常にテーマが重いので、なかなかどういったことをお答えしたらいいかということになるわけですが、小中一貫校か、または中高一貫校かというような今議論もありましたけれども、これまでの議論の中で、各地区とも話し合いをしているんですけれども、小中一貫校についてはたくさんの意見が出てきておりますけれども、正直、中高一貫校については、そもそも議論の土台に乗ってきている意見がほとんどありません。恐らく地域の方々、保護者の方々は、やはり高校から選択肢を様々広げていくと、そこがいいのではないかというふうに考えていらっしゃるのかなというふうに思っております。

現在の中学校をこれからどう先に使っていくのかどうかということですが、現在、そういった意見もたくさん出ながら検討会を進めている最中でありまして。それ以前は、中学校の校舎、長寿命化計画ということで、さらに先に進めていくためにはということで議論がありましたけれども、現在はそういったことも含めてどうすべきかという議論をされておりますので、我々としてはそれにのっとりながら、何がベストかということを選択していきたい。

ただ、いずれにしても、今、施設であつたりという議論がありましたけれども、教育100年ということを考えたときに、一番子どもたちに伝えるべきものというのは、形ではなく、やはり思いなのではないかなと。教育制度であつたり、それから骨格をなすその考え方の部分というのは、例えばですけれども、今、世界中で紛争、戦争が起こっております。そういったものをどう防いでいくとか、そういった意味での平和教育または人権問題、こういったテーマをどう語り継いでいくか、東日本大震災の悲惨さをどう伝えていくかなという

のは、みんなだんだん忘れていく中で大きなテーマであるというふうに考えております。そういう根幹である部分を大事にしながら、これから当たっていきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

これは議論がいろいろ出中であると思うんですけれども、私は環境のいい中で教育を受けさせてあげたいかなとただ思うだけであって、子どもたちが少なくなったらなつたで逆手に取って、英語教育と町長、昨日も大要の中で言っていましたけれども、それを万々全面的に押し出して、あそこの町は英語に特化した町だということで、家を建ててもらって100万やるとか、そういうふうに流れていくんじゃないかなと思うんです。それを喫緊に教育長として方針を出していただきたい。ずっと何かスロー、スローな感じがするんですよ。

そんなこと言ったら失礼ですけれども、一本ばちっと世界に羽ばたく人材をこの町は育てるんだとか、じゃないですか。逆手に取ったらいいと思いますよ、人が少ないんなら。で、いい教育を受けさせる。どうぞ来てくださいと、家を建てて団地を造成しますよと流れていくと思いますので、そこら辺を明確にこれから期待申し上げたいと思います。何かのときに私もお邪魔します、教育長室に。お願いします。

続いて、左沢高校への支援なんですけれども、左沢高校、補助をいろいろしていただいたりしていますけれども、毎年毎年同じく20万計上しているじゃないですか、ここに。そういうのじゃなくて、時代を見て、今剣道部がどういう状況にあるか、課長なり教育長なりがどれぐらいまで知っているか分かりませんけれども、今アパートに住んでいるんですよ。聞いてみると12、3万ぐらいかかるみたいですよ。20万やっておけばいいということではないと思うんですよ。もうちょっと鑑みてほしいなと思うんです。どれぐらいまでこれが学校、スポーツが続くのであるとかということ、その空きあたりを提供したらどうだろうかというふうな質問の内容です。

それと、学校側も4時ぐらいになると、要らない蛍光灯は消してくださいとかいうアナウンスが流れるので、今流れているか分からないんですけれども、そんな中で、生徒数も少ない、教職員の働き方もある中で、やっぱり生徒たちがどこにいたらいいんだろう。まさかセブンにはいられない。じゃ道の駅、新しくなるのであれば、アルバイトなんかもどんどん政策で採っていただいて、停留所を設けていただいて、そこで待っていただくなりアルバイトしていただくなり、そうすると若い人は若い人で集っていけますよ。そのようなことをどんどん推し進めていただきたいと思います。

今のところを簡単に。ちょっと時間がなくなっちゃった。

○議長（宇津江雅人君） 教育長。

○教育長（清野 均君） 観点から見ると、補助制度から空き家からいろいろあるんですけども、先に、じゃ英語教育というのがありました。

私は、大江町の英語教育というのは随分公教育の中では大きな変化であるし、目玉であるなというふうに感じていますが、5年前に私もお引受けしながら、T G Gからブリティッシュヒルズというふうに変わってきました。

先日、ブリティッシュヒルズの支配人の方とお話ししたんですけども、大江町があのときしてから、今、西村山管内辺りで非常に来ている、一気に来ていると、どんどん増えているんだそうであります。大変感謝されました。だからどうこうではありませんけれども、非常に一つのリード役として今認められつつあるということもあるのかなと。

それから、寒河江高校、高校の担当者とお会いしたときにも、いや大江中の生徒がすごいんですと、探究学習とか意欲というのが非常に素晴らしいんですというふうなお話でしたということを又聞きしたのですが、議員がおっしゃる100年先というのは分かりませんが、学校は一生懸命、先、先を見て子どもたちを大きく育てたい、伝えたいというふうに思って、それがそういった形で言葉を受けると非常にうれしいなというふうに思いながら進めたところです。成果が現れたり皆さんのうわさになるのは非常にあれかなと思うんですが、もうちょっと先を見ながら頑張っていきたいと思います。

それから、左沢高校の支援につきましては、いろいろな観点があるかと思いますが、地域みらい留学というような今、全国的な制度のことを空き家なども確定をしながら高校改革を進めてということをおっしゃっていると思うんですが、これから検討委員会の中で様々議論しながら進めていくことになるのかなというふうに思っています。

ただ、実際に先行している遊佐高校であるとか小国高校さんの今年度の倍率等を見ましても、そういった空き家等をしながら支援していても0.4倍から0.5倍というような状況でありますので、これから一体どういった支援が一番有効であるのか、さらに検討を進めていきたいというふうに思いますし、それからご報告したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

学校の先生方も、今も行っていると思いますけれども、町外からの先生方は町の中を案内

していますよね。

時間が迫ってきましたので、まだいっぱいあるんですよ。6月にさせていただきたいと思っています。

やっぱりどんな教育を教育長が方向づけをするんだというところで、今先ほどおっしゃってましたよね。ブリティッシュヒルズ、外からも見学、何かそういうのは来ると。その上をいっているところはいっぱいあるんですよ。去年、総務文教が宮城県のどこかに行きました。素晴らしいところだったらしいんです。教育委員会で視察に行ったらいいと思いますよ。そういうのを基にして、この町の教育制度がこうなんだということで大手を振って、この町の教育とは素晴らしいんだということを、だからうちを建てるんだということにつながるように期待申し上げまして、ありがとうございました。終わります。

○議長（宇津江雅人君） これで菊地邦弘君の一般質問を終わります。

11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（宇津江雅人君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。よろしくお願いいたします。

最上川さくら回廊桜の管理・保存と観光バス桜観賞ツアー造成並びに町民花見会を提言し、町長に伺います。

山形新聞、山形放送が提唱する最上川さくら回廊事業として、旧左沢中学校敷地一帯が選ばれました。式典には山形新聞・山形放送役員、最上川さくら回廊担当者、上田元町長をは

じめ植樹ボランティアの多くの方が参加し、盛大に執り行われました。私は植樹ボランティアとして参加しておりますが、実施年月日については記憶にありません。植樹し、添え木にネームプレートを取り付け、各自が責任を持って管理してくださいとのことでありました。左沢中学校第16回卒業生一同を代表し、私も含め3名が植樹ボランティアとして参加しております。健康温泉館駐車場から正面玄関に通ずる歩道左側に植樹し、左沢中学校第16回卒業生一同のネームプレートを取り付けました。

また、苗木は細く、枝のバランスも悪く、よくない苗木と思っておりましたが、日の当たる角度がよかったのか、年ごとに空に真っすぐ伸び、バランスがよくなっております。人生で申しますと遅咲き苗木だったのかもしれない。

また、開花の季節になりますと夜間には2本の桜にライトアップされ、そのうちの1本が左沢中学校第16回卒業生一同の桜で、第16回卒業生の一人として大変ありがたく感謝しているところであります。管理すればさらに50年は咲き誇れるものと信じ、元気なうちは見守っていく所存であります。

私は、健康温泉館一帯の桜を大江町の名所の一つと思っておりますし、鑑賞地としても最高と自負しております。現在、桜の木はどのようになっているかといいますと、成長するたびにネームプレートの鎖は枝に食い込んでいく状況であります。また、食い込んだところから雨水が入り込み、痛々しく弱っているようで、かわいそうであります。SDGsナンバー15「陸の豊かさを守ろう」や最上川さくら回廊事業を提唱する山形新聞、山形放送さんの精神と心情を察しますと、このままにしておいてよいのでしょうか。昔の大切な原風景を守り、心を癒やしとなる桜を将来に残すため、大切に保存していくべきではないでしょうか。

ネームプレートを拝見しますと、家族全員の名前、ご高齢夫婦の名前、グループや団体の名前もあります。また、世帯主の方は高齢化し、食い込んでしまった鎖を取り除くのはそう簡単なことではありません。役場の課に皆さんの住所が保管されていれば、桜の管理を呼びかけていただきたい。また、新たなボランティアを募集し、輪を広げていただきたいと思っております。

人口減少、少子高齢化、担い手、働き手や成り手不足などから、以前に提言しました官民が一体となって取り組む協働の社会を復活させ、推進していくべきではないでしょうか。管理の方法としましては、食い込んでしまった鎖を取り外し、わら製の縄と交換し、緩めの胴巻きにする方法しかないと思います。そうしますと、縄はいつでも取り替えられ、私の身勝手な発想ですが、ボランティアによる活動は分かりやすいように4年に一度のオリンピック

の年に実施すればよいと思っております。

雪が解け桜咲く季節になりますと、心がうきうきわくわくしてきます。しかし、我が町は歴史的に桜より杉ということかもしれません。町民花見会のようなイベントは何十年間なかったような気がします。したがって、多忙にはなると存じますが、令和7年春から健康温泉館駐車場において有料町民花見会を開催し、温泉に入り、主流の牛肉、里芋と懐かしいイルカのジャガイモ芋煮を食べていただいて、ご観覧いただければ最高であります。町民の皆さんも楽しいひとときを過ごせるものと思っています。観光バス桜鑑賞ツアーに組み入れていただきますよう観光業者に要望していただきたい。

それには、桜の管理と保存は必要不可欠であります。まだ遅くはありません。管理し保存すればこれから50年は咲き誇れるでしょうし、温泉と桜とイルカのジャガイモ芋煮が一体となったPRが可能になると思います。町のイベントなどでも皆さんに昔懐かしいイルカのジャガイモ芋煮を食べていただくことで、テルメ柏陵一体のPRにつながればと思っております。また、多くの観光バスが往来し、新たな大江町の顔となりますよう切に望むところであります。

最後となります。心の癒やしとなる大切な自然の原風景を守り、将来に残していくために、最上川さくら回廊桜の管理と保存と観光バス桜鑑賞ツアー造成並びに町民花見会を提言するものであります。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、土田議員のご質問にお答えをしてみたいです。

桜は、古来より日本人の好きな花で、人々の心を和ませてきました。今日も議場の中に啓翁桜を飾っておりますが、昨日はほとんど咲いていなかった花も1日で1輪、2輪と咲き始めていきます。恐らく議会が終わる頃には満開を迎え、そして散り始めの時期になるのかなと想像しているところであります。

桜の植樹について少し振り返ってみますと、平成8年度以降に愛宕神社の周辺、楯山公園、テルメ柏陵、大山自然公園、最上川の河畔、そして旧本郷中学校跡のつつみヶ丘、これら6か所に山新のさくら回廊事業や日本さくらの会から樹木の提供を受けて、美しいまちづくりと観光的な観点から植樹を行ってきたのは、先ほど土田議員から紹介のあったところです。そして、行政のみならず、町の商工会、ロータリークラブさんなど、趣旨に賛同していただ

き、桜の植樹をしていただきました。その中には、福島県三春町の国の天然記念物の滝桜が有名ですが、その孫のしだれ桜も植えていただいたというような記録があるようです。

桜の管理に関しましては、桜の植栽に当たって、植栽された方から管理をお願いするという条件の下で植栽したい方を募集し、植栽していただきました。旧本郷中学校跡地のたつみヶ丘は地元の葛沢区の区民の方々から管理をしていただいておりますが、それ以外の桜に関しましては植栽後、堆肥を施してもらうなどの管理を町から植栽者に呼びかけをさせていただいてきたことがありました。なかなか個人の管理が行き届かないことから、その後、町の観光物産協会において剪定や消毒を行ってきております。去年は、秋に久しぶりに堆肥も施したと聞いております。春にきれいな花が咲くのではないかと期待し、楽しみにしているところです。

ご質問にありましたテルメ柏陵一帯の桜に関しまして、ご指摘のネームプレートの件については、個人ではなかなか現状からきれいにすることは難しいと思いますので、今後、町のほうで何かできることを対処してまいりたいと思います。剪定や消毒は引き続き町の観光物産協会でも行ってはまいります。木に対する思い、桜に対する思い、植栽したときの思い、そんなものを含めて個人での管理もお願いしていきたいと思います。

協働の社会は、今でもその理念は変わるものではありません。植栽された方々に今申し上げたような呼びかけを行いながら手入れをしていけば、きっとみんなから愛される桜の景観になってくると思います。

活用ということでは、テルメ柏陵の桜は、土田議員が言われましたとおり、最高の桜が咲く場所と思います。特に、対岸やドローンから撮った写真につきましては、一帯が桜に囲まれるような形で温泉施設がある、そんな景観は町の自慢すべき景観の一つだと思います。ライトアップや、町の産業振興公社にてさくらまつりをしたりしてきました。ただ、なかなかタイミングとPRという点ではもう一歩という感じがしておりますし、コロナ禍でちょっと停滞している部分もあったかというふうに思います。

そんな中でも、町民の皆さんから桜が咲けばあの場所に桜を見に行きながら入浴していただいたり、あるいは有志の方々が集まって花見会をしている姿も見られますので、議員からご提案のあった町民花見会などはそういった有志の方々の集まりの中で実施できないかどうか、そんなことも検討の一つだというふうに思います。

桜鑑賞のバスツアーもできればいいという提案がありますが、現在、町の観光物産協会の

ほうで行っている仙台圏をターゲットにしたバス旅行の提携先の旅行会社と協議をしてまいりたいと思います。バス旅行の誘致に当たっては、旅行商品としてなり得るかどうかという課題がありますので、そういった専門の業者の方と協議をしながら、その時期に合わせたようなツアーが可能かどうか探っていきたいと思います。

大江町においては、桜のみならず、花という点ではヒメサユリやアジサイなどを植栽し、四季を通して花を楽しめる美しいまちづくりを進めてきました。各地区の自治公民館等で行っている花いっぱい運動やフラワーロード、左沢駅前の花の植栽など、各地域で様々な方々からご協力いただき、花のまちづくりを進めています。花は人々を魅了しますし、観光資源にもつながってくると思います。地域づくり、そしてコミュニティーの向上にもこうした活動はつながるものだというふうに思います。

今後も、花を利用したまちづくりなどについては、コロナが過ぎたこの時期にそういったことをもう一度立ち返りながら考えていくのも一つの方法だというふうに思います。皆さんからのご協力、意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、答弁どうもありがとうございました。

旧左沢中学校の敷地一帯には100本ぐらい植わっているんですね。駐車場には大体40本ぐらい、あと、その周辺に50本以上あるかな。相当植わっているのではほかの人はあまり注目しないんですが、目を留めますとネームプレートも下がってしまして、みんなそういうふうに我々と一緒に植えたというところなんですよ。どこまで管理というのは人のことはちょっと分かりませんが、これまで、それまでの桜だったと私も思っておりましたが、ここに来てコロナ禍で4年間、5年近くなりますが、桜という感覚があまり私もなかったような気がします。コロナ禍が収束しますと人が出てくるんじゃないかなという気持ちもありまして、こういうふうな質問をさせていただきました。

そして、さくら回廊を提唱する山新さんと山形放送さん、これもあちこちで植栽をやっておりますけれども、大江町は意外と多い回数だったのかなと、こういうように私は思っております。今、話によると文科省ということですが、そうであると思います。

そんなことから、本当に大切にすべきであると私は思っていますので、特に健康温泉館の一带の桜はちょっとこの辺にはないような気もするので、大切にしなければいけないと、こういうふうに思いは持っております。町長、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 私も同様にあの景観も大好きですし、ぜひ多くの方から見ていただきたいものだなというふうに感じています。

これから柏陵地区一帯は道の駅の新規オープンに合わせて様々なにぎわいをつくっていく形に進んでいくと思います。そんな中で、柏陵地区の桜も一つの大江町の売り、柏陵地区の売りとして活用できるのではないかというふうに思いますし、これからのまちづくりの一つの大切な資源だなというふうに感じています。

今、様々なお話をお聞きしながら思ったのは、管理の部分での提案が質問の中にありましたが、桜のシーズンに、植栽した方々が1年に1回自分の桜を見てもらえるような、そんな仕掛けができないものなのかなというふうに感じました。今、現状では、町民花見会をやるのでというふうなことで、先ほど芋煮の提案なんかもありましたが、そういったことで町民の方からの人集めというふうなところでは、コロナの影響もまだ完全に終了していない中では難しいところもあるかなと感じたときに、何十年ぶりに桜を見ながら昔の思い出を語り、そして手入れしていただく。ぜひ温泉にも入っていただく。少し公社のほうでもその雰囲気づくりをしてもらえるようなイベント的なものもできればいいのかなというふうに思います。

人間、植栽したときからの思い出のこの何十年間を振り返るというふうな意味合いでは、土田議員は同級生、同窓生というふうな形でありましたが、親子で植えた方などもおり、その子どもさんもう結婚して子どもがいたり、そういうずっとこれまでの経過を全てその桜が教えてくれるというような意味合いもあるかと思います。その辺、年に1回、桜の手入れを含めるような形で集まっていただくようなそんな仕掛けができればいいかなというふうに思います。

本当にその季節になって見ていただくにはもったいないほどの景色だと私は思いますので、先ほど申し上げました柏陵地区全体の財産としてどうPRし、どう活用していくかというようなことを、これを機会にもう少し考えたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） 町長、答弁うまい。私、そういう思いで質問したつもりはないんですが、やっぱり文章づくりが下手なんですよ、私は。うまい。もう感動しますもん。いや、参りました、町長。ありがとうございます。

あの一帯の桜というのは、川向かいの三郷地区から見た場合は相当いいところで、夜なん

かはライトアップしたときの風景というのはすごいんですよ。今、祭りにライトアップされるところは2本あるんですが、私が植えたところの一同が植えた桜ともう一本の桜が2本ライトアップされているんですが、これもやっぱりそのときの写真ってすごいですよね。本当にあんな近くでライトアップして、あのぐらいの桜というのは何かこの辺にないような気がします。皆さんも、いやすごいねとみんな言っているから間違いないと思います。

やっぱりそういうことを大切にしながら景観を守って、桜の好きな人がみんな寄ってきて、あそこでああでもない、こうでもないみんな集まって楽しめられるようになればいいかなと思っていますが、町長、最後に締めてください。お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 議場でこんなに褒められたことがないので、非常にうれしく思います。

町の財産として、ここ本当に何十年の中でつくり上げてきたものだというふうに思います。これからも大切にしていかなければならないと思いますし、やっぱりせつかくの財産ですから、あとはPRをして、いかに人が来てもらえるように仕掛けていくかというふうなことだと思います。

先ほど議員のほうから紹介がありましたように、山新さんの協力を得てのさくら回廊というふうなこともありますので、ぜひ山新さんなどにもイベントなどのPRにも取材をしていただいて、どんどん来ていただけるような仕掛けをやっていききたいというふうに思いますし、その延長線上で、先ほど議員のいろんなアイデアがありましたけれども、その辺のところを状況に応じた対応をつくっていくというふうなことを考えていきたいなというふうに思います。

ぜひ、桜のシーズンは夜はちょっと寒いんで、なかなか外で花見をするというふうなことにはつながらないのではというふうに私は感じています。でも、寒いからお風呂に入ってゆっくりしていただくというふうなこともあるかと思いますので、その辺のところをいろんな形でちょっと相談して進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。私の思いと完璧に合致していますので、まずよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。
一般質問を続けます。

◇ 安 食 幸 治 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。
7 番、安食幸治君。

○7 番（安食幸治君） 7 番、安食幸治です。

まず初めに、今年 1 月の能登半島地震で被災された方、そして 13 年前の東日本大震災で被災された方、お亡くなりになられた方に心よりお見舞い申し上げます。

今年は 1 月に入り、正月から大変心を痛めてまいりましたが、2 月には大変喜ばしい出来事がありました。それは、松田町長が 2 期目当選ということで、大変うれしく思いました。

さて、このたびは一般質問の機会をくださり、ありがとうございます。

それでは、通知のとおり質問をさせていただきます。

質問は、観光に対する 2 つの提案でございます。

1 つ目、大江、朝日、白鷹 3 町の広域観光資源、五百川三十三観音霊場を活用して、着地型、滞在型、宿泊型観光をです。

この 3 町の各地に点在する五百川三十三観音霊場と呼ばれる観世音菩薩を信仰する札所が 1 番から番外を含めて 34 か所あります。平成 25 年 8 月 15 日より 25 日までの間、1 番札所の朝日町常盤にある水口観音が 240 年ぶりとなるご開帳をしました。地元の新聞にカラーで 2 回掲載されたほか、河北新聞にも掲載されました。私も 8 月 20 日にお参りに行ってきました。そこで案内人の方から話を伺うと、15 日から 20 日までで 1,000 人以上の方がお参りに訪れたそうです。県内はもとより、遠くは宮城県、岩手県からも参拝者が訪れて、関係者を驚かせたそうです。

私が大江町から来たと話すと、その方は、大江町にも五百川三十三観音の札所が4か所あり、ほかに白鷹に1か所あると言っていました。恥ずかしい話ですが、私は大江町にあることをこのときまで全然知りませんでした。少し後で大江町民の方からその五百川三十三観音霊場のパンフレットと地図を譲ってもらい、参考にしました。その後、いろいろな方から話を聞くと、五百川三十三観音霊場は朝早くからだと1日でお参りができるからということが分かりました。

3町が各町の特産物や魅力を出し合うことによって広域観光力を高めることで、毛利元就の三本の矢のようにさらに強力な協力体制が構築され、観光に訪れた方の滞在時間が長くなることから、昼食等で飲食業の方々を含め町内商業の活性化にもつながると思いますし、大江町に宿泊してもらえばなおよいと思います。それが1つ目の提案です。町長のご意見を伺います。

壇上ではこれまでです。

○議長（宇津江雅人君） 安食さん、全部。

○7番（安食幸治君） 全部いいの。すみませんでした。間違えました。

2つ目に、同じみたいな質問なんですけれども、左沢十ヶ所参りを活用して大江町観光の滞在時間と長期化、宿泊型にという題です。

大江町が国選定重要文化的景観に山形で初めて選定されてから、各関係者のご尽力もあり、町を観光に訪れる町内外の方々が多くなって大変うれしい限りです。ただ、悲しいのは町内の滞在時間が短いことです。せっかく町に来てもらっても、滞在時間が少ないと決まったところにしか経済効果が少ないと思います。そこで、左沢小学区内に10か所ある寺院等をお参りして歩く左沢十ヶ所参りを活用して、せっかく町にいらっしゃった観光客の方々の滞在時間を少しでも延ばして町内の活性化を図る提案です。

大型バス1台の観光客を町内の飲食業の方々、宿泊業の方々が受け入れるのは無理があると思いますので、ジャンボタクシーに乗れる観光客に対応したコースを設定して、昼食には大江町特産の素材を利用して大江町の活性化を目指したらよいと思います。しかし、政治と宗教の問題がありますが、山寺立石寺、お隣寒河江市の慈恩寺など、観光資源を利用して地域活性化の大きな一助となっております。

大江町の先人の方々が大切に守ってきたものに光を当て、磨いて、町に来てくださった方々の滞在時間延長、宿泊人数の増加策の一つに考えてみてはいかがでしょうか、町長のご意見を伺います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、安食議員の2つの提案というふうなことについてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

なかなか寺社仏閣に関するところで、質問の中にもありましたが、政治と宗教という中で難しい課題があるというふうなところは議員おっしゃるとおりかというふうに思います。

人は古代より、願いを成就するため、そのために祈りをささげてきました。祈りは、人のそれぞれの願いがあり、願い方もそれぞれの形があったと思います。今、大江町長として一番に願わなければならないことは、世界各地で争い事が収まり、全世界が平和になること、そして能登半島地震などの災害からの復興であります。この2つに祈りをこの場からささげたいと思います。

ご提案をいただいた五百川三十三観音霊場参りと左沢十ヶ所参りにつきましては、私の記憶では以前、前の町長の時代にも同様の質問があったと記憶をしておりますが、その際、安食議員から五百川三十三観音参りを検討していただき実行していただきたい、その場合、町でも相応の支援をしながら進めていってはどうかと、こういうふうなことであったのではないかと記憶をしております。

観光の振興というふうなことでは、町の観光物産協会を中心として各種イベントの実施や観光情報の発信、そして旅行ツアー招致など、様々な観光事業を展開していただいております。観光は光を観ると書きます。言葉のとおり、地域の光を見に訪れること、これが観光ではないかと思います。ご提案の祈りに光を当てた観光もいいものではないかと思います。先ほどありましたように山寺の件、慈恩寺の件、そういった活用する方法もあると思います。全国、そして山形県においても寺社仏閣が観光地になっている場所があり、その参道にはお土産店がある場所もあります。

そして、大型バスツアーの誘致については、令和5年度は大手旅行会社との連携により、北は北海道から南は四国の松山まで全国各地からお越しいただいております、そのほかにも特に仙台圏からの方々へのツアーも積極的に売り込みながら、年間3,500人程度の方々がその部分の観光で町に来ていただいているという実績がございます。こうした旅行ツアーの中に祈りを含めて行うのも、安食議員がおっしゃられました滞在時間を少しでも長くというふうなところは、かみ合う部分があれば可能なのかなというふうに思いますが、なかなか旅行ツアーの日程自体が大変タイトなものも多くて、町内での時間もなかなか取れないというのが現

在の実態のようであります。

また、広域観光というふうなことで白鷹、朝日と連携した取組をしておりますが、その協議会の中でも、先ほどありました五百川霊場参りの部分についても以前話題として取り上げながら話をしてきた経過がありますが、なかなか実現までには至っていなかったということもありました。その場所にそれだけの魅力があるかどうか、これが必ず出てくるのではないかというふうに思います。

祈りは観光につながるものであります。地域に埋もれた資源に光を当てて、そして磨きをかけ、日本一公園や温泉、おいしいものなど大江町の自慢のものと組み合わせて売り出していければ、そう思います。磨き上げということは、そもそもの価値がどうなのか、ゆえんなども探る必要があります。そして、現地で話をしてもらえるガイドも必要かと思います。磨き上げやガイドにおいては安食議員の知見をいただければ、これからそういったことに取り組むことも不可能ではないのかなとも思います。

加えて、寺社仏閣を守っていただいている地域の方々の協力がなければできないものだと思います。滞在時間を少しでも延ばすことも視野に入れながら、ご提案いただいた内容につきましては町というよりは町の観光物産協会のほうで研究をしていくようなことで、安食議員からも様々な形でご参加やご意見をいただければありがたいというふうに感じております。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございました。

さすが町長は分かっているらしいですね。私が本当は最初に再質問をするということをするかなと思ったんですけども、町長も新しくなったからいいのかなと思ったら、ずばり平成25年12月の定例会での一般質問の再質問でした。本当に頭が下がりました。

そのときは、やっぱり広域観光とかいろいろなった問題では、例えば今だと道の駅ラリーとか、あとレトロバスツアーみたいなのがあって、3町の広域観光の連携というのがすごく今でもいいと思うんですけども、このコースというか、私が言っている提案は、この中に全部を回ってもいいし、何か所かを回って、例えば3町のうちのどこかで昼食を食べる、そして、もう少し時間があったらお風呂に入って宿泊して次の日というのだと滞在型、宿泊型になるのではないかなという、広域観光の柱の枝みたいなやつ提案だったんです。そうすれば、やっぱり3町のうちで需要が生まれたりというか、宿泊施設、あと昼食というか、飲食業の方も潤うと思います。

当時は私も回ろうとしたんですけれども、それから正直な話、コロナ禍にもなり、熊出没注意という看板がいろいろ出てきてしまっただけで全部の箇所は回れなかったんですけれども、まだ。今から回ってみないと、どういうふうになっているかというのはやっぱり自分で分からないし、口で言っているだけではちゃんとした提案にはならないと思いますので、先ほど町長からおっしゃってもらったように、自分のできることもしていきたいと思います。

やっぱり3町ですというのが、町長も先ほどおっしゃっていましたが、提案を会議で出したと言ったんですけれども、例えばデュアル・モード・ビークルの件もありますし、あったらいいなと思う政策一つと実現できる政策で、今のやり方に、だから何でもいから一本プラスすることによって滞在時間の宿泊型につながると言うんですけれども、町長はどう思いますか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、最後に言われたことがちょっと引っかかったといえますか、いい意味ですよ。引っかかったんですが、あったらいいな、そしてこれは実現できるもの、これは実現はちょっと難しいもの、できないもの、こう整理されていくんだと思います。これは、まちづくりを進めていく上でいろんな方からいろんな意見をいただきます。その中でもやっぱり、あったらいいなという意見が私は一番多いような感じがします。

ただ、それはあったらいいなだけで終わらないで、そこからどんなものを引き出して組み立てていくかというのも一つの行政なりの仕事なのかなというふうに思っています。なので、あったらいいなのような意見はもっともっと夢を語る上でも必要なかなというふうに思いますので、実現できるかどうかはまずは置いておいても、いろんな意見を聞きながら物によっては挑戦していく価値があるといえますか、やってみたいと思えるようなものであれば、それは取り上げてやって試して進めていくというふうなことになるんだというふうに思います。

2年ぐらい前ですか、最上三十三観音のご開帳でかなりのブームのようなものがありました。そういったもので特徴的な魅力的な、そういった霊場巡りのものを組み立てられるのかどうか、そのためには、今そこを管理していらっしゃる地域の方々だったり管理している方々がどんな思いでいらっしゃるのかというようなことも考えなければならぬんだというふうに思います。

朝日町でですか、五百川の霊場のパンフレットを以前作ったことがあるというようなことをお聞きしましたが、なかなかそれは、パンフレットは作ったんですけれども、コースとして

紹介したんだけどもまで、ちょっと足踏みをしているというようなことに私は思っています。そんなことも含めて、以前、白鷹、朝日、大江の3町の協議会の中でもそういった話題を出したんですが、やはりなかなか実現していくには、素材としてはこういうものがあるよねというふうなことはそれぞれが確認できたとしても、次、一步、ましてや予算をつけて進めていくというようなところまでは至らなかったというふうなことが、結果的なことを申し上げればそれが全てだったのかなというふうに思います。

なかなか今、この議会で私はずっと若い世代の人という言葉を使っておりますが、こういった部分について、観光として魅力があるのかどうかというふうなところをもっともっと研究していかないと難しいのかなというふうに思います。

安食議員においては、いろんなところでの行動を見ておられますと、そういう霊場巡りみたいなのがちょっとご趣味としてお持ちなのかなというふうに感じておられますが、そういった様々な周りの人の意見を聞きながらいろいろアドバイスしていただいたらありがたいなと感じているところです。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございます。

いや、本当におっしゃるとおりだと思うんですけども、実は今年、大江町は町制施行65周年を迎えるんですけども、白鷹町と朝日町は町制施行70周年なんです。5年前になったということで、5年刻みでなっていますので、次の5年、大江町町制施行70周年記念、白鷹町、朝日町町制施行75周年記念の合同というか広域のイベントの一つとしてでも、例えば5年の時間をかけてその間、松田町長からは頑張ってもらって町政を担ってもらい、ご開帳というか、特別のやつをしたときがないという話なんで、何とか記念とかしてしなければ、マスコミのほうでも取り上げてもらえると思いますし、今すぐなどというのは絶対できないんだべから、やっぱりそれなりに私も見てきて見学してきますので、5年後を見据えて一つの提案としてよろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうかね。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今この場からすぐにでもというふうなことではない、そして次の5年後に向けて取り組んでみてはどうなのかという今お話であります。その辺のところは、先ほど申し上げましたように、いろんな特に町の観光物産協会、大江町ではですね。観光物産協会のほうとつなぎながら検討をしていくというふうな形になるかと思います。

また、行政の面では、今日の議会での質問を受けて、朝日、白鷹さんとの協議会の中でも

そういった部分も、再度話題としては今日の質問の内容なども含めてお話をしていくような形で、環境を整えられるかどうか分かりませんが、意見調整をしていくというふうなことにしていきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、左沢十ヶ所参りの話なんですけれども、例えばの話、大江町に泊まることができたとすれば、1日目、テルメ柏陵で入浴して泊まり、2日目に柳川温泉に入って帰宅してもらうという方法もあるんです。なので、それでもやっぱりジャンボタクシー1台分ぐらいだと受入れ可能だと思うんですけれども、マイクロバスとかだとやっぱり無理なようなので、受入れ先が。

町長もおっしゃっているように、柳川までの道筋ができると思いますし、観光名所にもずっと行けるような感じがしますので、これは私の一つの滞在型、宿泊型の提案ですので、それを何個かのガイドというか観光ガイド、観光の柱の何本か目にしてもらって考えてみてはいかがでしょうかというのが提案なんです。

左沢十ヶ所参りのお寺様も無住寺、住職がいないお寺様もありますので、やっぱり周りの世話してくれる方、地域の方、地区の方、あと寺役の方も大変だと思いますので、そこは時間をかけて、できるのかできないのかというのも選択しなければいけないところもありますし、あと別に本堂に入ってお参りしなくてもいい。だったら神社お参りと同じみたいな感じになってしまうんだったら大丈夫かもしれませんので、それも一つの手だと思って、例えば先ほども言ったように提案型ですので、観光物産協会さんと協力して土台整備とかもしなければいけないし、あとどこかでご飯というか昼食を食べるのかとか、大江町の特産品を使って特別メニュー、限定メニューを作ってもらうようにすれば町内活性化にもなりますけれども、町長、どう思いますか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 結論は、先ほど申し上げたようなことで、まだまだ環境整備なり検討しなければならないことが多過ぎる状況が今の状況だというふうなことはご理解いただきたいというふうに思います。

そしてやっぱり、先ほど申し上げましたとおり、管理者の方といいますか寺社の所有者の方といいますか、そういった方々のご理解なくしてできないというふうなこともありますし、最上三十三観音参りを行った方に聞いた話ですと、お参りするところは地図などでたどり着

けるんだけれども、そこに誰もいないものですから何のためにお参りに皆さんいらっしゃるかという、恐らくご朱印が目的という方が多いのではないかと思います。それで、ご朱印をもらうために少し離れた分かりにくい場所にあるところまで行ってご朱印をもらわなければならなかった、もしくはその場所が分からなかったというようなことも聞いたことがあります。

なので、左沢十ヶ所参りの中でご朱印というふうな形で出しているところがどれだけあるのかも私、分かりませんが、そういったところがないと魅力的な観光の十ヶ所参りにならないのではないかと思います。

先ほど申しあげました今の観光の需要の部分で、どこに焦点を当てれば選んでもらえる観光地として魅力が持てるのかというふうなあたりを、関係者、観光物産協会などなどと十分にお話をしながら進めなければならない課題だというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございます。

観光の裾野を広げる一策としての私の提案でした。あるものを利用してもらって、やっぱり先ほど町長もおっしゃっていましたが、光を当てて磨いてもらって、磨くお手伝いしますので、これからは観光物産協会、町と協力して大江町の観光を盛り上げていってもらいたいと思います。

これで私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで安食幸治君の一般質問を終わります。

1時45分まで休憩します。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時45分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 大 沼 清 人 君

○議長（宇津江雅人君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） では、3番、大沼清人でございます。

通告に基づきまして、本町の防災インフラ整備についてご質問いたします。

大枠3点です。1点目は地震に対する断水対策、2点目は停電対策、そして家屋の耐震対策に対する支援制度でございます。

能登半島震災を受け、住民からもおらだの大江町は本当に大丈夫なのかと、震災にどこまで町は対応してくれるのか等々の多くの声が寄せられております。特に、住宅が密集している9町内、藤田区、本郷地区等々の住民は、輪島市の朝市火災の被害を考えるとまさに人ごとではございません。

振り返りますと、本年1月1日の大震災で、家屋倒壊で240名以上に上る多くの犠牲者が発生いたしました。犠牲となった方々にこの場をお借りして哀悼の意をささげます。現在も1万人以上の避難者、4万戸に及ぶ断水が、多少は解消に向かっておりますが、完全に断水が解消されるのは5月頃との報道がありました。その間、入浴もままならず、衛生環境も悪化した状態がもう既に2か月以上続いております。もちろん能登半島の特殊な地理的条件、老朽化した家屋、決して財政的に豊かとは言えない地方自治体等により、震災の備えが十分進んでいなかったことがあります。また、復旧活動もそれらの点でスピーディーとは言えない状況が続いております。

特に残念なのは、先ほどの輪島市の朝市の火災です。消火活動がこの火災で200棟以上の焼失、東京ドーム1個分、約5万平方メートルが一晩で焼失いたしました。その原因は、地震での水道管破断により消火活動が不能になったのが主な原因です。隣接する川の水も地盤隆起で消火水が十分くみ上げられなかったこと、また、道路が陥没、隆起し消防隊が防火水槽に近づくことができず、複数放水ができなかったこともあり、消火活動に失敗したと新聞で報じられております。最終的には海水を使ってようやく鎮火したとのことでした。

その主な震災対策と言える上水道の耐震化ですが、全国平均は41%です。石川県全体では36%であり、今回2か月以上にわたって断水に見舞われた七尾市はたった21%、志賀町は10%と非常に低い水準でした。翻って山形県全体を見ますと、令和3年度における基幹管路の耐震化は41.2%、浄水施設耐震化は39%、配水池についての対応は62%のことです。

国は、国土強靱化基本計画及び同年次計画2022を策定いたしました。水道においては、基

幹管路の耐震適合率を2028年までに60%以上に引き上げる目標を掲げております。

昨年9月の大江町の水道事業会計決算の質疑で、私は、本町の基幹管路耐震化率が20%にすぎない現状は防災上も問題であり、執行部はどう捉えているのかと質問いたしました。それに対し執行部からは、状況を把握しており、今後計画的に検討し、道路改修時等々での対応などを進めていくとの答弁がありました。我々大江の水道の地震対策が七尾市と同程度とは、あまりにお寒い状況でございます。これ以上問題を先送りすることは、子孫に大きなツケを回すことになります。もちろん、我々大江町は、今まで最上川の氾濫という大きな水害に何度も見舞われてきました。ややもするとそちらに目が向かっていって、じゃ断水のときはどうするのかというのが、ややもすると非常に意識が薄かったということも上げられるかと思えます。

ちなみに、昨年の春に、本町は様々な災害に対し詳細な大江町の地域防災計画を策定いたしました。23ページで第5節、予想される被害などの状況によりますと、山形盆地断層帯の長期評価として、今後30年以内にマグニチュード7.8クラスの地震は最大7%の確率で発生するとの記載があり、その際の大江の被害総額は、冬季の夕方、夜ですね、食事どき。全壊が253軒、半壊が453軒、出火4件、死者16名、断水世帯63%、停電1,180戸と推定しております。

松田町長は、2期目のスタートであり今回の選挙演説で持続可能なまちづくりと言われました。最低でも、この2期目で県と同等の水準の水道管耐震化工事の施工が早急に必要であると私は思います。我々町民に対して明確にその意図はあるか、あるならそのゴールの設定、手順化につきまして簡潔明瞭にお答えいただきたい。

もちろん、水道関係予算単独での執行となり、財政的な裏づけが伴ってのプランとなります。そのためには、現在の水道の受益者及び大口使用者の理解、次の世代への負担のお願い、これらも視野に入れる必要があります。水道管老朽化対策もあり優先順位も必要ですが、ぜひ喫緊の対応をお願いしたいと思っております。

次に、停電対策に移ります。

災害時の対策本部の速やかな立ち上げと情報手段の確保、迅速な状況把握は大原則であります。その際の本部の停電対策として、根本的には役場の周囲の電線の地中化、これが電源確保として最大の効果があります。水道の地震対策と同様、費用面での課題があるかと思えます。そのお考えも併せて聞きたいと思っております。

また、対策本部での非常用電源対策と避難所などでの防寒などの停電対策、備蓄状況につ

いてもお伺いしたいと思っております。

最後に、昨年、大江は住宅耐震化緊急促進プログラム、これを策定いたしました。財政支援として住宅の耐震化診断補助及び住宅耐震化改修費の補助を策定しておりますが、ここ数年、全く利用者がいない状況です。耐震診断士の費用は、利用者が1万円強の負担であり、利用者がおらず、もっと広報を徹底する必要があると思います。また、耐震改修補助も8割または80万の低い金額とは、あまりに低いレベルであり、増額の余地があるのではと考えております。

また、この災害対策においては、公助共助、自助の区分けが必要だと思っております。公助はもちろん役場の支援対策、共助は地域防災の対策、お互いに助け合う、自助は自分の命は自分で守る、これが自助、これらをうまくバランスを取りながら対策を立てていくというのが要諦だと考えております。

戦前にも、左沢の大火災が昭和11年にありました。その火災を受けて、左沢は、大江はかやぶき屋根を一掃しました、道路網を改修しまして。防火対策ですね。また、昭和19年には大きな左沢で地震もございました。先人たちも本当に大きなこういった災害に苦しめられて、今の大江を我々に引き継いだわけなんですけれども、我々としては一体どういうふうにすべきか、今後、優先順位は何なのか、そういった意味で先人の意図を受け継ぎつつ、ぜひ災害に強いまち大江にしていきたいと思っております。その意味で、町長のいわゆる安心・安全、そういった基盤があってこそ我々町民の生活ではないかと思っております。

以上、質問を終わります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、今いただきました大沼議員のご質問に順次お答えをしたいと思いますというふうに思います。

大江町の防災対策のインフラ整備についてのお尋ねでございますが、大きくは4点についてというふうなことだと思いますので、順を追ってお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、水道基幹管路の耐震化対策であります。先ほどから言われております1月1日に起きました能登地方を震源とした大地震、マグニチュード7.6、最大震度7という大きな地震でありました。先ほど触れられておりましたが、3月8日時点で死者が241人、負傷者が1,299人、避難生活を余儀なくされている方が現在1万80人という数値になっているようです。住宅被害は7万棟以上、能登地方を中心として北陸地方全域に極めて大きな被

害をもたらした地震でありました。

地震によりお亡くなりになられた方々、先ほどから皆さん質問の冒頭でお悔やみの言葉がありましたが、私のほうからもお悔やみをこの場で申し上げますとともに、被災された皆様並びにその家族の皆様にお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復興と被災された方々が平穏な生活に戻られることを心よりお祈り申し上げる次第であります。

私自身、この地震の被害状況がテレビ等の映像で送られ、伝えられてきた状況を見て、お正月早々でありましたが、このようなことがこの大江町で起こったらという想定を頭の中でやっておりました。多分、同じように思った方はこの議場にいる方の中でも数多くいらっしゃるのではないかというふうに思います。そして、少しでも災害が小さく収まってほしいというようなことを祈ったところでありました。

さて、地震直後に石川県輪島市にある朝市通りで発生した大規模な火災では、200棟以上の建物が被害に遭い、およそ5万平方メートルが焼失されたというようなことは先ほど言われたとおりであります。地震による断水で消火栓が使えなかったことや、倒壊した建物や電柱が瓦礫となって道路を塞ぎ、防火水槽を覆っていたため消火用の水利が十分に確保できなかったこと、そして、大津波警報の発令で住民が避難を余儀なくされたため初期消火活動を行うことができなかった、こんな不利な条件が様々重なったことが被害を大きくしている、拡大をもたらした、そんな原因ではないかと思っております。

この地震により、道路や水道といったインフラやライフラインは壊滅的な被害を受けて、能登地方では最大9万5,000戸が断水、今も1万7,250戸余りで断水が続いているという情報であります。道路陥没や亀裂、崩落、土地の隆起、斜面崩壊など、強力で激しい地盤変化が浄水場や配水池、配水管などの水道施設に直接的な被害を与えたものであります。

また一方では、水道施設の耐震化対策に遅れがあったというようなことも指摘がされているのは先ほどのご質問の中でもありました。日本水道協会の調査によりますと、令和3年度における震度6強の地震に耐え得る基幹管路の割合、耐震適合率は、全国平均が40.2%、石川県では36.8%、市町村別で見ますと、被害の多かった輪島市は52.6%、全国平均を上回っていましたが、能登地方の他の市町は全国の平均を下回っていたというようなことで、耐震適合率が比較的高い輪島市においても水道施設の被害が大きかったことは、かなりの地盤の変動が激しかったか、そういったことを示しているのではないかと思います。

さて、山形県における基幹管路の耐震適合率であります、43.6%という紹介もありました。全国平均ではやや上回っているという状況です。そして、大江町の基幹管路の耐震適合

化率は20.3%であります。本町では、浄水施設と配水池の耐震化はおおむね完了しておりますが、基幹管路の耐震化については十分と言えない状況があるのが実態だというふうなことであります。これは、東日本大震災の経験を踏まえて浄水施設と配水施設の耐震化を急がなければならないというふうなことで急いできた結果、そちらを優先してきたというようなことが影響してございます。

現在も、道路改良工事に合わせた配水管布設替えや、老朽管更新として耐震化対策に取り組んでいるところであります。しかしながら、現時点でざっと試算しても、耐震化がされていない現在の基幹管路約26キロメートルを耐震化するためには、約14億円程度費用が必要なのではないかという試算があります。そして、その間にも最初に耐震化対策を施した管路が耐用年数、40年から60年程度と言われているそうですが、これも耐用年数を迎えてしまうことから、絶え間なく管路更新作業を進めていかなければならないというふうなことになります。今進めております橋梁等の長寿命化の状況も似たような状況になっています。

議員からは早急かつ具体的なゴール設定と実施プランの策定をとのご質問がありましたが、令和6年度から2年間で策定することにしております水道事業経営戦略、この中で、水道資産の更新投資計画であるアセットマネジメントを策定することとしております。この中長期的な計画を踏まえて、限られた財源を活用し、優先度合いを見極めながら、今後の老朽管更新と耐震化対策を検討し進めてまいりたいと考えているところです。

私としては、やはり町全体の投資の順序づけをしながらやらなければならないという基本的な姿勢、ただ、安全・安心を確保するためのライフラインである水道管等の災害への対応、これもおろそかにできない、こういう思いはありますけれども、やはり財源的な問題も含めて、どこにどう投資をしていくかというふうなことを十分に検討しながらやっていかなければならない課題だと思います。

次に、電線の地中化と非常用電源対策、そして職員の非常食等の備蓄の状況についてのご質問がありました。

まず、電線の地中化に関しましては、進めるには、町として一番の課題は莫大な工事費の問題です。そして、専門的知識を持ち合わせておりませんので断言はできませんが、地震を想定したときには、地中化されていることによって被害箇所の発見が遅れることも想定されます。そうすれば、むしろ対策が困難になってしまう場合もあるのではないかという心配も考えられます。

先日、東北電力の方に地震と地中化についてお話を少しいたしました。その折、地中の断

層の状況によって違うので、どちらがよいのかというのはやはりケース・バイ・ケースであるので、一概には言えないという答えでありました。そのところは納得せざるを得ない状況だというふうに思います。実際、能登半島でも、地中化している部分についてもかなりの被害を受けているということがあるようでありますので。

能登半島地震では長く停電が続いたわけでありましたが、2011年に起きました東日本大震災の折には大江町でも全域が停電し、場所によっては2日間ほど復旧しなかった記憶があります。この教訓も含めて、国の補助制度を利用して、災害が発生した場合の対策本部となる役場庁舎と体育センターに太陽光発電を整備しております。また、学校等にも太陽光パネルを設置し、そういった対策に備えるというふうなことをやってきました。役場や体育センターの場合は、有事の際には非常用電源として使用できる状態になっています。また、公共施設には発電機を備えていますので、よほど停電が長引かない限り、応急的な対策としてはそんなに困らない状況になれるのではないかと準備をしているところであります。

なお、対策本部に参集する職員用の非常食として別枠で準備している分はありませんが、町内各所にある防災備蓄倉庫には十分な量を確保していますので、職員用の食料が必要な場合にはそれを充てることを考えていきたいと思っております。

そして、自主防災団体（組織）や住民への防災備蓄の現状について評価というふうなことがありました。

町では、共助の考え方から各区ごとの自主防災組織、これを立ち上げ、事務的なお手伝いを町のほうでもしながら立ち上げを進めているところです。組織化をすることにより、町のほうから備蓄品や防災用品等の購入が30万上限で3年間の補助を受けられる、100%補助です。可能になりますので、ここの部分については、ぜひ地区のほうでご利用いただきながら、万が一に備える共助の部分に対策を講じていただきたいというふうに思います。

また、災害発生に備えた町の備蓄の状況であります。県の考え方として、県内で最も多い避難者が発生するのは山形盆地活断層帯で地震が発生した場合と想定されており、大江町の避難者は998人という数字が示されています。その大規模災害発生後1日目の食料・水などにつきましては、県が4分の1、被災した市町村が4分の1、被災していない市町村からは4分の1、県民が4分の1の割合でそれぞれ備蓄して対応していくというのが基本的な考え方です。そして2日目は、県民の備蓄、事業者からの調達、近隣県からの提供支援など、3日目以降は全国からの支援を想定していくというような計画立てになっています。

なかなかこの理想どおりには進まない部分は、必ず災害の折には起きてきますので、ケー

ス・バイ・ケースのその場に合った対応が必要になってくると思います。これに基づきまして、998人分の4分の1、約250人になりますので、これを超える人数分の非常食と水、毛布などを備蓄しております。こうした基本的な備蓄品のほか、近年発生している豪雨災害の教訓を基に、段ボールベッドやパーティション、シングルマットなども順次備えているところでもあります。

なお、1日に必要な非常食は250人掛ける3食分で750食、水は250人掛ける3リットルで750リットルというふうになりますので、いずれも数字的には倍以上の量を確保していることになります。

以上申し上げましたように、町でも十分な量の備蓄に努めていますが、あくまで住民の方々が独自に備蓄をしていただくということが必ず必要になってくる。その上での町の計画であるということもご理解いただきたいと思います。実際に避難所を開設した場合には、炊き出しはすぐにはできませんし、温かいものも食べられません。広い範囲で甚大な被害が発生した場合には、近隣市町村からの支援も期待できなくなる場合もあります。広報紙等でも繰り返し周知しておりますが、町の備蓄品はあくまで応急的な備えであって、全ての食事や快適な住環境を保障できるものではない。そして、有事に備える3日分の非常食と水、ラジオ等の非常用持ち出し品については、ぜひそれぞれのご家庭で準備していただくことなども、この場をお借りしてお願いしたいと思います。

次に、各世帯の耐震化工事補助率アップの件についてお答えします。

こうした補助については2種類ございます。1つは、耐震診断を実施し住宅全体の耐震性を確保することを目的とした耐震改修費、先ほどありましたが、補助率80%と高率ではありますが、補助の上限が80万円というふうなことでございます。

2つ目は、住宅の耐震性や耐震診断の有無にかかわらず、命を守るために防災ベッド、もしくは防災シェルター、こういったものを設置した場合、現在の補助率が20%、上限24万円となっておりますが、令和6年度からは、県のほうでも補助率を20から80%に引き上げ、補助の上限も24万円から30万円に拡大した事業を展開する予定でありますので、県と町で1対1の補助事業というふうなことです。これにも大江町としても対応していきながら、こうした取組も進めたいと思います。

現実問題として、住宅全体の耐震性を確保することを目的とした耐震改修になるわけですが、県の統計データでは平均して約260万円の費用が必要だというふうに試算されております。高齢者の2人暮らし、もしくは年金生活であること、家を継ぐ者もない、高価

な耐震改修費を捻出するのは難しい、こういった課題があるというふうな声も聞こえております。費用負担が45万円から75万円程度の、工事期間も短く取り組みやすい防災ベッドや防災シェルター、こういったものの設置を中心に考えていくというのも一つの方法だというふうに思います。命を守ることを最優先とした補助事業を考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

私、一番申し上げたいことは、もちろんプランとしてリスクマネジメント、リスクコントロールに対するプランはあるんですけども、現実には、おっしゃったように財政的な裏づけ、優先順位、それに対して影響の度合い等々を勘案してもちろん考える必要があります。私が言いたいのは、早急に県とほかの市町村と同じレベルにしてくれませんかと先ほど申し上げました。100%にしてくださいとは言っていない。もちろん100%が一番いいです。あるいは100%にもしすれば、山形県で一番大江町が防災力があるというPRにもなります。どうか分からないですが、東根なのか天童なのか三川町か、どこが耐震化率が高いのかは知りませんが、それより1%でも上だったとなれば、大江が一番災害に強いんだと、定住してください、そのインセンティブにもなります。

つまり、40%というのは今6キロです、30キロのうちの、基幹管路。今既に6キロあるわけですから、あと6キロを早急に何とかしてくださいと申し上げている。それに対してプランはどうなんでしょうかと申し上げました。いつまでにどうするつもりですかということに全く答えてもらっていない。それは、首長としては何か言うべきですよ。ちょっときつい言い方ですけども、でないと住民が安心できないですよ、枕を高くして。破断して地震があって評価できなかったら、もちろん防水池等々もあります。川の水を持ってくるとか。ただ、最悪のことを想定したならば、延焼を初期消火のうちに何とか食い止める。例えば5か所、6か所どんとなったら、それはなかなか手が回らないですよ。もちろん、それには機能別消防団をどうするか等々の問題もあります。

ただ、一番の肝は主幹管路の水路を確保しておく、これに尽きます。でないと9町内の人、藤田の人、怖いですわ。私は七軒ですからもうそんな、ぽんぽんとしかなくなっていませんけれども、住宅密集地の住民は、これは大変な思いですよ。もちろん、耐震化が向上したからといって何ら風景が変わるわけではないです。物を建てたとか何とかと違います。ただ、我々は

子孫に向かってどういう町を残していくんだという、あるいは今の一番我々が行政として注力しなくちゃいけないのは住民の安心です。安心して住める、それがあってこそその生活、それはきちんと数値目標あるいはガイドライン、いつまでにどうするんだと、これを示してもらいたいです。そのために、少なくとも40%、あと6キロ、これを4年以内に2期目で町長に施工していただきたい。

たしか1キロ当たりのコストというのは、ちょっとろ覚えですけども、5,500万というふうにお聞きしたんですけども、それは正しいでしょうか、私の認識。管路耐震化のための1キロ当たりのコストは幾らですかという質問、ちょっと教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） その辺のところも大沼議員のほうからいろいろと担当課のほうに問合せがあったというふうなことのようです。

担当課のほうでお答えしているのは、1キロメートル当たり今言われた5,500万弱の数字をお示ししている、5,300万とお答えしているようであります。なので13億7,400万程度の金額が必要だというようなことで、先ほど14億というふうに申し上げたのは、全部ですよ。

〔「そうです」と言う人あり〕

○町長（松田清隆君） 全部ですね。なので、6キロというふうなことだと5,300万掛ける6、3億ちょっとというふうなことになりますよね。

ただ、今の更新のペースとしては、年4,000万程度の持ち出しでもって更新作業を進めている現状がありますので、その辺のところはさっき答えがなかったとおっしゃられましたが、先ほど申し上げましたのは、6年度から2年間でアセットマネジメント、これをつくっていくというふうなことでありますので、順次進めながらもそういった目標数値をこれからお示しできるようなことをやっていくというふうなことでありますので、その辺はご理解いただきたい。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 私としては、ぜひ、この事業に対してはたしか国が3分の1助成がありますよね。ありませんか。3分の1国からの補助があるかどうかをお尋ねします、執行部の方に。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 基本的な更新の補助事業があるかというふうに思いますが、その辺の部分については建設課長のほうが間違いない答えを準備できるかというふうに思いますので、

建設課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えします。

基幹管路に関する更新の国庫の部分に関しまして、経過年数、こういった部分の古い管路更新については3分の1、国庫の補助ということで頂けるというような内容になっております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ということは、実質的に本町が負担しなくてはいけないというのは2億4、5、000万でございます、40%にするには。それは町の財政の余力としてどうなのかというんですけれども、例えば4年ごと、6、000万ざっくり、これは非常に現実的な数字だと思います。

私としては、ぜひ町長にこの2期目で持続可能なまち、安心して町民が住めるまち、少なくともほかの町村と同じレベルにさせていただきたい。これはどこの町民でも同じではないかと考えております。ということで町長、この件に関しての質問は終わります。もし……。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） いろいろと具体的に平均並みの整備率を進めていってはどうかというようなお話がありました。その辺のところは、先ほど申し上げた2年間かけてつくっていく計画の中で、きちっと今の意見も反映させるような形で、もちろんその間停滞するというふうなことではなくて、順次更新を進めながら、耐震化を進めながら、そういった計画の中で検討していきたいというふうに思いますので、ご理解ください。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ぜひ町長、よろしくお願ひしたいと思っています。

次に、2番目、区長へのDX支援についてご質問いたします。

昨日、大江町のDX推進という資料を頂きまして、非常によく出てきたかと待ち望んでいたプランでございます。

ただ、現在、県及び国が自治体向けにDXの普及に注力していますが、本町は実際にそれを使っている、稼働しているというのはほとんどここにいらっしゃる執行部の皆さん、我々議員ぐらいしか、あとはもちろん小学校、学生というのはあると思うんですけれども、それ以外ほとんどない。

例えば、こう言うてはあれですけれども、西川町とか最上の金山町はもう全戸に配るとい

うことで予算化しておりますね。その意味で、住民に対するDXの恩恵のきちんとしたを予算しているのは、我々は非常に遅れていると思っております。私自身も、このタブレット一つで全てのフォルダに議案等々のあれも入れておりますが、非常に便利です。ほかの議員の方も非常に便利だねというふうに評価していただいております。

国及び県は積極的にその推進、導入を進めておりますけれども、マラソンでいいますとまだまだ本町は遅れているのかなと。前回のDXの計画についてもあと5年後、6年後こうするというふうに書いてありましたけれども、じゃ来年、再来年というふうなというのはまだ全然言及されておられません。

特に、町民に対しては早くこういった恩恵を出すべきタイミングだと私は考えております。その意味で、特に行政と住民との間に立っている58の区長、これは本当に大変なこと、重責だと思っています、特に区長というのは。私も5年間やったんですけども、やはり物すごい責任感を感じております。

特に痛感いたしますのは、年度の初め、各課から相当の大量の文書が各区長のところに来ます。建設水道、農林課から健康福祉課から政策推進から全部。もちろん、そのほかにも町報の配布関係ですとかいろんなお知らせですとか、その意味では区長というのはその雑務に埋没している、あるいはそのパワーを割かれていると言っても過言ではないです。

例えば、私は近くの山の水路のところの工事を農林課さんのほうに上申したんですけども、いろんな様式の例えば写真を出してくれ、建設の大枠のあれを出してくれ、それと執行完了報告書を出してくれ、見積りもそうなんですけれども、大体4、5回、4、5種類のそういった様式の提出を求められます。もちろんエビデンスですから、それは公金に対するベースですからしょうがないと言ったらしょうがないんですけども、何とかそれはDXによって改善してもらいたい。ほかの区長さんからもよく言います。本当にまめな区長さん以外は、これ引継ぎ大変なんです。それはそうですよね。大量の文書があって、どこにその文書があるかよく分からんと。

特に、私のうちにはファクスがあります、総務課からもらった。七軒地区のところは遠いだろうということでファクスを置いてあります。私、外からこっちに来たときに一番痛感したのが、7年前ですか、まだファクス使ってるのと。これは10年以上前の、時代からちょっとずれているんですね、はっきり言って。これは何とかしなくてはいけない。それは、特に日中、家にいられない人、仕事をやっている区長さんは非常にプレッシャーになります。だから後ろ向きになりますね、区長になるのは。

その意味で、区長さんの業務効率化、隣組長、地域住民との情報共有の改善は喫緊の課題だと私は考えております。町として区長の業務経験の支援を行う意図があるかどうか。ちょっとここにも書きましたけれども、タブレットの配布で紙媒体を基本的になくす。各種届出をネットの書類で全部改善させる。あと、災害時は非常に効果的なツールになりますので、今の防災の無線とはまた別に区長宛てに何か出すとか、あるいは将来的に町報はタブレットで出すということもあるかもしれません。あと、各種資料はやっぱり保存が非常に大切なんです。検索機能とか保存性、これを充実させてもらいたいということで、ぜひ区長に対する業務の負担の軽減化をDXについて改善するようにお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいまの区長さん等へのタブレットの配付なりDX化についてというようなことでお答えをしたいと思います。本当に各区の区長さんにおかれましては、行政と地域住民のパイプ役というふうなことでは大変なご尽力をいただいていること、また、広報紙やお知らせ版などの配布にもご協力いただくなど、ご苦勞をおかけしているというふうなのは十分に認識をしております。

現在58名の区長さんがおり、各区の代表者や調整役としてもご活躍をいただいておりますが、近年、単年度で交代される区長さんが増えてきているように思います。年によっては約半数の区長さんが入れ替わる、そんな現状もあります。このことについては、人口減少や集落意識の希薄化などに起因した担い手不足、これが要因とも考えられ、役職持ち回りのような感覚で交代することで区長の負担を少しでも軽減したいとする考え方に変わってきているのではないかと感じているところであります。

町民の最も身近な自治会組織の機能を維持していく上では、区長さん方の負担軽減については大きな課題であるというふうに以前から私といたしましても思っておりました。今後の自治会への支援や役員の負担軽減について、これまで以上に意を用いていかなければならないと考えているところであります。

ただいま大沼議員さんのほうからご提案の全区長にタブレットを配付して電子データによる周知方法に変えることは、ペーパーレス化の効果が図れるほか、区長さんの負担軽減にもつながる部分もあるというふうに思います。しかしながら、ふだんからこういった機器をご使用されている方にとっては大沼議員さんのようにスムーズに移行できるものと思われませんが、一方で、やっぱり区長さんの半数が1年で交代することやなかなか年齢が高い方などに

については、スマホやタブレットになじみの薄いというふうなことは操作の熟知面等において過度な負担をおかけするというふうなことも危惧されるのではないかと思います。それを差し引いても、DXの流れというふうなものは今後とも必要だというふうに思います。

こうした中で、区長さん方自らが昨年12月、DXに関する研修会を独自に実施されたと聞いており、多くの区長さんが参加されたとのことですので、DXに対して非常に前向きなお考えをお持ちの方が増えてはきているのではないかとこのように感じております。その後の様々な区長さん方の考え方についてはまだ把握をしておりますが、そういう前向きな形で進めていってもいいのではないかとこの素地があるというふうに感じたと思います。

町といたしましては、このたび策定したDX推進計画、これを踏まえながら、行政サービスのDX化をより一層推進してまいりたいと考えております。その中の一つとして、区長さん方の負担軽減と利便性を高めるために、タブレット利活用の内容やその方法等について、やはり町のほうから一方的にこれを貸与するというようなことではなかなか理解も得られませんし、そういったことに持ち帰っても利活用が進まないのではないかとこの心配もありますので、区長会の役員の皆様方と相談をしながら、今後検討を進めたいというふうに思います。

私としては、ぜひ区長さん方にそういったことでスピーディーな、そしてタイミングよく情報が伝わるというふうなことに活用できるツールだというふうに思っておりますので、その辺のご理解が進むような形で区長会さんと相談したいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 町長、ありがとうございます。

私もITの教育関係に少し携わっておりまして、いろいろ今までの経験から申しますと、高齢者の方で食わず嫌い、多いです。もう最初から、これはおれ駄目だよ、嫌だな、全然関係ないわという方。ところが一遍ずっと触っていくと、あっこれもできるんだ、例えば孫の写真をこうできるんだとか、あるいはペットの写真を壁紙に貼っておくとか、だんだんできているんですね。そうするうちに何だかんだできる。ですから敷居を、段差を広げるではなくて、細かくしていきながら、例えば最初はファイルの転送、こちらから転送していったてもらえる環境に慣れてもらう。これはキーボードとか一切なしで、その次は、簡単な届出だったらそれで完結できると、あるいはファイルを整理できる。その裏づけとしましては、やはり教育です。研修です。これは国も相当力を入れているやに聞いています、財政的なバックアップも含めて。我々は、その意味で相当、まだ大分追いついてきたなと昨日の報告書

を拝見いたしましたして、見たんですけれども、あくまであれは、言ったら悪いですけれども役場の中での話なの。町民がそれを実感するまではまだまだ時間がかかるのかなと私は考えています。

その意味で、その最初のスタートとしては、区長さんが一番最適だと僕は思っています。かえって替わるからこそ、そういった、あっこれは便利だね、もっと使おうかなという人が増えてくるというふうに考えられると僕は思っています。その意味で、もちろん新しい三役、大江町の区長会の会長さんというのは替わられるやに聞いていますけれども、もう意向も踏まえながら、皆さん総会もあると思うんですけれども、打診してみる価値は絶対あります。もちろん、はなからもう駄目だという方には、もうそれは無理強いしてもしょうがないんでしょうけれども、ただ、趨勢としてそういう便利なものがあって、あっ自分がもう楽になる、便利になったという実感を与えてくれればウエルカムになってくると思います。ぜひそういう進め方を、今回のD Xの基本計画と併せてユーザーに対してもどうアピールするか、それを町として考えていただきたいと考えております。

では、私の質疑はこれで終えさせていただきます。もし町長、お言葉がおありでしたらば最後の決意を。

○議長（宇津江雅人君）　じゃ、町長。

○町長（松田清隆君）　やっぱりこれからの時代はそうなっていく時代を迎えているというふうなことは、間違いないと思います。

ただ、この議会の中でもタブレットを始めて約1年ぐらいになってきておりますが、徐々に紙ベースとタブレットベースといろいろやりながら、皆さんもこれになじんできているのかなというふうに思います。一気にやってしまうという方法はあるかというふうに思いますが、やっぱり受け手側の意識が変わらないと利活用につながっていかないと思いますし、情報は流したけれども見てもらえない、気づかなかった、開いていなかった、こういったことになってしまいますので、それではやっぱり行政側からの情報提供としては困るわけで、その辺のところをきちっとやりながらやっていかなければならない。

当初のうちは議会と同様に併用しての形なのかもしれませんし、ファクスが古いというふうなことでは、ファクスしか使えないというふうな方もいらっしゃるのも事実だというふうに思います。ただ、先に進んでいくためにはいろんな形でそういうトレーニングを積みながらやっていく時代なんだなというふうなことを町民の方から理解してもらいながら進めていく必要があるというふうに思いますので、ぜひ議員の方々からもご協力をお願いしたいと思

います。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ありがとうございます。

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで大沼清人君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時38分

令和6年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年3月13日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問（4名）

5番 藤野広美

- 命を守る「住宅の耐震化」の部分改修補助金利用促進を
- 新規就農者女子寮を町の賃貸住宅に

9番 伊藤慎一郎

- 少子化対策と子育て支援・産み育てやすい環境整備について

1番 菊地英幸

- 持続可能な稲作について

2番 廣野秀樹

- 仮称「大江町ふるさと住民票」の新設について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	西 田 正 広 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金 子 冬 樹 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 藤 野 広 美 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の質問は一問一答方式で行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） おはようございます。

5番、藤野広美です。

今年、元日早々に能登半島を震源とする最大震度7の能登半島地震が発生しました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をご祈念申し上げます。

大江町の保健師の方1名が自主的に被災地に行って手伝いたいという申し入れがありましたということで、7日間の日程で派遣することを2月の議会全員協議会で副町長からお聞きしております。素晴らしいことで、実戦力として活躍していただいたのではないかというふうに思っております。活動内容など、ぜひお聞きする機会があればうれしいなというふうに思っております。

昨日ですが、大沼議員が耐震について質問されていますので、町長の答弁の中でかぶるところがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、命を守る「住宅の耐震化」の部分改修補助金利用促進をという質問をさせていただきます。

1月5日の新聞に、能登半島地震の被災、被害状況が掲載されていまして、抜粋してみました。

「このたびの被害状況を見ると、1階部分が押し潰されたり、大きく傾いたりした木造住宅が折り重なり、壊滅的な状況である。数年前から繰り返された地震で傷ついたことが影響した可能性もある。そこに今回の大きな地震が起こり、多くの住宅が倒壊した。また、耐震化も遅れていた。珠洲市内の約6,000戸の住宅のうち、2018年末の耐震化率は51%、輪島市は19年末で45.2%、この時期の全国平均87%より著しく低い。共通するのは地域の高齢化だ」という記事内容であります。また、次のような記載もされておりました。「耐震化の旗を振る国土交通省の幹部は、いつまで住み続けるか分からない住宅に多額の費用をかけて改修する高齢者はいない。耐震化が必要な古い住宅ほど対策が手つかずになる悪循環がある。加えて、建築基準法の耐震基準は、1978年（昭和53年）の宮城沖地震の建物被害を受け、1981年（昭和56年）に厳格化になりました。震度6以上でも倒壊しない構造の建物が求められるようになり、耐震化は喫緊の課題と位置づけられてきました」という記事内容です。

国土交通省の住宅や建築物の耐震化の項目の中で、住宅や建築物の所有者の方へ「大地震から自らの生命、財産等を守るためには、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、住宅や建築物の所有者一人一人が自らの問題として意識をして取り組んでいただくことが重要です」と掲載されており、追加して、「昭和56年5月以前に建築された建物は、建築基準

法に定める耐震基準前のいわゆる旧耐震基準によって建築され、耐震性が不十分なものが多く存在します。そのため、まずは耐震診断を実施し、自らの建物の耐震性を把握しましょう。そして、耐震診断の結果、耐震性が不十分であった場合は、耐震改修や建て替えを検討しましょう」と明記されております。

資料1をご覧ください。皆様のお手元に配られているかと思います。

令和5年12月に山形県で発表している山形県建築物耐震改修促進計画の一部を抜粋したものです。

資料1の②、表4に表記されている戸建て住宅の昭和56年以降の住宅19万1,500件と、昭和55年以前の住宅のうち、耐震性あり5万件を足した24万1,500件を総戸数の30万5,200件で割った比率が79.1%となるようです。山形県で戸建て住宅の昭和55年以前に建築された住宅は11万3,700件で、そのうち5万件が耐震性ありと表示されていて、約44%になるようです。約56%がまだ耐震化になっていないという結果が見えてきます。耐震改修に対し、国や自治体が支援を拡充すべきだと東京大の教授の言葉が新聞に掲載されておりましたが、今後、国も補助金の対策に取り組むのではないかと予想されます。

かつて大江町にも左沢地震と言われる昭和19年12月、マグニチュード5.5の地震が発生しており、県では、荻野付近や左沢地区の地震記録と被害状況を大江町本郷荻野付近で納屋倒壊1、土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常数戸あり、左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり、地鳴りを伴い余震多数と記録されております。

国土交通省の呼びかけに基づいて、大江町の昭和56年5月以前に建築された住宅の数と、その中で耐震診断を行い、改修された住宅の割合を把握していると思いますので、お伺いします。

資料2をご覧ください。

耐震化率の目標(1)の②に寝室や居間の部分補強、耐震ベッドの設置等による減災対策として、寝室と常に生活するスペースの居間、茶の間等の部分耐震化と合わせた減災対策率を令和12年度までに95%目標と明記されております。いつ起こるか分からない地震に備えて倒壊しない構造の建物にするため、耐震化は喫緊の課題と周知していくべきと思います。

今回の能登半島の地震で、建物の倒壊による圧死が90%と新聞やニュースで報道されております。本町の令和4年度の予算書には、耐震診断費用補助金約20万円が予算化されていましたが、耐震診断補助金を利用した方はゼロ件で、決算書の項目から外れておりました。耐震診断補助金を利用した方がゼロ件ということから、自宅が耐震基準に合っているかという

危機感が少ないのではないかと心配されます。

さきに申し上げた国土交通省の方が列記しているとおり、高齢者で独り暮らしの方も多くなり、改修費用を捻出するのがなかなか難しいという方がいるのではないかとということも考えられます。このような現状を町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

今年、元日に起きた能登半島地震のときに、家が古いから大分揺れた、壊れないかと心配したよという町民の方のお話をお聞きしています。住宅建築奨励事業補助金の耐震診断や耐震改修の補助金を活用していただいて、大江町に住む方が安全・安心に生活できるために、町民の方にもっと拡大して促進していく必要があるというふうに思います。あわせて資料2に明記されている山形県と同じように、令和12年度までに95%目標を目指していただきたいと思います。と考えますが、町長の考えをお伺いします。

これで壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

それでは、藤野議員の命を守る「住宅の耐震化」の部分改修補助金利用促進をというご質問にお答えをさせていただきます。

記憶に新しい近年の大地震について振り返ってみますと、今年1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、平成28年には熊本地震、23年には東日本大震災、平成16年には新潟県中越地震、平成7年に阪神・淡路大震災、こういった地震が10年にも満たない間で発生し、人命や住宅などの財産に甚大な被害を与えてきているというのが現実です。

山形県は、令和元年6月発生 of 山形県沖地震で被害を受けて以来、大きな地震に見舞われてはおりませんが、平成19年8月の文部科学省地震調査委員会による長期評価では、県内には地震の原因となる主要な4つの断層帯があるとされています。特に大江町に近い寒河江市から上山市までの間に存在する山形盆地断層帯において、マグニチュード7.8程度の地震が今後30年以内に1%の確率で発生すると公表がされています。これは阪神・淡路大震災を上回る規模だと見込まれており、一番被害が大きいと思われる冬季の早朝に発生したケースでは、被害想定では建物全壊が約3万5,000棟、建物半壊が5万4,000棟、これらに上るとされております。

町では、このような大地震に備え、町民の生命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物などの耐震性向上対策として、県と連携しながら

ら耐震診断、改修等を総合的、計画的に推進するための基本的な枠組みを定めました大江町建築物耐震改修促進計画、これを策定しております。この計画は令和3年3月に改定を行っておりますが、令和2年の推計値として、昭和56年度以前に建築された耐震性が不十分と思われる住宅は740戸で、町内住宅の25.6%に当たります。また、この戸数には空き家の戸数が含まれているので、令和5年11月から12月に実施した最新の空き家調査では、町内全体の空き家の戸数が340戸で、そのほとんどが古い住宅だというふうに思われており、空き家の戸数340のうち約9割の300戸が昭和56年度以前に建築された住宅だと推計した場合、居住実態のある住宅数は440戸、率にして17.3%、昭和56年度以前に建築された耐震性が不足する住宅だというふうに推計されますが、あくまでこれは机上での推計だというふうなことであります。逆に言いますと、耐震化率ということでは82.7%が耐震化された建物だというふうに言えると思います。

住宅の耐震化を図るためには、耐震診断を実施して、診断結果に基づき住宅改修を実施することが最善の方法になりますが、町では平成22年度より前段として耐震診断事業を、平成23年度からは耐震改修に対する補助事業を実施しております。耐震診断の実施件数は現在まで11件、耐震改修を実施したケースは残念ながらありませんでした。

耐震診断後のフォローアップとして、耐震改修までに至らなかったそれぞれの理由を聞いておりますが、高齢者の2人暮らしで家を継ぐ者もなく、高額な耐震改修費を捻出するのは大変である、こういった回答が多くありました。

耐震改修には改修費として平均で約260万円必要だと、こういったデータが県の統計として出ております。高額な改修費が一つの大きな課題になっているという事実であります。加えて人口減少、高齢化の問題が影を落としており、全国的に高齢化率の高い地域の耐震化率が低い傾向となっている、こうしたことにもつながっているのではないかと思います。

耐震診断に対する補助制度につきましては、建築士の有資格者により住宅を調査し、数値によって住宅の強度を判定する事業で、今年度までは住宅の平面図がなければ耐震診断を受けることができませんでしたが、対象とする住宅が建築基準法の改正された平成12年5月以前に建築した住宅であるため、最低でも23年ほど前のものであり、平面図が残っていないといった声がありましたので、令和6年度より図面がない住宅についても対象にしたいと考えています。

また、これまでは診断結果に基づき、数値を用いまして危険性などを説明するまでにとどまっていたましたが、改修方針を示していくことにより、お付き合いのある工務店さんなどに

改修金額を含めて相談できるように事業の内容も拡充していきたいと考えております。

なお、耐震診断に係る補助率については9割、申請者の負担については1割程度となります。

耐震改修に対する補助につきましては、耐震診断を受け、耐震改修を実施する場合は補助率80%、補助額上限が80万円となっております。しかしながら、費用面での負担から実施したくても実施できない方も多いのでは、特に高齢者のみの世帯では耐震化されていないことで圧死につながってしまうケースも心配されます。このことから耐震基準にかかわらず、また、耐震診断を受けなくても防災ベッドや防災シェルターの設置などをした場合は、これまで補助率を20%としていたものを80%に引き上げて、補助の上限もこちらのほうは24万円から30万円に拡大して、できるだけ低額で命を守る、こういったことに特化した取組を進めたい、県のほうでも補助制度を拡大して進めていきたいという方針が出されておりますので、安く取り組みやすい、命を守る事業として展開をしていければと考えております。

山形県建築物耐震改修促進計画、これの中では耐震化率を90%に設定するとともに、耐震化率と、県独自に耐震ベッド設置等による減災対策実施率を加えて算定した減災対策率を設定し、その数値が95%と設定されております。いわゆる建物自体については90%、そして耐震ベッドをなどのものを含めての目標を95%というふうに設定してあります。

大江町建築物耐震改修促進計画では、県計画の減災対策率を95%として目標を掲げておりますが、まだまだ耐震診断の実施率が低い状況にあります。まずは費用負担の少ない耐震診断を実施していただき、自分が住んでいる住宅の危険性を知ってもらうことが第一歩だというふうなことで、これまでも進めてきましたし、これからも進めたいと思っております。

昨年度、防災ベッドの模型を中央公民館に展示させていただきましたが、今後ともこうした危険性、耐震診断の必要性について継続して努めていきたいと思いますし、防災ベッドや防災シェルターの模型展示等も含めてPRを行っていきます。

また、地震の被害を軽減し、危険性を低下させるという意味では、空家除去支援事業や危険ブロック塀等除却費用補助事業等の補助についても安全性を高めるのに必要な事業だと考えておりますので、耐震関連事業と同様にPRを実施し、それぞれの相乗効果を期待していきたい、そして、安全を確保していきたい、そう考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

先ほど私は3つの質問をさせていただきました。1つ目は、耐震診断を行っている中で、現在の耐震の戸数が55年以前の建物が幾らで、耐震改修はどれくらいになっているかという質問をさせていただきました。その答弁として、740戸の25.6%がいまだもってまだ不十分だと思います。ただ、その中には空き家もあるので、住宅としては340戸というふうに把握をしているということで、17.3%というのが今の現状かなというふうなことだと思います。これは机上でのデータだというふうに把握をしているとお伺いをしましたけれども、その中で耐震診断をしたのが11件、けれども耐震改修をしているのはゼロ件だというふうな今の現状だということをお聞きしました。耐震化のためには、やっぱり耐震化になっていない住宅の調査をまず始めるのが先だというふうに思います。

令和5年度は、空き家バンク登録のための手続等を行う地域おこし協力隊の方が着任していると思います。そこでなんですけれども、先ほど机上での数値だということを踏まえてなんです、空き家バンクに登録する物件を把握する地域おこしの方に、仕事として56年5月以前に建築された住宅の数を把握してもらうということはいかがかなというふうに思います。空き家バンク登録をする地域振興課と、耐震診断並びに耐震改修を把握する建設水道課の連携で、縦割りというふうにならないようにスムーズに仕事を進めることができるのではないかなというふうに考えます。

耐震化を身近に捉え、次のステップにつなげるということが重要だと思います。地域振興課と建設水道課双方で目で見えて確かめるということが大事だというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いします。

2つ目ですけれども、高齢によって改修しなければならないということは分かっているんだけれども、なかなか改修費用を捻出するのが難しいのではないかなというふうな質問に対しては、そういうふうなことを考えられると思いますというような答弁をいただきました。遠く離れている家族が心配をして、改修したらとかというふうに助言をして協力してくれる方も、家族もいるのではないかなというふうに考えます。能登半島地震が起きた後、ここ3か月近くなりますが、耐震改修等の問合せ等があったかをお伺いします。

3つ目の住宅奨励事業補助金の耐震診断や耐震改修の補助金の活用を促進していく必要があるというふうに考えますという質問に対しては、今後も耐震改修に対する補助金等も含めてPRを実施していくという答弁をいただきました。令和6年度は、今までは町長がおっしゃったように、平面図がないと耐震診断というものはしていただけなかったんです。でもそこをなくてもしていくようにするということは、一つ大きなステップかなというふうに思い

ます。

耐震診断、耐震改修の令和5年度の補助金内容として、先ほど町長もおっしゃいましたが、木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断並びに建築士が実施する木造住宅一般診断法等の結果が耐震改修後の評点が1.0以上となる改修工事で、耐震改修に要する費用の10分の8の額または80万円のいずれか低い額とするとなっています。この補助金があることは知っていると思いますけれども、内容をどれくらい町民の方が把握しているのかという疑問もあります。令和4年度、住宅建築奨励事業補助金事業も予算化されており、決算額は493万8,000円となっておりました。耐震改修の件数はゼロ件ということから、先ほどもあったように耐震改修ではなく、新築やその他の改修費に充てられた金額の合計がこの金額になるというふうに思います。改修の中には手すり設置、バリアフリー、トイレ改修、断熱化、二重サッシなど工事があると思いますが、耐震診断、耐震改修が行われていない状況で、耐震改修に力を入れて、やはりPRがなされていないというふうに感じます。

県では、先ほどの資料にもありましたけれども、居間や寝室等などの部分補強に対し、市町村と折半して補助し、補助率を引き上げると2月15日の新聞に掲載されておりました。令和6年度から補助率も変わるというふうに昨日の大沼議員の質問に対して町長の答弁がありましたが、耐震シェルターや防災ベッド等の設置と耐震改修後の変更後の補助率をお伺いします。

令和12年度までに、これは県で出している95%目標ですが、この質問に対しては、県と同じように大江町では95%目標を掲げていくということで、先ほどの促進計画の中に令和7年目標値、耐震化率95%というふうに表示されているようです。

先ほど町長の説明もありましたけれども、中央公民館等で耐震シェルターの展示等をしたというふうなことは担当課から私もお聞きしておりますが、どのくらいの方が見学に来てくれたのか把握はしていないということをお聞きしております。耐震シェルターを展示する際に、今年もやるのかどうかなんですけれども、行政側の担当課の方がその会場に行って呼びかけをして、町民の方に補助金を使って部分改修をするというふうに安全になりますよ、耐震シェルター等があれば、こういうふうに……

○議長（宇津江雅人君） すみません、藤野議員に申し上げます。再質問については簡潔にお願いしたいと思います。

○5番（藤野広美君） 分かりました。

補助金を説明する機会をぜひ設けていただきたい、そういうふうに、いかがかなというふ

うに思います。

3番目の質問に対してですけれども、耐震改修が進んでいないということの中で、令和6年度、国の方針で耐震改修の補助率が改正されるというふうに聞いております。2分の1から4分の1になるというふうにお伺いはしております。その中で、例えば先ほどの80万円という補助金だとすると、町での補助率で2分の1から4分の1になるというふうにお聞きしていますので、20万円というのは町で出すのが少なくなるというふうに思うんですね。あと、その分を町独自の補助金として上乗せするというのもよいのではないかなというふうに思います。

このように、耐震診断の補助金等が早めになくなってしまうということもお聞きしているんですが、満額になってしまったから補助金は出せないとか、来年に延ばしてはという考え、指導では、95%というふうな目標はなかなか難しいのではないかなというふうに考えますので、その辺はどういうふうにお考えであるか、お聞きします。お願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 再質問というふうなことでいろいろ何点かいただきました。メモは取ったんですが、全てに答えられるかちょっと自信がありませんので、抜けたら後でご指摘をお願いしたいというふうに思います。

最初に、空き家バンクと連携して、地域おこし協力隊などによる耐震化率の現場の確認などを行ってはどうかというお話だと思うんですが、なかなかやっぱり耐震というふうな意味では、先ほど、十分お分かりだと思いますが、建築士の方が耐震診断を行うというふうなことからして、専門的な知識が必要なのではないかと。職員が、もしくは協力隊員が現場に行き、この建物を見て、耐震化されているかどうかという判断はなかなか難しいのではないかなというふうに思いませんか。私はそう思うんです。なので、現場の確認の状況を、今も現場は空き家の一軒一軒写真を撮って、管理というかデータ化しているわけですので、そういった写真などを見ながらみんなで相談しながら判定していく、もしくは建築士の方からその写真を見てもらってやっていくという方法はあるかもしれませんが、なかなかそこまで手を広げてやっていくというふうなことは現実的には私は厳しいと思います。そのための人を配置して、もしくは建築士の方をお願いをしてというふうなことではないと、そこは進めないかなと。

それよりは、やっぱり耐震化診断を進める、もしくは防災ベッドを進めていくというふうなところを、先ほどは地域振興課と建設水道課というふうなことでのお話がありましたが、

どちらかというと、その辺は福祉部門あたりと連携をして、個々の事情に応じたような形で相談をしていくというふうな部分がいいのかなというふうに今のお話を聞いていて思いました。そんなことを考えながら今後進めたいと思います。

あとは遠くの家族の方、これは多分、必要なことなんだと思いますけれども、なかなかそこまで行政として踏み込んでいっていいのかどうかというふうなことがあると思います。よくある話では、よくある話というか、いろいろやっている中では、当事者の高齢者世帯の方にお話がなかなか伝わらなくて、要は息子さんとか、そういう方に連絡を取るんですが、なかなかそこがうまく話が運ばないというようなことがあります。ただ、これは命に関わる問題でありますので、その辺のところはできるところはしっかりとやっていくというふうなことではないかと思います。改修の問合せがあったかどうかというのは、建設課長のほうから後でお話してください。

それから、耐震診断や耐震化改修の内容について、なかなか町民が理解できていないのではないかと、PR不足なんではないかというお話をいただきましたが、そこはなかなか興味がないと、その部分のお話を聞くような形にならない、もしくは中央公民館で展示会をしたとはいうものの、紹介をしたという意味合いのほうで今回は強かったんだというふうに思います。実際にそれに該当するような方から見てもらうような工夫も、先ほど言ったように福祉関係とか、建設課のほうに相談に来られた方とか、そういった方々にお声がけをして、その辺をPRしていくという周知の方法なのかなと。町のほうでは広報紙なり、ホームページ等でそういった情報は流しているんですが、先ほども言ったように、興味がないとなかなか見てもらえない、自分事として考えてもらえないというふうなところを進めていくためには、そういった対応が必要なのではないかと感じました。

いろいろ上限80万円の話とか、補助の組立ての話とかありましたが、基本的には県の補助制度も拡大していますので、その辺のところを精査しながら、これから肉づけ予算というふうなことで今後、補正予算を考えていきたいというふうに思いますので、その辺まで県の制度、そして町としてどの程度まで支援することが望ましいか、そのところをしっかりと議論しながら、今後の制度設計を図っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 私のほうからも診断、あと改修の問合せがあったのかというご質問についてお答えさせていただきます。

1月1日以降、あの大きな地震があったわけなんですけれども、その後、診断、あと改修についての問合せは残念ながらございません。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

ちょっと長くなったの、緊張してしまいまして、3回目に考えた質問を言ってしまいました。申し訳ありません。

先ほど私の言葉が足りなかったかなんですけれども、残っている17.3%の耐震化になっていない家庭を一軒一軒把握しているのかという意味も含めてなんですけれども、そこを把握するのに地域おこしの方とかの連携をしたらどうかというふうに申し上げたつもりでありました。あと中央公民館のほうで展示する際は福祉のほうと連携、これもいいかなと、やはりそれもすなわちかなというふうに今、町長の答弁をお聞きして思ったところです。

先ほどの行政がやっぱり踏み込めないというのはもちろんあります、分かります。興味がないというのではないというふうに私は思っているんですね。興味はある、危ないと分かっているんだけど、なかなかやっぱり費用のことを考えると、うちの人とは言わんねとか、遠くさいる息子だと言わんねとか、そういうこともあるのではないかなというふうに私は今のところは思っております。

先ほど補正等で考えていただくということをおっしゃっていただきました。令和5年12月に大江町で開催された村山地方議員合同研修会というものに参加をさせていただいて、その際、講師の方が大江町の財政状況を見て健全財政ですと、貯金である基金をもっと使って事業してもよいと思いますというふうにおっしゃっていました。町民の方が安全・安心に生活できるように、この危険なことに関しては基金を使って、耐震改修補助金を出していただいて、使っていただいて、95%目標をぜひ達成していただくことをお願いして、1つ目の質問を終わります。

続けて、2つ目の質問に入らせていただきます。

新規就農者女子寮を町の賃貸住宅にという質問をさせていただきます。

令和5年度予算特別委員会のときに、新規就農者用住宅の歳入の金額が前年より減額になっていたの、私は質問させていただいておりますが、望山地区の新規就農者用住宅を利用していた方が令和4年10月で退去したと、新たに令和5年4月から入居予定という回答を担当課長からはいただきました。伏熊地区にある新規就農者用住宅は2年空いている状況

かと思いますが、住宅も呼吸しなければならないという観点から、換気等のことも心配されるので、なるべく早く入居になるように動くべきかと思います。十八才地区にある新規就農者用住宅は、令和5年4月から入居する方がいない状況かと思います。

令和6年4月から1組、新規就農者として来る予定があり、十八才地区と伏熊地区のどちらかに入居となるであろうということはお聞きしております。それでも1棟は空いているという状況になると思うので、今後いつ入居になっても大丈夫ではないかというふうに考えます。

以前、町長は、新規就農者用住宅にこだわらず、賃貸することも考えていかなければならないのではないかと思いますということを私以外の議員が質問した際に答弁があったというふうに記憶しておりますので、そのことを踏まえて今回質問をさせていただいております。

現在、深沢地区にある新規就農者女子寮がありますが、1名の方が生活しており、今年の3月でこの施設を出ることになっているというふうにお聞きしています。大江町新規就農者家賃等補助金交付要綱に明記されている新規就農者の方が研修施設に入居していた者は、当該施設への最大入居期間7年間に該当するからであろうと思っています。このことから、令和6年4月からは深沢地区の新規就農者女子寮は空いている状況になると思います。

建物に入居しない期間が長くなると、時々換気しないとカビ臭くなるということも出てくると思います。住宅も生き物であり、なるべく空いている期間を短くすることを考えていく必要があると思います。町長がお考えのように、女子寮という用途を柔軟に捉えて、どなたにでも賃貸できるようにしていくことが町の歳入というふうにもなると考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） それでは、藤野議員の2つ目のご質問であります新規就農者女子寮を町の賃貸住宅にしてはどうかというご質問にお答えをしていきたいと思います。

いろいろ藤野議員から現状や今後の見込み等についての話がありましたが、現時点での状況をちょっとお話しさせていただきたいと思います。

町では、これまで今年度に新築をいたしました住宅を含めて、新規就農者用住宅を5棟建設してきました。このうち塩野平と望山の2か所については現在入居者がいます。そして、伏熊、十八才は入居者が令和5年3月に退去され、現在はどちらも1年間空いている状況になっております。

十八才住宅と本年度に新築した住宅については、令和6年度の入居者が決定しております

が、伏熊の住宅については今のところ入居見込みがない状況となっています。今後も新規就農者の確保と併せて入居者を募集してまいりたいと思います。

お話のありました深沢地区の新規就農者女子寮につきましては、議員からお話があったように、現入居者は今年3月末をもって退去される予定となっております。これまでも新・農業人フェア等において、特に女性の新規就農者の確保については頑張ってきたところでありますけれども、残念ながらその部分は後に続く方の確保ができていない、そして来年度からは、女子寮はこのままですと入居者がいなくなる状況だというふうなことであります。

今後も、先ほど申し上げましたフェアや移住相談会などで女性の新規就農者確保を重点的に推進をしてまいりたいと考えております。別にそこは男女問わずというふうなことでありますが、これまで女性新規就農者の方からいろいろご尽力いただいてきた内容などを見ますと、やはりそういった方々を今後も大江町は確保していくと言うとちょっとおかしな表現ではありますが、できるだけこちらのほうに女性の方も来ていただくような取組がもっとも必要ではないかというふうに思っています。

また、女性新規就農者を確保するまでの間につきましては、新規就農を希望する方向けに実施している現地見学会、そして県のお試し就農移住体験事業による利活用を検討していきたいと思います。新規就農者の確保に努めていく、そしてお試し地域おこし協力隊での施設の有効利用、こういったことも検討していきたいと思います。

本来の施設の目的である女子寮としての活用については、大江町就農研修生受入協議会の協力を得ながら、今後、当面は女性の新規就農者の確保に向けて活用していくというふうなことで努力をしていきたいと思っております。

ただ、やはりこういう状態がずっと長く続くというふうなことは避けなければならないと思います。こうした努力をしながら、次のステップの時期がいつなのかというふうなことは十分に頭に入れながら、今後も進めたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

深沢地区の女子寮ということは、今年空くということで、新しい女性の方、女性に限らずなんですけれども、来てくれる方を農業人フェア等で当たっていくということでした。あとまた来てくれる方が見つかるまでの間ですけれども、現地見学会、お試し協力、移住・定住者の体験事業とか、協力隊の方の利用も考えて検討していくという答弁だったと思います。お試し協力隊とか移住体験事業の方は、今まではATERAとか、やまさあーべとかという

ものを利用していただけないかなというふうに把握はしているんですが、新規就農者のあの建物は、農家の方に使いやすいように建築というものがされていると思うので、お試の方にとってはとてもいい機会ではないかなというふうに思います。

先ほどの就農移住体験事業とか、協力隊の方が大江町に来るとするのは、やっぱりずっとではなくて年に何回か、数回の事業だというふうに思うんです。町の若い方の声なんですけれども、町にお試しの宿泊施設があればいいねというような声も聞こえてきています。これから住んでみたいという方のためにも、この建物をお試し宿泊として活用していくというのもよいのではないかなというふうに思います。

建物を建築して、維持管理をしていく上で、なるべく空き家になる期間というものを少なくするという考えを持たなければならないと思います。一般企業ではここ考えるのが当然でありまして、行政側も企業経営化、やはり経営をどうするかということも含めて考えていく必要があると思います。空き家としての期間をなるべく少なくするというのを考えて、先ほどの宿泊施設になればですけども、安い金額を提示して泊まっていただく、そして歳入につなげるというようなことも考えていただければよろしいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） できるだけ効率よく住宅を回していくというふうなことは必要だというようなことは十分認識しておりますし、ということは、できるだけ空き家の状況であるような管理はしないほうがいいというのも重々分かっております。

OSINの会さんとの話をしておりますと、東京に行って興味のある方とお話をする、その際に、もちろん農業で来るというその覚悟の部分もいろいろ心配なことはあるんでしょうけれども、一番に考えなければならないのが住まいのことになってくるという話であります。その際に、今回もそうなんですけれども、大江町の取組として、今回はたまたま望山地区の新規就農者用住宅の新規物件があるので、そういったお話をすると、その家族の方はやっぱりイメージが膨らむんですね。住むところは取りあえず空き家をリフォームしてだとか、アパートだとか、そういったところがありますからというよりは、今言ったようなことを伝えるというふうなことがこの町のPRにもつながりますし、本気で考えていただくきっかけになるということがあります。なので1つ、2つぐらいは少し、藤野議員さんの中では効率が悪いのではないかなということだとは思いますが、そういったところもないと、こういった事業を進めていく上では、単なる不動産業ではありませんので、必要なかなという

ふうなことを思いながら、いつもOSINの会さんの方のお話を聞いているところです。

その辺、先ほども言いましたように、限度があるというふうに思いますので、できるだけ先ほど申し上げたお試し住宅、地域おこし協力隊のお試し住宅とか、体験住宅とかというふうなことで短期間回しながらやっていくというふうなことも考えていきたい。ただ、やっぱり来てもらうためのために1つ、2つそういった住宅があることが、来てもらうための大きな条件になっているというのは、これまでの経過の中で物すごく経験していることだということを理解をいただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

十分に1棟、2棟は必要なんだということも分かります。という中で、やっぱり建物は生き物でありますので、換気等をよくして、いつ来ていただいても見ていただけるようにきちんと管理をお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで藤野広美君の一般質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 伊 藤 慎一郎 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） おはようございます。

9番、伊藤慎一郎です。

まず初めに、松田町長、2期目の当選おめでとうございます。持続可能な大江町発展のために、お互いに切磋琢磨して頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

今年は、新年早々、能登半島を中心とした大地震に見舞われました。被災された方々に哀悼の意とお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告している質問に入りたいと思います。

今年度生まれた子どもたちは何人なのかなと調べてみたところ、令和4年度で16人、令和5年度、昨日現在で12人だそうです。聞いてびっくりしました。この子どもたちが全員大江町に住まいになっても、大江町の人口は減少の一途となります。これは誰の責任だというわけでもないが、ただこのままでいいのかと考えたときに、国レベルでの家庭を持とう、子どもが欲しい、安心して子育てができる、その環境づくりが劣ってきたのではないかと思います。

そこで、今、何ができると考えたときに、政治、行政は安心して子育てのできる次世代に負担を残さないような政治、明るい未来を持てるような政治をつくり上げていくのが務めではないかと思います。いかがでしょうか。

松田町長は、選挙で公約として掲げたのが、1番目として少子化対策と子育て支援、産み育てやすい環境整備、保育園や学校教育の在り方の検討、整備とありました。私も全く同感です。避けては通れない問題だと思います。

今から60年も前の話ではありますが、戦後のベビーブーム時代に生まれた私たちでさえも金の卵と言われました。そのとき私たちは左沢中学校同級生でさえ200人おりました。一概に比較はできませんが、今年度生まれた人数から考えたなら、金の卵以上ではないかと思います。いかがでしょうか。まずは産み育てやすい環境整備について、町長の見解を伺います。

全員が大江町に残り、暮らしてもらわないと、町として成り立たなくなるのではないかと思います、心配しております。限界集落などという言葉も出てきました。ですから、現在暮らしている子どもたちを皆さんで支援し、町としても育てて見守っていかなければならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

そこで、提案、質問します。スクールバスの問題です。

現在、スクールバスで通学している地区は、小見、月が丘、富沢、用、深沢、伏熊、中郷、そして藤田地区の一部のようです。その際、そこで登校の際にはいいとしても、下校の際に低学年の1年生から3年生くらいのは一緒に乗れないかと思うのです。日によっては、低学年

は早く下校するときには特にそうです。スクールバスの回り方、バスの定数などが問題があるかと思いますが、検討してみたいかがかと思いますが、町長の見解を伺います。

登下校の問題でありますので、教育長にも伺います。

小漆川に1人、みなみに1人、若原に1人、市の沢に1人、1年生が1人で家に帰らなければなりません。今では大人の人も歩いていないような道路ですよ。今年は雪が少ない年ですが、雪で狭くなった道路を、吹雪の中を1人で歩く後ろ姿を想像してご覧なさい。大江町を背負っていくかもしれない子どもたちですよ。小さい子どもを1人で下校させるのは、防犯上から見ても、町としても責任を感じざるを得ません。私としては、小学生は全員スクールバスで登下校できればいいなと思うのです。いずれはそうしなければならない時期が来ると思います。そうすることによって、両親は安全で安心して子どもを産んでも働くことができるんじゃないでしょうか。

子どもが欲しくないと考えている理由として、うまく育てられない、自信がない、経済的に不安だなどの調査結果の報道がありました。大江町行政の立場として、人口減少のためにはやれることは何でもやる気構えが必要ではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、伊藤議員の少子化対策と子育て支援、産み育てやすい環境整備についてというふうなことで、私のほうからまずはお答えし、その後スクールバス等の件については、教育長のほうから少し具体的なところをお話しさせていただきたいというふうに思いますので、ご承知おきください。

今、数字的なお話が冒頭ございました。確認の意味、前提条件としてというふうなことで改めて申し上げます。

年度ごとの出生者数というようなことでは、平成28年度には50人ほどの出生者があったものでありますが、5年後の令和3年度には24人と半減しました。5年間です。4年度は16人、今年度は2月末時点で11人、母子手帳の交付の状況を勘案しても12人の見込みというふうなことがあります。先ほど議員のほうからも紹介あった内容でございます。これは本当に予想をはるかに上回るペースで減少している、急激に少子化が進行しているという現実であります。

改めてこの現状を目の当たりにしますと、伊藤議員のご指摘のとおり、子どもを安心して産み育てやすい環境づくり、そして将来を担う子どもたちが明るく未来を描くことのできる

社会づくり、これは行政の責務だと思いますし、本町における最重要な課題だと考えています。

定例会初日に申し上げました施策の対応の中でも、子育て支援と移住・定住者への取組は一体的に、そして連携して取り組んでいく必要がありますと申し上げました。伊藤議員の質問の趣旨とも基本的には同様の内容だというふうに思っており、今のお話をお聞かせいただきました。

また、この少子化の問題は、国においても昨年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」、これにおいて、少子化は我が国が直面する最大の危機であり、急激な少子化、人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済及び社会システムを維持することは難しく、若年人口、15歳から24歳までの人口であります、これが急激に減少する2030年代に入るまでがこうした状況を反転させることができるかどうか、この重要な分岐点と位置づけ、ラストチャンスであるとしています。

我が国の持てる力を総動員し、少子化対策と経済成長実現に不退転の決意をして取り組まなければならないとし、具体的な政策については、加速化プランとして児童手当の抜本的拡充や高等教育費の負担軽減など、今後3年間、集中的な取組を実施していくと国はしております。

何度もこの場で申し上げてきておりますが、少子化はこの町だけの現象であり、問題ではないということが、この国のメッセージによって今後の日本の国の在り方自体にも関わってくるような大きな問題だというふうに思いますし、この町にとっても、この町が持続的に続いていくためには、この課題をどう克服していくかというふうなことに尽きるのではないかと思います。

大江町におきましては、保健師等が妊娠届出等により、妊婦や、特に低年齢期の子どもを持った家庭に対して、出産、育児等の見通しを立てていくための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の実施、そして、未就園児の家庭を対象にした子育て支援センター職員による子育て応援訪問事業、これを継続するなどして、安心して出産、子育てができる環境整備を図ってきています。

また、他市町に先駆けて実施している保育料の完全無償化、これをはじめ、幼児及び小中学生給食費支援事業補助のほか、切れ目のない支援として高校生応援給付金やふるさと奨学金による就学支援など、これらを継続していくとともに、新たに病児・病後児保育利用料に対する助成をしていきたいと思っております。こうしたことで子育て世帯の経済的負担の軽

減を図りながら、未来を担う子どもたちが健やかに成長していく一助となるよう全力で努めてまいりたいと思います。

今後とも、どこにも負けない子育て支援に力を入れて、子育てするなら大江町、住んでみるなら大江町、この思いを持って支援内容の充実を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

スクールバス等については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（清野 均君） それでは、町長の答弁に引き続きご質問にお答えさせていただきます。

初めに、大江町をちょうどいい幸せを感じる町にするために、少子化対策と子育て支援に取り組むことにつきましては、先ほど松田町長が申し上げましたように、公約の中でも最重点項目として上げられているものであります。その中でも安全な環境づくりとしてのスクールバスの運行につきましては、松田町長とも何度も話し合いをいたしました。我々の気持ちとしては、多くの課題はあるものの、安全・安心な学校生活を送るためには、本町の子どもたち全員をスクールバスで送迎することも方策の一つであると考えておりますので、まずは冒頭にそのことをお伝えさせていただいて、答弁したいと思います。

スクールバスの運行については、国の基準では、中学校6キロメートル以上、小学校4キロメートル以上の地区を対象としておりますが、大江町では、中学校3キロメートル以上、小学校2キロメートル以上の地区を対象としてきたものを、令和2年度に月が丘地区、令和3年度には小見地区に運行範囲を広げ、そして、近年の異常気象等から子どもたちを守るために、さらに令和4年度からは新たにスクールバス1台を購入して、藤田地区の一部も対象としてきたことはご承知のとおりでございます。

このことによって、左沢小学校については、管内の近隣学校はもちろん、詳しく調べたデータはありませんが、恐らく県内で最も徒歩通学の短い学校の一つになっていると考えております。近隣のスクールバスで送迎する地区が増えることで、バスに乗っている時間が長くなることや、下校時の待ち時間が増えるなどといった制約を受ける課題も出ていますが、なるべく多くの子どもたちを安心・安全に通学させたいという思いからスクールバスの台数を増やし、運転手を新たに採用しながら、これまでも適宜、運行形態を見直し、工夫しながら

バス運行を行っているところです。

また、先ほど申し上げましたとおり、地球沸騰化と言われる昨今の猛暑やラニーニャ現象によってもたらされる大雪のときなどは、これまでも臨時のバスや大型タクシーを委託するなどして臨機応変に対応してきた経過もございます。

伊藤議員からは、下校の際に低学年、1年生から3年生くらいは一緒に乗れないか、1人で家に帰らなければならない1年生は、防犯上からもバスでの下校ができないかという提案をいただいておりますが、現在、学校と相談しながら、例えば上級生の下校時間に合わせて一緒に下校させるなどの各ご家庭との個別対応をしておりますので、今後も必要に応じてスクールバス、タクシーを含めて子どもたちの安全確保のために柔軟に対応してまいりたいと思います。

そして、冒頭に申し上げました大江町の子どもたちは全員をスクールバスで送迎という点につきましては、現在アンケート調査を実施したり研修を行ったりしております学校のあり方検討委員会の中で大きな課題として議論を続けてまいりたいと思います。そして、将来的に保護者が安心して子どもを送り出し、働ける環境を整えてまいりたいという思いは議員と同じでありますので、今後も実現に向けて努めていかなければならないと考えております。

教員の働き方改革が求められる昨今、学校の負担が相当に増えていることや職員の業務負担の増大も予想されるわけですので、また、ほかにも課題は山積しておりますが、一つ一つクリアして実現できるように努力を重ねてまいりたいと思います。

子どもたちは未来の宝であり、その子どもたちのためには、安心・安全な教育環境を整えることは最優先事項であるという姿勢は議員と同じでありますので、今後とも教育の充実、子育て環境の充実につきましてご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 答弁ありがとうございます。

やっぱり幼児教育とか、いろんな妊婦とか、それから給食費とかいろいろな形でかなり子育て支援には力が入ってきたんですけれども、今問題のとにかく登下校の際に、もうちょっと金とか力も入れてもいいんじゃないかなと考えておりますので、教育長、今、前向きな検討をするということに捉えたので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

私には子どもが3人おります。それでほとんどというか、全員が結婚して子どももいるんですけれども、そのうち孫が5人おります。そして、その3人が今うちで一緒に暮らしてお

ります。3人とも大江町に残ればいいなと思って、私は議員活動しているつもりです。やっぱりそれには、さっきも申し上げたようにいろんな環境づくり、負担を残さないような形でやっているつもりでありますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

先人が築いてきたこの町を次世代に伝えていくためには、正確にバトンをタッチしていかなければならないと思ひます。日々環境づくりに努力していかなければと町長と全く同じ考えであります。

まず、大江町で暮らしていきたいと思えるような環境づくりだと思います。それには衣食住が確保されていて、災害にも強いまちづくりの一つの手段だと思います。

私たちの近くには、独り暮らしが多くなり、空き家が多くなりました。昔は生活するのになかなか大変で、生きていくために働くところもなく、食べるものも少なく、ですからよく言う食いぶちを少なくするために奉公に出したり、働くところを求めて就職したり、都会に出ていきました。現在は職種さえ選ばなければ、近くにでも幾らでも貯金があり、住みやすい、住みよい大江町ではないかと思ひます。農業の場合でもいつでも農業をやれる、農地がいつでも持てるということでは、仕事ができればいつでもできる、そんな感じしております。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤議員に申し上げます。通告に従ひましてお願ひします。

○9番（伊藤慎一郎君） はい。

住みやすい環境で少し補足したいと思ひますので。

それで私も東京に行ってきました。この東京で災害が起きたら、水はもちろん、食料、電気など全部東京以外から持ってこなきゃなりません。下水道などは大変なんでないかと思ひます。大江町は災害が起きても生き残れる町だなと思っております。ですから、これから子育て、生活しやすいような環境づくりが大切だと思いますので、そのためにはいろんな子どもを大切に、次代に続けるようにお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほど教育長のほうから、考え方としては、いずれは全員スクールバスで運びたいという答弁がありましたけれども、今現在、今年は12人しか生まれていないなど、6年後には12人しか1年生がいらないんですよ。そんなことを考えると、全員集めても大したことないと思ひますので、やっぱり5年後、3年後先まであたりを基準として、低学年は全ての生徒をスクールバスで運行できればなど、俺、できるんじゃないかと思ひますが、町長、その辺、あとさっき例外的に、例えば小見と藤田を少し緩和しましたと聞きましたので、そういう状況を運用しながら、大江町はどこの町よりも通学には、子どもの登下校に関しては力を入れているんだということを見せていただきたいなと思ひますので、その辺なども町長のほ

うからも考え、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど教育長の答弁の中で、常日頃からいろいろスクールバスの件については町長のほうと話をしているという発言が教育長のほうからありました。今回の質問に当たってもそうですが、今後のスクールバスの運行の在り方などについて、いろいろと意見交換をしているという状況です。

12人、1学年というふうになってしまえば、もうどこの地区の方をバスに乗せるとか乗せないとかというふうな話のレベルではなくなってくるのかなというふうに想像しています。それが6年後そういった形になることが予想される。そして、それはもう学校運営そのものに関わってくることだというふうなことで今、検討委員会を進めている。その検討委員会の結果が出れば、その形をすっきりした形でお示しするときに来るのではないかというふうに思いますし、恐らく今の時代、スクールバスで送迎することについて、以前は、私の家では、健康、子どもの体づくりのために歩かせたいというような意見の保護者もいました。今どうなのかなというふうに、これは想像ですけれども、なかなかそういう保護者さんはあまりいないのではないかという感じがしております。

そういったことも含めて、統廃合の問題の部分で、結論ははっきりと出していくにしても、今後それまでの経過的なやり方については、教育委員会のほうでさらに煮詰めていきながら進めていくことが必要かなというふうに思いますので、連携しながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 教育長、ありますか。

○教育長（清野 均君） 今、町長さんが述べられたとおりの方針で私のほうも進めていくことになると思いますけれども、やはり保護者の方がどういった理想の通学法を考えられるのか、このあたりが一番難しいところかなと思っております。

安全・安心という反対側にたくましく育てるという課題があります。伊藤議員がこういった質問なさるのには、私も昭和生まれでありますので、昔、考えれば、ほだな歩くのは当たり前だというのがそういうふうにありました。

今、スクールバスが進んでいるお隣の町などでは、やはり一番深刻になっているのが子どもの肥満、メタボ化、それから脳が歩かないことによって逆に発達が促されなくなる、それから子どもの危険因子、危険回避能力の低下というんでしょうか、歩いて転んだり、低学年の頃、あの頃することによってだんだんと転び方を覚えるということがあります。実際、中

学校に行って、子どもが転んで、顔から歯を折るという事例が年々、以前から見ると、昔はこんなことなかったわけですが、そういった事例も増えてきています。それから、バスに乗ることによって、地域に子どもの姿が見えないと言われてきているんですが、まさに地域を素通りしていくことになりますので、子どもの姿をますます見えなくなる、歩いている途中で子どもの時間というので、いろいろ虫を見つけたり、様々な考えを巡らせながら自然を見て、そういった感性もどこでどうやって育むんだということで、隣の町ではバスを定期的に、ちょっととかくさ下ろして、頑張っって歩かしえっぺというふうな動きもありました。

様々な工夫をいろいろ組み重ねながら、やっぱりこれから進めていかなくちゃいけないし、保護者とも話し合いを重ねていかなくちゃいけないんだなと感じておりますが、目指すところはやはりこれだけの人数になってきますと、当然そういったことは想定していかなくちゃいけないだろうということは考えております。前向きに考えておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

○議長（宇津江雅人君） 伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 私は、スクールバスに関しては、今日まで時点で毎回問題に上げているんですよ。それで前回の教育長からも、運動のために通学は歩かせたほうがいいんですよ、そんな答弁もいただきました。でもね、うちの孫3人見ていますけれども、毎日、今の姿は、うちではもうテレビ見て、子どもがいないから外で遊ぶ機会が少ないんですよ。そんな関係で変なのが多いのかなと私は見えています。通学がスクールバス乗ったから肥満になった原因にはならないと私は思います。

あと、問題は、さっき言ったように防犯的にと言いますように、やっぱりそれなんです、一番。核家族で、お父さん、お母さんはうちにいない、それで何かあったときは大変なことになる。あと共稼ぎだ、そういうような関係で、やっぱり安心して親たちが働けるようなよ、環境づくりが俺必要だと思うのよ。だからこの前も教育長からも言われましたけれども、通学させたほうが運動になっていい、それはまた別の問題です。うちの子どもも肥満なんです、孫が、正直言って。ところが見ていると、やっぱりテレビを見ていたり、あいつをいじったりする形で、昔、俺たち昭和時代とは違う、俺たちはうちにいる機会がなかったからね、むしろ外で遊んでいたりしたものですから、むしろ食うものもなくて栄養失調じゃねえかなとまで言われた時代もありました。

ですから、先ほども繰り返しかえしになるかと思いますが、大江町では子育てには一番だというように、やっぱり学校も、中学も主流になる、やればよ、町長が最初公約に掲げた要件が

達成されるのかと私は思いますので、ぜひこれからの子ども、あと俺、何だから、あと財務的にもバスを1台買わなきゃならないとか、後から、3台あると言うけれども、それは金で解決つくから。例えば金が、バス代がかかる、日当がかかるなんていうのは金で解決つくものですから、俺、行政でやれるんじゃないかと思うんですよ。

その辺などもこれから論議の対象としてやっていきたいと思いますので、私も孫3人、さっき申し上げたように、3人が大江町に残ってくれるように私はこれからもやりたいと思いますので、よろしくお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで伊藤慎一郎君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 菊 地 英 幸 君

○議長（宇津江雅人君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

1番、菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 1番、菊地です。よろしくお願いします。

松田町長は「夢の実現」というテーマを掲げ、当選されました。3月6日から2期目がスタートされました。私も一町民として応援していきたいと思います。

大江町全体を見回すと、戸数が少なくなり、集落が困難な地域が多く見られるようになりました。一つの要因としては、農業の衰退ではないかと私は思っております。私はそのような危機感から、通告に従って質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

持続可能な稲作について。

令和5年度は、異常気象によりこれほどまでに米の品質が悪かったことは、皆さんも知るとおり初めてかもしれません。参考までになんですけれども、大江町の令和4年度の一等米の比率は95.4%、二等米の比率は4.6%。令和5年12月11日現在、一等米比率は67.7%、二等米は21.3%になっております。これはJA出荷分による計測になっております。

この異常気象の問題も今後の農業には大きな問題の一つとは思いますが、一番大きな問題は後継者不足ではないかと私は思っております。

令和5年度の大江町の稲作を営んでいる農業者は186名。これはJAの稲作部員のほうから調べさせていただきました。70歳以上は99名、60歳以上は60名、合計60歳以上は159名。50歳から20歳の間は27名しかいないのが現状です。今現在、186名で大江町の水田約240ヘクタールの面積を稲作していますが、農業者も高齢化が進み、これより先5年、10年後、水田を維持していくのは非常に困難だと私は思っております。

農業人口減少により、耕作放棄地も多くなるのは目に見え、どのくらいの水田が残るかも非常に心配されております。これから大江町の水田を維持していくには、農地が利用しやすいように集積、集約をしていかなければならないと私は思っております。そして基盤整備をして作業効率をよくし、スマート農業を取り入れることで、若手農業者も積極的に農業に取り込むことができると考えております。

基盤整備により食料自給率、そして耕作放棄地の減少につながると思われます。今後、大江町の稲作を持続するにはどう考えているのか、町長に伺いたいと思います。

壇上から以上にさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、菊地議員からご質問のありました持続可能な稲作について、このご質問にお答えをしていきたいと思っております。

令和5年度は高温などの異常気象があり、先ほど議員のほうからも紹介がありましたが、稲作がかなり、一等米比率のほうも落ちてきているというふうなことがありました。私どものほうで少し数字が若干違うようではありますが、傾向は同じなのかなというふうに思いますが、改めて申し上げますと、山形県全体の一等米比率は47.4%、これは過去最低の記録だそうでございます。

一方、大江町においては一等米比率が77.6%、先ほど60%後半の数字を議員はおっしゃられていたようですが、77.6%と、管内の他市町と比較いたしましても高い水準であったと、

これは稲作をされている農業者の方の高い技術と丁寧な栽培管理、そしてこの大江町の地形、水、そういったものが影響し、実を結んだ結果ではないかというふうに考えています。

さて、農家の皆さんから提出していただく水稻細目書、これを取りまとめた水田台帳データによりますと、令和5年度の主食用水稻の作付面積が約253ヘクタールとなっており、5年前の平成30年度から約13ヘクタール減少しております。また、同じく水田台帳データによりますと、主食用水稻を作付けしている農業者の方のうち59歳以下の割合は14.4%、平成30年度と比較しまして約4.4%減っております。農業者が高齢化になるにつれて、水稻の作付けが難しくなり、条件の悪い農地から徐々に耕作放棄地のほうに移っていつてしまうということが起きておりますし、今後もそれが懸念されるのではないかというふうに思います。

5年後、10年後、大江町の水田を維持していくためには、今、議員からご指摘のあったとおり農地の集約、そして農作業の効率化が必要不可欠になってくると考えております。町では、令和6年度末までにおおむね10年後に、誰が、どの農地を、どのように管理していくか、こういったことを盛り込みました地域計画を策定することにしております。これは地域ごとの現状や課題、将来のこうした農地の在り方について、行政のみでならず地域の方々が主体となって話し合う場を設けさせていただく予定であります。この計画策定後も、話し合いは継続していきますので、このような機会を通じて、基盤整備の方向性を地域の方々と共に検討しながら稲作農業の持続可能な形態、経営の方法、やり方についてはどういったことが必要なのか、そういったところを点検をしながら計画を立ててまいりたいと思っております。

また、稲作というと機械化が最も進んでいる作物だというふうに思います。ただ、その分、機械に対する経費の負担も大きい、こういった状況も稲作を続けていく上での大きな課題であると思います。稲作の大型機械購入に対する町の補助事業を令和4年度から実施しており、令和4年度は1件、令和5年度は2件の申請がありました。そのほか、国や県の補助事業なども最大限に活用させていただきながら、稲作の耕作者に対する支援に力を入れていく所存であります。

先ほど、59歳以下の若い世代の割合が減少しているというふうに申し上げました。議員の質問の中にも各世代ごとの数字がありましたが、私が知る若い稲作農家さんは、菊地議員をはじめ、皆さん非常に農業に対する、稲作に対する意欲が高い、そういった方々のお話を聞いていると、将来の町の農業について真剣に考えているんだなというふうに感じます。特に学校を卒業して、家業を継いで稲作をやろうという方々が多いのもこの町の若い稲作農家の特徴なのかもしれません。そういった方々を見たり、お話をしたりしている中では本当に頼

もしく思いますし、これからのこの大江町の稲作農家をしっかりと支えていっていただく、そんなことを思いながらいろいろと相談をしていきたいなと、そんな気持ちであります。

米は日本人の主食であり、稲作は農業の根幹だと思います。それを支える若い農業者を町としてできる限り支援していきたいと考えておりますので、議員さん方をはじめ、特に若い農家の方々の今後の稲作に対する課題やどうやったら自分たちの力でしっかりと営農しているか、そういうことのお話をぜひ進めていきたいというふうに思います。なかなか新規就農者の取組というふうなことでは、稲作農家というふうなところが入りにくい作物なのかなと、ましてや先ほど言った機械化による負担なども考えるとというふうなところがありますが、その辺、稲作を併せてやっていきたいという若い新規就農者の力も今後、必要になってくるかなというふうに思います。そういった意欲のある方、先ほどから申し上げている農家の後継ぎの方、そういった方々と一緒になって大江町のこの稲作農業を続けていくための環境整備をやっていききたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 答弁、町長ありがとうございました。

地域計画という言葉が出ましたので、ちょっと質問させていただきたいと思います。

地域計画を策定して基盤整備の計画を立てても、やはり着工までには早くても10年、遅ければ15年ぐらいかかると言われております。この辺はやっぱり我々もだんだん年老いて、次の世代へバトンタッチしていくにはちょっと遅いんじゃないかなと、非常に私思っていますが、この辺はもっとスピーディーにやっていくべきではないかと思っているんですが、町長のお答えをお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 基盤整備を進めていく上では、かなりの年数が必要だというふうなことは、今、先行している寒河江市さんの取組などを見ておりますと感じます。また、具体的にうちの町で進めようとする場合に必要となる土地改良区さんなどの状況においても、なかなか国からの採択をいただきながら進めていく上では、時間が必要だというふうなことを聞いております。

今、質問の中で10年ほどというふうなことがありましたが、やはり最長ですとそれぐらいかかるのではないかとされているようであります。

しかし、若い方がある程度の希望を持ってやっていくというふうなことは絶対に避けて通

れない話だというふうに思いますので、そこまでの手だてを考えながらその先に向けて考えていくという、走りながら考え、最終的なゴールを目指していくというふうな方法しかないのかなというふうに思います。そのために、そこで必要な、今できる支援は何かというふうなことを意見交換をしながらやっていく、今、進めているのでは機械化への補助だったり、機械がなくなってしまうと田んぼはやらないよというふうな農家が多いわけですから、その支援をしながら次のステップに向かっていくための環境整備だというふうに思います。

ぜひ、私も年齢的にというふうな話がありましたけれども、そんなことを言わずに、まだまだ若手の農家だというふうに私は思っておりますので、ぜひ中心的な、リーダー的な役割を担っていただきながら若い方を育て、引っ張っていただければ、そんな組織化をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

確かに若い世代のうちではあるとは思いますが、やはりこの先15年、15年とかかってくると、だんだんと私も衰退してくるのかなと非常に思っております。やっぱりその中でも次の世代を育てていかなければ、この大江町の稲作は続いていかないのかなと思いますので、その辺はぜひとも検討していただきたいなと思っております。

あと、農業の大きい補助金についてなんですけれども、まだ全然、ちょっと足りていないのかなと私は非常に思っておるんですけれども、その辺は補助金に対してどう思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 補助金というふうなことを一言で言えばそうなんです、国の補助、県の補助、町の補助というふうにそれぞれいろんな補助制度の中でサポートされていますし、また国、県の補助にさらに町が上乗せをするような形で補助するというような制度もありますし、国のこの補助金を利用するためには、県と町のほうでこれだけの負担をしてくださいと、もう義務化されている、ガイドラインで決まっている、そんな補助もありますので、一概には言えませんし、町の財政なども考えれば、当然国・県のある制度があるとすればそちらのほうを優先しながら、それにどれだけ町のほうでサポートできるかというふうなことを考えていくものだというふうに思います。

なかなか先ほど申し上げましたように機械が大型化し、効率を上げていくというふうな上では、やはり価格が非常に高い状況になってくる、それを個人で負担できるか、幾ら補助を

もらったとしても何百万の自分としては借入れとかそういうふうなことが必要になってくるというふうなことでありますので、自分の経営計画の中で、それが可能なのかどうかというのも将来に不安を残さないような形で計画しなければならないかというふうに思います。

それで、直近であった例を申し上げますと、国のほうでは国の補助を利用する際にやっぱりその成果を求められるわけです。大江町の今の稲作農家の方々は目いっぱいしっかりとやられている。さらに国では、さらにそこから効率化をして、集約化をどれだけ上げられるかという目標設定、あるいは別な形での目標設定というのが義務づけられてくると。なかなかその辺のところは町だけでは何ともできないところがありますので、国に対して他の市町村なりＪＡさんと一緒になって、その国の制度の在り方をもう少し拡大して支援してもらえようということにもつながっていかねばならないのかなと感じているところもあります。

あともう一つは、やはり補助を頂くには団体、法人化そういうところが必要になってくるわけです。なかなか個人でその機械を購入するのではというふうなことではなくて、しっかりと法人化をしたり、営農組合の中で、もしくは任意のグループでそういったことが条件になってくる場合が多いです。そういうものを利用するに当たって、またはこれから農業をしていく上で、私はなかなか個人でやっていくというのは難しい時代に入ってくる。後継者のことを考えてもというふうになると、やはり法人化を進めているんですが、なかなか農家の方々の気持ちがそちらのほうに向かないような現実もあります。

しかし、今後、若い方が続けていく中においては、そういった法人化をしながらやっていくという手法は大きな効果があるし、将来性があるのかなとは私は思っていますので、その辺、農協さんなりと一緒にになりながら、そして既存の営農組合さんあたりの意見も聞きながら進めていく必要があるというふうに感じております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君） ありがとうございます。

やはり法人化は必要かなとは常々思っておりますけれども、なかなか進んでいかない、これが現状なのかなとは思っております。私も何とか三郷地区ですけれども、まとめたいなと思ってちょっと頑張ってはいるんですけれども、なかなか進まないのが現状です。法人化に向けてのどうだとかいろいろな話もしたりもしているんですけれども、やっぱりどうしても稲作のこの米の価格が合わないし、機械設備、投資が非常に困難ということで、なかなか厳しい現状だと思います。三郷地区にちょっと２人、賄えるように仮定ですけれども、30へ

クータルあたりの建物をライスセンターを法人化で建てたとしても、1億、それから1億5,000万近くのお金が設備投資すればかかるのかなと思っています。やっぱりその金額となるとなかなか進まないのかなと思っており、非常に困難しておるんですけれども、その辺を何とか町長が打開策なんかを見つけていただくとうれしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 県の普及課さんなりJAさんなりいろんなアプローチの仕方をしながら地域がまとめられないか、農家の方々のそれぞれの意見を集約できないかというふうなことを一緒にやっておりますが、やっぱりその農地に対する思いというふうなことが農家の方、特に今まで一生懸命大変な時期に稲作をやってきた年配の方にとっては、土地というふうなものに対しての考え方が非常に強いものがあるというふうなところも一つのネックだというふうに思います。

ただ、やっぱり、この5年後、10年後、しっかりと自分でその農地を責任を持って管理していけますか、農業をそこで続けていけますかというふうなことを本気で考えたとき、やっぱりみんなで話し合いながら、先ほど言ったこれから計画書をつくっていく、地域計画をつくっていくというふうなことを申し上げましたが、誰がどの農地をどのように管理していくかというふうなことをその地域、もっと言えばこの町の大きな枠組みの中で、本気でそのところを話し合い、理解し合うことがないと進まないのかなというふうに感じています。これは、行政任せばかりでも農協任せばかりでも駄目だというふうに思いますし、やっぱり農家の方自らがその選択肢をみんなで決めていくというふうな作業が、先ほど言った地域計画をつくっていくというふうなことだと思います。

そのところは、これまでも何度となく同じような計画をつくっていかうというふうなことをトライしてきた経過があるかというふうにと思いますが、今の時期においては、その作業というのは本当に大切な時期になってきているというふうに思いますので、ぜひそれぞれの地区で、今日ご質問いただいた菊地議員の地区でも一まとまりに固まって、今後の地域の農業について腹を割って話し合えるような計画づくりにご協力いただければありがたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

確かに、去年あたりから私の地区で腹を割って思い切って相談をしているんですけれども、

なかなかやっぱり進まない。ここは何とかすっかとか、家の周りだけ何とかすっか、んだら端っこは抜いてもしょうがないのかとか、いろいろ畑地化したらいいのかとか、いろいろ意見も飛び交っておりますんで。なかなか畑地化、うーんとか、農地のやっぱりさっき言われたとおりご年配の方の執着も強いという中で、なかなか進まないのが実情でして、本当に。どうしたらいいのか。行政任せではないんですけれども、本当に我々も一丸となってこの課題には取り組んでいかなくてはいけない課題だと思うんですけれども、なかなか進まない現状で、やっぱりそこら辺も行政としてもある程度介入していかなければ進まないのかなと、正直私、思っているんですけれども、その辺、町長、伺いたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 非常に苦勞されているのだなということはよく理解ができます。というのは先ほども申し上げましたが、似たような計画づくりというふうなのをこれまで何度か地区に呼びかけながら、それなりの計画をつくってやってきたというふうなことがあったはずであります。その辺、先ほど申し上げたようにやっぱり腹を割って進めていかなければならないというふうに思いますが、今年のそういった地域計画を進めるに当たって、手順等もこれから少しずつご相談させていただきながらまとめていくというふうになると思いますが、農林課長のほうから少しそこら辺の今年の予定というか、進め方などのご紹介をいただければ、少し菊地議員からも理解していただけるのかなというふうに思いますが、秋場課長のほうからお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 秋場課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今、地域計画のお話が出ていましたけれども、まさに令和6年度中に全国の市町村も地域計画と、あとそれを基にした目標地図というのを策定しなくちゃならないということになります。内容については、先ほど来、出ていますように、5年後、10年後の地域の農地をどのように耕作していくかというふうな具体的な計画になりますけれども、確かに1年やそこらですぐに、これはこうというふうなことにはなかなかならないんだろうと思います。一応6年度中には、一旦は計画はつくりますけれども、毎年、随時いろんな変化が出てくるとしますので、そのときそのときで見直しをかけながら、話し合いをしながら策定していくというふうな計画でいいのかと思っておりますので、いろいろご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 確かに、本当に苦勞が分かる、私もその地域計画に関わっている1人でありまして非常に分かるんですけども、こればかりは何ともならないのかなと思って、この辺はよく、町長はじめ農林課長、そして農林課の職員とも相談しながら、ここの辺は進めていきたいと思います。

替わってなんですけれども、やっぱりさっき言われた担い手不足、後継者不足ということで、OSINの会さんとも新規就農者の話もありましたけれども、やはりこれはなかなか確かに難しい、新規就農者で稲作というのは難しい問題とは思うんですけども、やはりこれから大江町の担い手ということで、何とかOSINの会さんと協力して、これからも新規就農者として迎え入れていただきたいなと思っているんですけども、町長、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） やっぱり稲作で新規就農していくというのはかなり大変な話なのかなというふうに思いますが、稲作をやられている新規就農者の方もいらっしゃると思います。ただ、稲作一本でというのは現時点では難しい状況があるんだと思いますが、そういった方々が仲間づくりをしながら一緒にやっていくような、先ほど申し上げた任意の組合だったり、法人化だったりというふうなところで、一緒にやっていく一つの選択肢として稲作もあるんだよというふうなことは、OSINの会さんなどともお話をしながら、その辺も進めていく手が情報提供していく一つの方法だというふうには思います。

ただやっぱり、やるのはその方でありまして、そういう意味では稲作を継続的に進めていくというのは、先ほどから言っているように農家の方ばかりではなくて、法人化をする上で農業を仕事の一つとして受け入れていただくようなファーム形式といいますか、そういったことも必要なかなというようなことを先ほども申し上げたところです。新規就農者の方も様々な夢を持って就農されるわけでありまして、その方の意欲の中で稲作という選択肢もあるんだよというふうなことはお話をしながら、選択肢として相談に乗っていききたい、そんな向け方をしていけたらなと今は思っているところです。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

本当に稲作一本でというのは非常に困難な時代と重々承知をしております。ぜひとも何とか大江町の稲作を守っていくためには、よそからの担い手を引っ張ってくるというか、新規就農者でもらうというのもやはり手だと思いますし、これからの後継者も育てていかな

ければいけないというのも事実だと思いますんで、そこら辺は町長、一緒に頑張って、農林課長その他農林課の職員と共に一緒に頑張っていきたいと思いますんで、その辺はご協力お願いいたしたいと思ひまして、今日の一般質問は以上とさせていただきますと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） なかなか稲作で、経営的な部分で機械も含めて経営をやっていくというのは厳しい時代だというふうなことのお話をずっとしてきましたが、難しい課題だというふうには重々承知しておりますが、高く売れている米もあるという事例もあります。それは有機栽培だったり、本当に特別な米、品種だったりという、そういったこともなかなか一人では取り組めないんだというふうに思うんです。先ほどの法人化なりファーム形式であれば、経営戦略を立ててみんなで一緒にやっていくというふうなこともできるのかなというふうに思います。所得につながらないと、なかなかそのところは、みんなでやりましようと言っても難しい課題があるというふうに思いますし、農地の集約化なども本当にパズルのように勝手に動かして組み合わせるようなことだけでは絶対にできないと思いますので、そこにはそれぞれの人間の意思が入ってくるわけですから、そのところはやっぱり話し合いしかないというふうに思います。

道の駅もできるというふうなことがあります。そういった中で単なる大江町産の米というふうなことだけではなくて、何か付加価値をつけるような戦略もあるのかなというふうに思います。やっぱり今はちょっとしたブームが起きると、それがバズるという表現されるようなことが起き得る時代ですので、ぜひそんなところあたりの取組ができないかというようなことも頭に入れながら、一緒にやっていく必要があるかなと感じております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） ありがとうございます。

今、道の駅という言葉が出たんでそれにちょっと付随してなんですけれども、やはりブランド化ということでは、道の駅で売るのが一番手っ取り早いのかな。あとは、ふるさと納税、この辺をしっかりといただければ、なお一層大江町の米は良くなるのかなと私も常々思っておりますんで、これからもご協力のほどよろしくお願いいたしたいと思ひまして、私の質問を以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで菊地英幸君の一般質問を終わります。

午後1時50分まで休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時50分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 廣 野 秀 樹 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野秀樹です。一般質問最終者となりますので、与えられた時間頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今議会定例会において松田町長より令和6年度町政運営に関する所信と主要施策の大要について示されました。子育て支援策と一体となった移住・定住策、住宅ローンに対する補助、新規就農者の移住に向けてのOSINの会や農業関係機関と連携した営農支援、空き家バンクとの連携等による町内への定住推進、老人クラブなどの支援を通した生きがいづくりの推進、また健康・医療につきましても、乳幼児から高校生まで切れ目のない支援、高齢者については一人一人状況に応じた支援など、A4判、16ページにわたり、この町に暮らし続けたい方々に対し、すばらしい内容が示されたと思います。

しかし、それらの全国の田舎暮らしが苦手である、もしくは南国で暮らしがしたい、海のある町に住みたい、より大きな自治体に暮らしたい方などに示すことができたとしても、我が町に興味など持っていただくことは非常に困難でないかと思います。ゆえに、我が町がふるさとで暮らしを考えている、大江町に興味がある、雪国での田舎暮らしを考えている方へそれらを示すことができたなら、またその方々からの情報を基に町独自のアクションを起こし、手を差し伸べ、大江町との信頼関係を築き、安心して安全にちょうどいい田舎暮らしができる大江町を選んでくださることとそれにつながるものと思います。

そのために、まずは大江町に関わりを持っている方々に対し町の魅力を発信することが重要になると考えます。持続的な関係性を築き、ファンを増やしていくことが必要と思います。

そこで住民票が町外にある方で、大江町に固定資産税を納めている方、全国自治体の中から大江町を選んで、ふるさと納税を納めてくださった方、また灯ろう流し花火大会にご寄附をいただいた方に、仮称「大江町ふるさと住民票」を新設し発行することをご提案します。

また、仮称「大江町ふるさと住民票」に町の施設をはじめ、町内の商店や飲食店、どこでも買物や食事、それらの利用などができる特典をつけることで、町に足を運んでもらえるきっかけにもなり、町全体のにぎわい創出につながるものと思います。

さらにその方々にアンケートなどを実施し、その情報を基に子育て世代、新規就農者、移住者への教育環境、住宅環境、医療環境などの欲しい情報を提供して、支援策をさらに充実させることで定住や交流人口の増につながるものと思います。

町外からの固定資産税納税者、ふるさと納税者の状況、花火大会への寄附の状況なども含め、仮称「大江町ふるさと住民票」の新設について町長の考えをお伺いいたします。

以上、壇上からです。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、廣野議員さんからありました仮称「大江町ふるさと住民票」の新設について、これにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

人口減少というふうな部分については、先ほど来、議論になっているところでありますが、特に出生者の数というふうなものが2023年、過去最少の75万8,631人だったという報道が先般ありました。特に大江町のような地方の中山間地域と言われるところにおいてはその傾向が顕著であり、どの自治体でも子育て支援策や移住・定住の推進について力を注いでいる、そういったことがいろんな場面で聞くようになりました。また、地方創生や関係人口、そして交流人口、こういった言葉も一般的に使われるようになってから久しくたっておりますが、議員のご質問の趣旨もこれらの関係人口・交流人口、これに近いものがあるのではないかと感じてお話を聞いたところです。

ご提案いただいておりますふるさと住民票とは、その土地の出身者や仕事、そしてふるさと納税など様々な形でこの居住地以外の地域と関わりを持つ人たち、また持ちたい人たちが気軽に広く地域に関われるようにするための仕組みの一つだというふうに認識をしております。自治体の工夫次第でそれぞれの方々との関わりの機会が無限に広がり、地域の活性化にもつながっていく、ある意味、非常に効果的かつ先進的な手法ではないのかというふうに質問を聞きながら感じておりました。全国的にもあるようで、一日村長体験、それからそれ

それぞれの地域でのイベントへの案内、特産品のプレゼントなど特典を設けて取組を行っている自治体もあるようであります。

このように興味を引く特典も魅力的であります。特典だけを目的とするのではなく、これをきっかけとして大江町と継続的な関係性を築いていただき、さらに深めていくことが重要なことだと思います。単に話題づくりの一過性のものであっては意味をあまりなさないのでないかと思っていますところ。

さて、コロナ禍を契機として、首都圏一極集中から地方への新しい人の流れが様々できてきております。大企業のほうではテレワークが定着し、オフィスに出社するのは週に1回ぐらい、それ以外は好きな場所、好きな環境での仕事を可能としている、そんな需要も生まれておりますし、自治体としても遊休施設や空き家を利用したサテライトオフィスやワーケーションなども浸透してきています。

ふるさと住民票のような部分をきっかけとして町を知っていただき、好きになっていただき、このようなことに発展していくことができるような、そんなものにしていくというふうなことが必要であり、ひいては町の重要課題の一つである移住・定住というふうなものにも広がっていく、つながっていく、そんなことができていくのが理想的なものだというふうに思います。

質問内容にもあったように、ふるさと納税をしていただいた方、または花火大会の寄附者など、町に関係している方々、心を寄せていただいている多くの方がいます。加えて、町の応援団として東京おおえ会やおおえまちファンクラブなどの会員も大江町に強い愛着を注いでいただいております。

こうした方々も対象として、新たなものとしてふるさと住民票の案内をするというふうなことは可能ではありますが、先ほども申し上げましたように単に特産品を贈るだけなどの取組に終わってしまうのはもったいないと思いますし、施策の趣旨として、また費用対効果の面でも少し工夫が必要ではないかと思います。繰り返すにはなりますが、そのことをきっかけとして、いわゆる関係人口・交流人口となり得る継続的な関係性を築いていけるか、発展性を見いだしていけるか、そんなことがポイントではないかと思います。

例えば、ふるさと住民票という言葉や形にとらわれることなく、現在345人を擁するおおえまちファンクラブなどの制度を見直して、同様の活用が行うことができないかどうか、その手法とともに効果も十分に検証していきながらやっていってはどうかとも思います。

廣野議員が質問された新たな発想やアイデアを基に具体的な手法や課題を十分に検討し、

整理をしながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

まずは、実施に当たりまして、私案ではありますが、固定資産税納税者、ふるさと納税者、またご寄附を頂いた方々の住所は町で確実に把握していることと思ひ、それが大変重要になるかと思ひます。その方に町の観光やパンフレットなどを発送しても果たして大丈夫なのか、町のパンフレットを頂いて邪魔になるのではないかという心配もあるかと思ひますが、まず、その方は大江町との関係性がある方なので、多分見てくださると自分は思っております。もし、私のところに関係を持っている自治体様や町長名で、廣野さんは町の新設された施策に当てはまりますので、申請を出していただいたならば仮称「ふるさと住民票」、先ほどファン倶楽部というのもありましたけれども、年間来町パスポートを郵送いたしますので、いつでも町にいらしてください、そして、いろいろと町でのご利用にご活用ください。それは自分にとって決して迷惑とは思わず、逆にうれしいことに捉えらると思ひます。

自分を選んでもらったその町に好意を持つ可能性が大いにあるのではないかと思ひますけれども、ここまでの話ですけれども、町長の考えをここでお伺いできればなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 質問の内容にも今の再質問の内容にもありましたが、固定資産税の住所の活用というのは原則的にはできない。税法上なのかな、守秘義務の中で税情報をそういったものに直接的に活用することはできないと理解をしております。ただ、町からの連絡、情報の提供というふうなことでは、送る書類の中にそういった情報も提供させていただくような形で取り組めることは可能なかどうか、そういったことも研究しなければならないというふうに思ひます。

同じように、ふるさと納税や花火大会の寄附などの名簿の活用についても同じようなことは言えるのかなというふうに感じています。

もちろん、そういった情報を伝えていくというふうなことでは、特に新しい何かを始めるというふうなことであれば、興味を持っていただける方もいらっしゃるかというふうにも思ひますし、先ほど申し上げたおおえまちファン倶楽部の内容の拡大といいますか見直しによって、そういった部分を補充できないかというふうなこともあるかというふうに思ひます。

なかなかファン倶楽部の部分で自分が参加できるようなものというふうなことが、どんなものがあるのかというふうなことも、その情報の発信の仕方として、今はメールなりSNSなりというふうな情報の発信の仕方が今後メインになってくるというふうに思いますので、今の紙ベースの情報提供からそういったことにシフトをする、そういったことと併せて見直しをやっていくというふうな方法ができるのかできないのかというふうなことを、今回の質問をきっかけに考えてみてはどうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 大変ありがとうございます。

今の話の中で、やはりメディアに訴える、大江町にもホームページ、私も見させていただきましたけれども、たくさんの情報が入っておりまして、そういうきっかけがありましたので、これからちょっと話をさせていただきますけれども、町のホームページ、観光YouTube、あらゆるメディアを利用して日本国内もしくは世界中の情報を集めることができます。しかし、視覚だけの情報であり、例えば盆地で暮らしている冬の厳しさ、夏の厳しさなど、そこで暮らしていてその自然の恩恵をいただいている、そして自然のすばらしさを共に五感で感じることはなかなかできないと思います。

その土地に高齢の方々や全世代が安心して、一人でもちょうどいい田舎暮らしができる町として大江町があるとすれば、その地域の温かさや自助公助、それを支える行政、それを感じることもなかなか難しいことだと思います。田舎暮らし、憧れだけではなかなか厳しい現実を受け入れたり、その環境でありのままを五感で体験することが重要になるのではないかと考えています。ぜひ四季を通じて来町していただきたいと思いますけれども、その辺は続けて町長の考えをお伺いしたいと思いますけれども、度々すみませんです。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 情報提供するに当たっては、大江町のいいところ、いい景色、おいしいもの、そういったものを中心にPRしていくわけですが、これまでもしてきたわけですが、やはりよく外からは、特に都会の方からは豊かな自然があるというふうな言葉の中で、やっぱり田舎がいいよなということがイメージとしてあるかなというふうに思います。ただ、今、農業の移住者、新規就農者の体験で体験就農というふうなことで、年間にいらっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、来ているんですけれども、そんなときにい

いろいろとお話を来ていただける方から聞くと、やっぱり冬の雪についてはどうなのかという質問がよく出ます。このことは、多分、廣野議員さんもそうだと思いますが、言葉だけではなかなか伝わらない。なので、OSINの会さんのほうでも実際、やっぱり移住するためには、一度、冬の生活を体験してほしい、できればもうそれが必須条件だのような形で紹介をしています。

やっぱり雪道を運転してみたり、スノーダンプを持って雪を除雪したりという、その大変さといいますか、雪国ならではのものについて後で、いや、こんなはずじゃなかったというふうにならないような取組の一つなのかなというふうに思います。そのために、今、新規就農者のお話をさせていただきましたが、町を訪れる方に対してお試し移住的なことを、今は地域おこし協力隊のお試し体験というふうなことで募集をかけて来ていただいておりますけれども、そういうことの延長線上でお試し移住的なものも、先ほど新規就農者用住宅のやり取りをさせていただきましたけれども、そういうところとか、柳川温泉とか、大山自然公園のコテージだとか、そういったところを活用しながらやっていくというふうな必要性も感じていますので、今のふるさと住民票というふうな取組とは少し違うような、似たような、そんな取組ができていったら、もう少し大江町を知っていただけるきっかけになるかなと思いながらお話を聞かせていただきました。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 大変ありがとうございます。

やはり町としてもいろいろな施策、お試しというところもありますので、そういうところのひもづけで、そのきっかけとかそういうのも含めて、この私が提案した住民票などと重ね合わせて、それをきっかけに来ていただいたりしていただいたりすることもできるのかなというふうに今、感じているところであります。

そして、仮称「大江町ふるさと住民票」ですけれども、具体的なここで私案でございますけれども、例えば固定資産税を納めている方には、町に毎年、納め続ける義務があるのではないかということで、一度申請した方には期限を設けず、脱会届までの期間とする。また、ふるさと納税や寄附やCF、これからクラウドファンディングなどして、この町と関係を持っていたいた方より申請をしていただいた方には、審査の上、期限をつけて名称を書いて、例えば仮称「大江暮らし住民票」などと分ける必要があるのではないかと考えます。

そして、その住民票とは、その世帯主1名分として、会社の場合は代表者の方とする、も

しくは先ほど特典、ふるさとの景品を渡すだけではというふうな町長の答弁にもありましたけれども、期限付温泉券を入れる、道の駅買物券を入れる、大山公園や柳川温泉の宿泊の割引、町内での特典つきの利活用、またＪＲ左沢線の利用者、もし都会のほうからとか県外から来る人に限るかもしれませんが、特典や町の巡回バスの利用方法、また町内の桜情報、ヒメサユリの情報、花火大会来場者へのプレゼントの引換券、秋まつり来場者のプレゼントの引換券、物産味覚まつり来場プレゼントなど、大変検討する必要があると思っておりますけれども、町長の考えをまたお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） ただいま廣野議員から多種多様なアイデアがぼんぽんとありました。メモもできないぐらいな量であった、スピードであったというふうに思いますが、議事録等を参考にしながら、もう一度そのところは思い出しながら整理していきたいというふうに思いますが、いろいろアイデア出されている中で、できるもの、できないものを整理しながらやっていくべきだというふうに思いますし、私は先ほど一番初めに申し上げましたとおり、ふるさと住民票というふうな名称なりやり方がいいのか、ファン倶楽部の拡大というふうな形でやるのがいいのかというふうなことを思ったときに、まずはファン倶楽部の今の整理をしなければならないというふうに思っています。毎年、年に２回から３回、情報誌をファン倶楽部の会員の方に送っているわけですが、その辺も名簿の更新、もしくは入会・退会の手続などについても、ちょっと整理がし切れていない部分もあるかというふうに思いますし、その辺を整理をして、今、廣野議員からあった様々なアイデアをその中に織り込んでいくことがいいような気がしますし、その辺これから検討しないと進めないところかなというふうに思います。

あくまでもやっぱり送りつけるという形ではなくて、相手方から参加したいという意思表示の下で進めていくのが、やっぱりこの町に興味を持っていただいて楽しんでもらう、それには必須の条件だというふうに思っておりますので、こちら側から勝手にするというふうなことではできないと思いますので、そういったことを全部整理をしながら組み立て直すというふうなことだと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君） 大変ありがとうございます。

半年ぐらい前になりますけれども、近隣市に在住のある方から、大江町に固定資産税を納

めているのに町は何もしてくれないというふうに、私のほうに言われました。そういうふうに感じているのかなというところが、そのとき思ったわけですが、それで自分の役職でもありますけれども、毎年、花火の寄附を何年にもわたりまして各事業所に頂きに行っていますけれども、町との関係性もあるかと承知しておりませんが、何も言わず支払っていただいております。

今回の私の思案した仮称ふるさと住民票などのことをその方々に、また同じく税金を納めている違う方々に話をさせていただきました。ほんの数人ですが、全員がぜひやってくれというふうに言っていました。私には青森と千葉に暮らしている2人の弟がおります。両親は他界しておりますけれども、毎年のようにふるさとに帰省するのは楽しみにしております。さらに都会暮らしを楽しんでいるだろうおいやめいも大江町に来るのを待ち望んでいるようです。ふるさととは遠きにありて思うもの、2人の弟も年を重ねるごとにふるさとに思いをはせているのであれば、ふるさと納税や寄附を勧めたいと自分は思っているところでもあります。

最初の町長の答弁にもありましたけれども、町の考えとして一過性の特典をつけるだけではなく、発展性のある取組でなければなりません。その手法とともに効果も十分に検証していく必要があると考えるとのことでありました。手法も効果も十分に時間をかけて検討していただけることは大変ありがたく思っておりますが、いつ頃までにその結果が出るのかなというふうなことも思ってしまうところがございます。

実は最後になりますけれども、皆さんが承知しております、我が町が住みたい田舎ベストランキング全国9位に選ばれております。今現在、全国に大江町との関わりや興味を持たれている方々を、町として決して見過ごさず、その方々と我が町との片思いに終わらせることがないようにしっかりとアピールして、いろいろな町独自のアクションを起こし、まずは行動することが大切で、一人でも両思いになれるようにまずは行動することが重要で、その後、検証することであってもいいのではないかなというふうに思っておりますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） いろんな情報提供ありがとうございます。

一つ、税を納めているけれども、何にもないよという発言がございましたが、町民であれば、その納税によっていろんな行政サービスをというふうなことがあるんですが、税を納めるというふうなことは国民の義務というふうなことでありますので、納税に対して対価を何

か求めていくというような制度で固定資産税があるというふうなことではないんですけれどもよというふうなことは申し上げたいんですが、その陰に隠れている発言の意図というふうなものも理解できないわけではありません。

あと、いつ頃までどうなんだというふうな話がありましたが、先ほど廣野議員が言われた、指でも数え切れなかったような事柄を整理していくには時間が必要だというふうなことは理解していただけるのかなというふうに思います。ちょっとそのところは、いつまでどうするというふうな議論の前に、どんな形でやっていくことがいいのかという、私はファン倶楽部、廣野さんの質問ではふるさと住民票というふうなことになっておりますので、その辺のところを検討しながらやっていくというふうなことでは時間がかかるかなと。ただ、できるものはやっていきながら走っていくという方法もあるんだというふうに思います。

正式にやっていくには議会に対していろいろとお話をしたり、または場合によっては、必要な予算づけも必要だというふうになれば、1年がかり、もしくは補正予算年度の途中でというふうなことになるわけで、ちょっとそういうふうなところは難しい。正直今の段階では、年度の途中から今、廣野さんが質問の趣旨で言われているような内容で進むことは難しいかなというふうに思います。ただ、できるところをやっていくというふうな意味では、いろいろいただいた意見を整理をして、やれるところをスタートしていくというふうな手法も考えたいというふうに思います。

非常にお話を聞いている中で思ったのは、片思いという発言でございます。先ほど私申し上げましたように、こちらからの押しつけでは駄目だというふうなことがあると思います。どちらかの片方からの思いだけではなくて、ぜひ両思いになるような形でこういったことを組み立てていくというふうなところが必要だと思いますので、いろんな意見を出し合いながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 町長、大変ありがとうございました。

いろいろとご理解をしていただきまして、できるだけ早めに対処していただけるというふうな受け止め方をさせていただいているところでありますので、それを期待しながら、まずは検証のほう、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終了させていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで廣野秀樹君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの19日火曜日まで議案調査等のため本会議は休会とします。3月19日火曜日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

令和6年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和6年3月19日（火）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議第 3 号 | 大江町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第 4 号 | 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第 5 号 | 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第 6 号 | 大江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第 7 号 | 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第 8 号 | 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第 9 号 | 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議第10号 | 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第11号 | 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第12号 | 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第13号 | 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第14号 | 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第15号 | 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 |

を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議第 16 号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議第 17 号 大江町山里交流館の指定管理者の指定について

日程第 16 議第 18 号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定について

日程第 17 議第 19 号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定について

日程第 18 議第 20 号 大江町小倉交流館の指定管理者の指定について

日程第 19 議第 21 号 大江町美郷地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

日程第 20 議第 22 号 大江町最上川舟唄の日を定めることについて

日程第 21 議第 23 号 令和 5 年度大江町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 22 議第 24 号 令和 5 年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 23 議第 25 号 令和 5 年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 議第 26 号 令和 5 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 25 議第 27 号 令和 5 年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 議第 28 号 令和 5 年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 27 議第 29 号 令和 5 年度大江町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 28 予算特別委員会設置及び付託（新年度当初予算 7 件）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	西 田 正 広 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金 子 冬 樹 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、議第3号 大江町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第3号 大江町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本町では、平成31年3月に大江町いじめ防止基本方針を策定し、これまでこの方針に基づいた各学校での取組や町民全体への周知、理解に努めてきましたが、今後、いじめを原因とする不登校や命に関わるような重大な事態になってしまった場合、町として組織的に対応することがいじめ防止対策推進法において求められていることから、今回新たに条例として制定するものであります。

それでは、条例の内容について各条ごとにご説明いたします。

第1条は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法にのっとり

て各協議会、専門会議、委員会を設置する目的について、第2条は、用語の定義について定めております。

第3条は、いじめ防止対策推進法第12条により基本方針を策定することについて、第4条から第6条は、町、教育委員会、町長がそれぞれ法の規定により大江町いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策専門会議、いじめ重大事態再調査委員会を設置することについて、定めております。

第7条は、各協議会等の組織・運営体制については、規則等により別に定めることについて規定するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第3号の質疑を行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今回のいじめ防止対策の条例に対しては、大変意義のあることで、すばらしいことだとまずは思っております。

その中で、これまで、残念ではありますが、私たちの学校でも、対象にかかわらずいじめ等はあったと認識しております。その中で、今現在学校長から教育長並びに町長に対して報告なされているようないじめはどのぐらいあったのか、また、それ以外にも報告のされていないいじめというのはあったと思いますけれども、そのようなものに関して学校長並びに教育長はそのような報告と問題をどのように考えているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

令和5年度につきまして、今現在のいじめの報告の件数でございますが、小学校については110件、中学校については16件、合計126件の報告がございます。これは、学校で把握している報告数として全てというふうにこちらでは認識しておりますので、報告されていないいじめの件数というものはないというふうに考えているものでございます。

110件という数字ですけれども、かつてはゼロであればいいという風潮がありました。いじめはなしというふうに報告があったんですけれども、平成25年から、本人が嫌だなというふうに感じているもの、軽微なもので先生が把握できるものがあれば全て報告するというふうになってございますので、こういう件数に今現在なっているものでございます。

○議長（宇津江雅人君） 教育長。

○教育長（清野 均君） いじめ調査については県内でも、本来、昔と定義が違っていきまして、今ありましたけれども、嫌な思いをしたものがあればすなわちそれでいじめだと。極端に言えば、私が今皆さんにお話ししていますけれども、これで嫌な思いをしていけばそこでいじめだというふうに感じれば、本人がいじめだと感じればもういじめなわけですので、人間というのは集団の中でコミュニケーションを常に取りますので、必ず気分がいいときもあれば嫌な思いもあるということで、学校では定期的にやっていますけれども、報告としては第1期、第2期、第3期というふうに分けながら報告を受けております。もちろん重大時とかについてはすぐ連絡ということになる、報告を受けるわけですが、その中で見ていきますと、子どもたちは注意されたから嫌な思いをした、それはそのときのタイミングであればずっと報告が上がってきて先ほどのような数値になりますけれども、ですから、いじめというのは100人いれば100件、200人いれば200件あるというふうに、まずそういう構えで学校のほうは対応しているということかなというふうに思っております。

おおよそほとんどは、第1期というのは1学期ですね。3学期になってくると基本的には大体解消しているというケースが多くなってきて、重大事態というふうになるというケースは今のところ報告を受けておりません。ですが、これからもよく見守りながら、よく話し合いを持ちながら解消に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 近年、日本全国でいじめに関しての痛ましい事件、事故が起きております。山形県内でも、また、うちの町の近隣でもそういう痛ましい事故というか、そういうものが起きているのも事実であります。

その中で、今、教育長並びに課長からお話がありましたけれども、子どもが嫌なもので、子ども自体から報告を受けているものは全ていじめとしてカウントするというお話がありました。その内容については先ほど説明があったと思います。様々な観点から自分が嫌だと思ったらいじめになる、また、本当に仲間から陰湿ないじめを受けている事例もたくさんあると思います。そういういじめに対して、まずは学校の先生が一番と矢面に立って子どもの話を聞く、子どもの様子を見る、そういう中でその後どういう対応をしているのか、その対応の中で逐一教育委員会並びに教育長、町長にそのいじめの内容等そういうものの報告があるのか、やはりそこはきちんとしないと、幾らこの条例をつくって協議会をつくって様々なことを検討する検討委員会をつくったとしても、やはり子どものためには実際にならないのじ

やないかと、そういうふうな考えをしております。

子どもは町の宝と卒業式のとき町長が言っております。そういう中で、子どもをしっかり守る対策ということでいじめ防止対策に関する条例を今回新たに制定するわけでありますから、その辺のところをどのようにしたら大江町ではいじめから悲しい事件にならない、そういう手だてをするのかをしっかりと聞きたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） ありがとうございます。

子どもは町の宝だというようなお言葉がございましたが、我々もそのような思いで日頃仕事をさせていただいております。

このたび、先ほども詳細説明で申し上げましたが、平成31年からいじめ防止基本方針をつくって対応してきたわけなんですけれども、このたび条例にするということについては、教育委員会と学校だけでなく、町として組織的に対応しなければならないと。もし命に関わるような重大な事態になった場合に迅速に、包括的に動く必要があるというふうなことを考えております。そのために条例化して、法に基づいてしっかり対応できるような体制を築き上げたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 課長から力強い言葉をいただきましたけれども、やはりこれは命に関わる問題というものもあると思います。しっかりと、そういう重大な問題にならない前にきちんと対応していただけないかと思っております。

今、課長が言ったんですけれども、重大なことになってからでは遅いんですよね。重大なことになる前にしっかりと学校と連絡を取りながら、また、たまには教育長が学校に行って先生方にいろんなことをしゃべって、そういうふうなことをお願いしながらしていかないと、こういうものをつくったとしてもやはり結果というものが全てになります。

聞くとところによると、31年から一応あるということなんですけれども、31年からでも結構いろんな話は来ているんですよ、いじめに対する話というのは。やはり学校になかなか言ってもやってもらえない、どうにかしてもらえないとか、話をしてもらえないかという話は来ます。多分、ここにいる議員さん方にもそういう話というのは結構行っていると思います。というのは、というのは、やはり学校、教育委員会が知らないところのいじめというものもたくさんあると思います。そういうところをしっかりと把握していただきながら、子どもたちに楽しい学校生活を送ってもらえるように対応していただければと思っておりますが、教育長か

ら先ほど答弁いただきましたので、町長もこの件に関して何かあれば一言お願いしたいと思っています。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） お話を今まで聞かせていただいて、関野議員さんのおっしゃること、そして教育委員会のほうで先ほど説明をさせていただいたこと、全て納得というふうな感じで聞いておりました。

ご質問の中には、なかなか表に出ないものがあるのではないかと、その辺のところをしっかりと教育委員会のほうで把握しながらやってほしいというふうなことに尽きるのかなというふうに思いましたので、その辺のところは教育委員会と協力しながら、私どもの責任においてもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第3号 大江町いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第4号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） おはようございます。

議第４号の大江町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料５の新旧対照表をご覧ください。

第14条は印鑑登録証明書の交付申請について規定している条文ですが、これまでコンビニエンスストアで印鑑登録証明書の交付を受けるためには、マイナンバーカードを使用し、多機能端末機にて申請することとなっております。今後、スマートフォンに記録された電子証明書を利用した申請を可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、このサービスを利用できるのは、大江町で印鑑登録をし、スマートフォン用電子証明書を取得している本人に限られ、スマートフォン用電子証明書に対応している多機能端末機を設置しているコンビニエンスストアのみとなります。

施行日につきましては、コンビニ交付事業を行っている地方公共団体情報システム機構へのサービス開始申請が完了する令和６年４月１日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第４号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第４号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第３、議第５号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第5号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料6をご覧ください。

現在、大江町消防団の構成は団本部、分団、部、班としており、団長以下7つの階級で団員を配置しております。全国的に消防団員数が急激に減少している現状を受け、消防庁では団員の確保に向けた機能別消防団員の制度の導入を推奨しているところであります。これを受け、本町でも検討を重ねてまいりましたが、現実的に退団者を上回る新入団員の数を確保していくのは困難であり、現状の人員体制を維持していくためには機能別団員を配置して充足すべきとの判断に至ったところであります。

なお、退団してそれほど年数がたっていないおおむね60歳未満の方で、平日の日中も町内にいる方を主な対象として勧誘を進める方針としており、活動内容につきましても火災出動に限定するなど、現役団員とはある程度区別して負担を少なくしたいと考えています。したがって、年額報酬についても現役団員の増額前の単価である1万7,000円に設定したところであります。

なお、実際に出動していただいた際の手当については、現役団員と同額をお支払いすることとしています。

このたびの改正により、災害対応能力の向上と団員確保に向けた一助となるよう期待するとともに、引き続き、地域防災力の要である消防団活動の充実、強化を図ってまいります。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第5号の質疑を行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） この機能別消防団というのは非常によいアイデアだと思います。町としては大体何人ぐらいを充足というんですか、不足分に対して機能別でカバーしようと思っているのかが一つ。

もう一つは、制服とかヘルメットとか、そういうものは全員に配付する予定なのか、この2つについてお答えください。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 人数につきましては、10人を目標に勧誘を進めていきたいというふうに考えております。

なお、活動服でありますとかヘルメット等については支給したいというふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 今、機能別の内容をお聞きしましたがけれども、これも確かにいいと思いますよ、機能別。抜本的に、ふだんのウイークデーに出動できる体制づくりを一番頂点に考えなければならないと思うんですけれども、そのあたりを課長はどういうふうに思っていますか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） おっしゃるとおり、実は令和3年度に全団員を対象にしたアンケート調査を実施いたしました。その結果、日中町内にいる方、いわゆる自営業の方、農家の方、町内勤務の方の割合については約4割というふうな結果でありました。ほとんどが町外のサラリーマンというのが実態でありますので、やはり一番困るのは平日、日中に火災が起きた場合の対応です。おっしゃるとおり、それを解消するために、先ほども申し上げましたが、機能別団員として担っていただきたい方については日中町内にいる自営業者の方であるとか農家の方、そういった方にぜひ担っていただいて、この課題をクリアしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

この60歳以下という根拠はどこにありますか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） やはり全くの素人では駄目なわけです。退団して間もない方でおおむね60歳というようなことで、今の定年延長は65歳まで、それ以上ばりばり働いている方はいるわけですが、やはり現役団員との年齢差があまりあっても動きづらいというような声もありますので、おおむね60歳という線引きをさせていただいたところであります。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

機能別消防団とか制服とかはどうでもいいんですけれども、機能別消防団とか名前はいろいろこれからついて、いろんな形で進んでいくような時代になると思うんですけれども、これもこれで一つとして、ボランティアということも想定に入れて、してあげますよと。でも

保険とか何かいろいろ問題はあるかもしれないですけども、そのような形もあるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 機能別団員につきましては、現役団員と同じような位置づけでありますので、そういった活動の際の保険も掛けるというふうなことになります。

ただ、ボランティアという位置づけになりますと、有事の際もし事故が発生した場合のことも非常に大きいものになってきますので、そこはちょっと一線を引いた形で、まずは機能別団員でどのように対応できるか検証させていただきたいというふうに思っているところです。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

8 番、関野幸一君。

○8 番（関野幸一君） 二、三点、ちょっと確認でお聞きしたいと思います。

まず、先ほど課長のほうから10人ぐらいをめどに消防団のほうに入っていたきたいという話がありましたけれども、この勧誘は町でするのか、それとも各分団でするのか、まずお聞きしたいと思います。

あともう一点が、以前から何かのときには言ったと思うんですけども、大江町の職員の中で消防団に全員加入しているとは思っておりません。以前に加入していて辞めた職員もおりますし、全く消防団に加盟していない職員も何人かいると思います。昼間、日中にもし火災があったとしたときの出動を考えて町内にいる方ということでの機能的消防団でというのであれば、町の職員の中から、やはり各分団に所属していない、いわゆる消防団に入っていない職員等、そういう職員からもしっかりと協力してもらおう。また、町の職員の中にもやはりまだ働ける年代の、課長さんってなかなか大変だと思うんですけども、そういう人もいるのも事実ですよ。それに対して、まず町の職員からというアプローチをしないで、もう卒団したOB等を機能別消防団に入ってもらえないかというのはいささか違うんじゃないかと。まずは町でしっかりしたものをして、そのほかに各地区で消防団に入ってもらえないか。以前に言ったことがあると思いますが、今、自動車分団でも日中ポンプ車3台を動かすのは大変です。1台は町の職員たちが動かせば早い時期に初期消火ができるということも考えられますので、その辺のところも何も考えない、何とかしてもらえないかということだけじゃないと思いますので、課長、その辺のところをどう考えておりますか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

まず、勧誘の方法であります、今、団の幹部の方から当たっていただいております。今現在、五、六人ほど請け負っていただける見込みが立っているところであります。加えまして、4月の広報紙で周知をして、公募もしたいと考えております。それも4月いっぱいぐらい募集をかけて、何とか10人は達成したいというふうに考えているところです。

あと、役場職員のことでありますけれども、これについては町長とも常に話していることでありまして、実際、関野議員から今ありましたとおり、自動車分団につきましては令和4年度から5年度にかけて6人ほど減ってしまいました。今現在の車両装備を、現実には火事が起きた場合、動かせないという事態も起きております。そうしたことも町長も問題に思っております、やはりおっしゃるとおり、役場分団的なものを組織すべきじゃないかということも検討しております、実際このことを消防団幹部のほうにも伝えておりますが、正直、消防団幹部のほうでもそのあたりの理解がまだ一つになっていないというのが実態であります。これにつきましては、まずは今年度、機能別団員という体制とさせていただいて、継続して考えていきたいというふうに思っております。

あと、職員の団員でない人がいるんじゃないかということですが、いろいろ調べましたけれども、今現在の職員でこれまで一度も入っていない職員っていないんじゃないかなと思うんですね。あと、おっしゃるとおり、退団したけれどもまだぱりぱりできそうな職員もいることはいます。ただそれは、今現在の課の仕事を考えると、やっぱり片手で数えるしかないというのが現状であります。4、5人集まれば何とか車を動かせる可能性もあるわけでありまして、そこは継続して検討させていただくというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 役場のほうに自動車を動かしてもらいたいというのは、多分私が現役の頃から言っている話です。というのはもう十何年前から。実際、町内でお昼の火事があったときに、自動車分団はこのポンプ庫からポンプを持って火災現場に行くわけです。そのときに、日中だとなかなか人がそろわないときもあります。ようやく人がそろって出ていく、そのとき役場の職員も火事だということと使命感に燃えまして、一旦各自自分の分団に戻るわけです。分団に戻って火災現場に来たときにはほぼ鎮火になっていると、大きな火災でないときには。そういうのであれば、ここから消防車に乗っていけば、ホースを持つなりちょっとしたことというのは車の操作ができなくてもできるんじゃないかと、そういうことを考

えながら以前からこれは言っているんですけども、なかなか実が結ばない。やはり本気度の問題だと思うんですね。

朝日町には、多分今もあるかもしれませんが、役場のほうで消防車を1台、職員で回せるようにしております。やはりうちの町も早急にそれはやるべきだと思うし、本団のほうの幹部の考えが一致しないじゃなくて、町としてはこういうことでやるんだということで消防団を動かすぐらいの気持ちがないことには、それはできないと思いますよ、今の団長、副団長が誰だか分からないけど。だから、そういうことをきちんとやる必要があるであって、町の方針をしっかりと決める、それがこの機能別消防団、これだってやるべということになったわけですから、やはりそこはきっちりリーダーシップを取っていただきながら、町の防災、それを守るのが消防団であるので、きちんとそこは整備していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 答弁いいですか。

○8番（関野幸一君） 要らない。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第5号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、審議の方法についてお諮りします。

日程第4、議第6号 大江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第5、議第7号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

◎議第 6 号、議第 7 号の説明

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第 6 号及び議第 7 号について議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第 6 号 大江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと議第 7 号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので一括してご説明いたします。

会計年度任用職員につきましては、平成29年に地方公務員法と地方自治法が改正されたことに伴い、任用根拠の明確化と処遇の適正化が図られ、従前の一般職の非常勤職員、いわゆる臨時職員等という職務職責から変わった経緯があり、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員という呼び方に変わっているところです。

当時の地方自治法では、会計年度任用職員に対しては期末手当のみの支給が認められており、勤勉手当の支給はできないこととされていました。一方、国家公務員の非常勤職員においては勤勉手当の支給がなされていることから、不均衡の是正と適正な処遇の確保の観点から、令和 5 年 5 月 8 日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。これにより、会計年度任用職員にも令和 6 年度から期末手当のほか勤勉手当の支給が可能となったため、本町においても県条例の改正等を踏まえ改正を行うものです。このことにより、いわゆる非正規雇用職員に位置づけられる会計年度任用職員の待遇改善が図られ、人材確保の観点からもよい影響が見られるものと考えております。

資料 7 の新旧対照表をご覧ください。

第 2 条では、会計年度任用職員の給与について規定しており、報酬及び期末手当に加え、勤勉手当を追加するものです。

また、第 3 条においても同様に、給料のほか、各種手当に勤勉手当を追加し、支給を可能にするものです。

なお、この措置による人件費の所要額は特別会計を含む全体で約770万円と見込んでおり、令和6年度当初予算案に計上させていただいております。

次に、議第7号についてご説明いたします。

資料8の新旧対照表をご覧ください。

第8条は、育児休業している職員にも条件つきで勤勉手当を支給する旨定める条文であります。これまで、支給する職員から会計年度任用職員を除くこととしていたため、職員と同様の取扱いとなるよう当該規定を削るものです。

以上であります。

◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 初めに、議第6号 大江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第6号 大江町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 次に、議第7号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第7号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、審議の方法についてお諮りします。

日程第6、議第8号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議第10号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての3議案は、関連していることから詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

◎議第8号～議第10号の説明

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第8号から議第10号について議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第8号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議第9号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例並びに議第10号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関連がございますので詳細を一括してご説明申し上げます。

す。

町長説明にもありましたとおり、今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の各府省令並びに放課後児童健全育成事業の実施に係る通知が一部改正されたことに伴い、本町においても国基準の改正に準じ、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の要点をまとめました資料 9－2、10－2、11－2 により説明をさせていただきます。

初めに、特定教育・保育施設の特定地域型保育事業の運営に関する基準についてご説明いたしますので、資料 9－2 をご覧いただきたいと思います。

表に主な改正内容を記載しておりますが、左に改正箇所、右に改正理由を記載しております。

改正内容の 1 点目は、保育業務の管轄が厚生労働省から子ども家庭庁に移管したことに伴い、保育の指針を「厚生労働大臣が定める指針」から「内閣総理大臣が定める指針」に改正をするものです。

2 点目も、1 点目に同じく保育業務の管轄が厚生労働省から子ども家庭庁に移管したことに伴い、国の基準を定めている法令名を「厚生労働省令」から「内閣府令」に改正をするものでございます。

3 点目は、認定子ども園の認可の手続について規定している認定子ども園法第 3 条の改正により、引用法令の項ずれが生じていることから改正をするものでございます。

4 点目は、現行法令上、申請、届出その他の行政手続に係る作成、保存の方法について、電磁ディスク等の特定の記録媒体の使用や方法を定める規定が数多く存在し、手続のオンライン化や新たな情報通信技術の導入、活用の妨げとなっていることから、アナログ規制に関する条文を見直し、円滑に対応ができるように、新たに第 4 章として雑則を設け、電磁的記録等について整理をするものでございます。

5 点目は、例規の意図を明確にする目的から、読替規定を付け加え、文言を整理するものでございます。

以上、主な改正内容を申し上げましたが、現在、特定教育・保育施設として本町で該当する施設はにじいろ保育園、あゆみ子ども園及び大江幼稚園となります。

次に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてご説明いたしますので、資

料10－2をご覧くださいと思います。

改正内容の1点目は、先ほど資料9－2の説明で申し上げたとおり、保育業務の管轄が厚生労働省からこども家庭庁に移管したことに伴い、保育の指針を「厚生労働大臣が定める指針」から「内閣総理大臣が定める指針」に改正するものでございます。

2点目は、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略において、保育士への過重負担を解消するため、保育所等における3歳児及び4、5歳児の職員配置基準が変更されることに伴い、本条例で規定している配置基準を、3歳児については「20人につき1人」を「15人につき1人」、4、5歳児については「30人につき1人」を「25人につき1人」に改正するものでございます。

また、急な変更への対応が難しい施設への配慮から、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の基準を用いる経過措置を設けております。

なお、現在のところ、本町において家庭的保育事業等を実施している施設はございません。

最後に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についてご説明をいたしますので、資料11－2をご覧くださいと思います。

放課後児童健全育成事業を行う職員については、本則の第10条第3項で、放課後支援員は保育士等の資格を有する者であって、都道府県知事、指定都市、中核市の長が行う研修を修了した者であることを規定しております。今回の改正は、放課後児童支援員を確保する観点から、第3項の研修を修了した者に係る附則の経過措置について、これまで期限が設けられていた規定を、当分の間、研修計画を定めた上で、放課後児童支援員に従事した日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含むに緩和するものでございます。

以上、改正内容を申し上げましたが、本町で放課後児童健全育成事業を実施している施設は学童O－K I D Sクラブと本郷東放課後児童クラブとなります。

最後に、資料9－1、10－1、11－1として新旧対照表を配付させていただいておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 初めに、議第8号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第8号 大江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 次に、議第9号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第9号 大江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第 10 号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 次に、議第10号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第10号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第 11 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第 9、議第11号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第11号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、詳細をご説明申し上げます。

今回の改正は、町長説明にもありましたとおり、このたび令和 6 年度から令和 8 年度まで

の第9期介護保険事業計画を策定したことに伴い、本条例についても所要の改正を行ったものでございます。

それでは、条例の改正の内容につきましてご説明申し上げますので、資料12-1の新旧対照表をご覧ください。

第3条は保険料の額について規定したものでございますが、第1項では、第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の適用期間を「令和6年度から令和8年度」に改めるほか、基準月額保険料を「6,050円」から「4,500円」に引き下げることに伴い、第1号から第9号までの所得段階別保険料を改めるものでございます。

また、新たに第10号から第13号までの所得段階別保険料を創設し、第10号から第13号の境目となる合計所得金額をそれぞれ420万円、520万円、620万円、720万円と規定しております。

第2項は低所得者の介護保険料軽減額について規定しておりますが、令和6年度から令和8年度についても引き続き軽減措置を実施することとし、令和6年度から令和8年度までの保険料基準額に対する軽減割合を第1段階は「0.3」から「0.285」に引き下げ、保険料を年額1万5,396円に、第2段階は「0.5」から「0.485」に引き下げ、保険料を年額2万6,196円に、第3段階は「0.7」から「0.685」に引き下げ、保険料を年額3万6,996円と規定するものでございます。

また、軽減した保険料相当額につきましては、これまで同様、公費負担となり、国・県及び町が負担することになります。

なお、第9期介護保険事業計画における今後3年間の介護サービス給付費の推計値や介護保険料の設定の考え方につきましては、資料12-2をご覧くださいと存じます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第11号の質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第11号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

ここで、審議の方法についてお諮りします。

日程第10、議第12号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議第15号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案は、関連していることから詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

◎議第12号～議第15号の説明

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第12号から議第15号について議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第12号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議第13号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議第14号 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例並びに議第15号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関連がございますので詳細を一括してご説明申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、今回の改正は、介護保険法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の省令が一部改正されたことに伴い、本町においても国基準の改正に準じ、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の要点をまとめた資料13-2、14-2、15-2、16-2により説明をさせていただきます。

初めに、指定地域密着型サービスについてご説明をいたしますので、資料13-2をご覧くださいと存じます。

表に主な改正内容を記載しておりますが、左に改正箇所、右に改正理由を記載しております。

改正内容の1点目は、指定介護療養型医療施設が令和6年3月31日をもって廃止されることから、規定を削除するものでございます。

2点目は、介護サービスの事業所を効率的に運営するために、各施設の管理者が兼務できる範囲について、同一敷地内の事業所等でなくても差し支えないことを明確にするため、「同一敷地内にある」という規定を削除するものでございます。

3点目は、各介護サービス施設において、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者の身体的拘束等の禁止を規定するものです。ただし、やむを得ない理由により身体的拘束等を実施する場合は、理由を記録することを義務づけるほか、身体的拘束等の適正化のために検討委員会を設置するように規定しております。

4点目は、介護サービス施設において、利用者へ掲示する必要がある重要事項を、インターネット上での情報の閲覧が完結するようにウェブ等に公表を義務づけるものでございます。

5点目は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の安全や介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置することを義務づけております。なお、本町では該当施設はございません。

6点目は、介護サービス施設において、利用者の病状急変や新興感染症等に対応するため、適切な診療が行われるよう協力医療機関を定めて連携体制を構築することを規定しております。

以上、指定地域密着型サービスについての主な改正内容を申し上げましたが、現在、本町

の事業所で該当するのは、地域密着型通所介護施設 1 事業所、具体的には楽校さんになります。そのほかに、認知症対応型共同生活介護施設が 1 事業所、グループホーム大江となるところでございます。

次に、地域密着型介護予防サービスについてご説明をいたしますので、資料14-2をご覧くださいと思います。

内容については、先ほど資料13-2で説明いたしました指定地域密着型サービスと同様でございますので、省略をさせていただきます。

なお、指定地域密着型介護予防サービスにおいて本町の事業所で該当するのは、介護予防認知症対応型共同生活介護施設の 1 事業所、グループホーム大江のみとなります。

続きまして、指定介護予防支援等についてご説明いたしますので、資料15-2をご覧くださいと思います。

改正内容の 1 点目は、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定予防支援事業を実施する場合、事業所ごとに 1 人以上の介護支援専門員を配置することを規定しているものでございます。

2 点目は、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定予防支援事業を実施する場合、管理者は原則主任介護支援専門員である必要があるものの、人材確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員が管理者となることを規定しております。

3 点目は、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定予防支援事業を実施する場合、大江町外に住んでいる利用者の居宅を訪問する場合、利用者の同意を得て交通費を請求できることを規定するものです。

4 点目は、介護予防支援事業者は、利用者へ掲示する必要がある重要事項をインターネット上での情報の閲覧が完結するよう、ウェブ等に公表を義務づけるものでございます。

5 点目は、介護予防支援事業者において、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者の身体的拘束等の禁止を規定するものです。ただし、やむを得ない理由により身体的拘束等を実施する場合は、理由を記録することを義務づけております。

6 点目は、利用者の状況把握、モニタリングと呼んでおりますが、それを実施する場合、利用者の居宅を訪問することを原則としておりますが、利用者等の同意を文書で得ることができれば、テレビ電話、例えばZ o o mなどを活用して面接することが可能であることを規定するものでございます。

なお、介護予防支援事業者とは要支援認定者に係るケアプラン作成等の業務を行う事業所のことでございまして、本町では地域包括支援センターが該当します。また、町内の居宅介護支援事業所は4事業所、具体的には、らふらんす大江、大寿荘、霞晴堂、おおぞらさんということになります。

最後に、指定居宅介護支援等についてご説明いたしますので、資料16－2をご覧くださいと思います。

主な改正点としましては、介護サービスの事業所を効率的に運営するために各施設の管理者が兼務できる範囲について、同一敷地内の事業所等でなくても差し支えないことを明確にするため「同一敷地内にある」という規定を削除するほか、項の整理により条文を移動、修正したものでございます。

なお、指定居宅介護支援等とは要介護認定者に係るケアプラン作成等の業務を行う事業所のことでございまして、現在、本町の事業所で該当するのは4事業所、具体的には、らふらんす大江、大寿荘、霞晴堂、おおぞらさんということになります。

以上、ご説明いたしましたが、今回の改正内容は、それぞれ該当する事業所において利用者への配慮等が求められる内容となっておりましてございます。

なお、資料13－1、14－1、15－1、16－1として新旧対照表を配付させていただいておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 初めに、議第12号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第12号 大江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 次に、議第13号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第13号 大江町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 次に、議第14号 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第14号 大江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 次に、議第15号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第15号 大江町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第14、議第16号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第16号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

資料17の新旧対照表をご覧ください。

占用物件の新旧の道路占用になりますが、本町での占用許可を行っている主なものの例といたしましては、東北電力の第2種電柱が「580円」から「670円」、N T Tの第1種電話柱が「340円」から「390円」に料金を改定するものでございます。

改正後の占用料については、同一地区内を通る国道、県道及び町道で異なる金額となることは、公平性に欠けるとともに合理的でないというようなことで、道路法施行令の改正に合わせて本条例の改正を行うものでございます。

占用料の額についてはおおむね引き上げられることとなりますが、国道の道路占用料を定めている道路法施行令は、算定の基礎となる地価水準等の変更を考慮いたしまして、道路の所在地区に応じて定められております。

なお、県においても同様の占用料の改定が行われるというようなことになっております。

内容については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第16号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第16号 大江町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第15、議第17号 大江町山里交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） では、詳細についてご説明申し上げます。

大江町山里交流館は、これまで特定非営利活動法人さわらび会を指定管理者に指定し、管理に関する協定を締結し運営してまいりました。本年3月31日に協定が満了となることから、次期指定管理期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とし、指定管理者の指定について提案するものです。

山里交流館は、本町の山里の自然を生かした都市と山村の交流等により、地域の活性化に資することを目的に設置されました。平成27年度のオープンから、地域住民が中心となって設立しました任意団体さわらび会が指定管理者となって運営してまいりました。

さわらび会は、平成30年度に特定非営利活動法人として認可を受け、引き続き今年度まで運営を担っています。このように地域に根差した運営体制により、設置目的を達成するために効果的かつ効率的な運営を行うことが期待されるので、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公募によらない方法により、大江町大字柳川959番地の1、特定非営利活動法人さわらび会、代表理事今野壽子を指定管理者の候補に選定しました。令和6年2月19日開催の町の顧問弁護士が委員長を務める大江町公の施設に係る指定管理者（候補者）選定委員会に審査を依頼し、指定管理者候補として適格と判断されました。

特定非営利活動法人さわらび会の法人等の概要と事業計画及び収支計画については、資料

18のとおりであります。議案フォルダの最後に資料18がありますので、ご参照をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第17号の質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 討論です。

〔発言する人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君、申し上げます。討論は反対討論ということでよろしいですか。

○5番（藤野広美君） はい。

○議長（宇津江雅人君） それでは、発言を許可します。演台でお願いします。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

所管ではありますが、この指定管理料についてちょっとお話、質問等をさせていただきたいと思います。

880万円という指定管理料を3年間計上されておりますけれども、今までは850万円ですね。30万円上がっているように思いますので、まず詳細をお伺いしたいということと、あと、スタッフと……

〔「議長、休憩」と言う人あり〕

○5番（藤野広美君） ごめんなさい。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野君が休憩。

討論の途中ですが、ここで11時40分まで休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

藤野議員の討論を許可しますが、質問ではなく討論を続けてください。

では、5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 先ほどは失礼いたしました。

5番、藤野です。反対討論をさせていただきたいと思います。

先ほど指定管理の方、さわらび会、そしてスタッフの方は一生懸命頑張っているということで、営業のほうも頑張って成績が伸びているということをお聞きしています。それで、30万円ずつ上がっているように見えますので、この分に関しては上げずに、もう少しやっぱり皆さんで努力をしていただくということをしていただいてこの先も頑張ってもらいたいということがありますので、反対討論をさせていただきます。

〔「これは指定管理か。指定管理の反対か」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 藤野議員に申し上げます。あくまでも議題は契約についての議事でございますので、契約について討論をお願いしたいと思います。

契約について。よろしいですか。

○5番（藤野広美君） はい。

○議長（宇津江雅人君） ほかに反対討論の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ないようですので、賛成討論の方、いらっしゃいますか。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 3番、大沼清人でございます。

今、藤野議員から、ちょっと誤解がおりかもしれませんけれども、議案反対ということが出ました。ただ、私は賛成という立場でお話しさせていただきます。

この山里交流館は、もう既にスタートして8年近く過ぎております。その間、佐々木館長をはじめスタッフの方の努力もあって、今、確実に集客、あるいは小学生、あるいは山に対する理解を深めていただくということで前進していると思っております。

もしここでさわらび会を契約なしということになりますと、来年度以降の集客に大きな差し障りが出てきます。それは地域に対しても非常に大きなインパクトを与えますし、また、関係する方々のいわゆる生活に対する影響も非常に大きくなってきます。ですので、さわらび会そのものに対する契約の解除、これは私は反対させていただきます。

ただ、予算のときに申し上げますが、今のままの指定管理料というのは私は反対です。それは見直していただきたいということで、私の答弁を終わります。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで討論を終了し、採決します。

議第17号 大江町山里交流館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第16、議第18号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） では、議第18号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定について、詳細についてご説明申し上げます。

大江町まちなか交流館は、これまで一般社団法人ポートを指定管理者に指定し、管理に関する協定を締結し、運営してまいりました。本年3月31日に協定が満了となることから、次期指定管理期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とし、指定管理者の指定について提案するものです。

まちなか交流館は、重要文化的景観の重要な構成要素を保存し、利活用することにより、交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的に設置されました。平成29年度のオープンから、商店街の方々が中心になって設立された任意団体ポートが指定管理者となって運営してまいり、令和4年度に一般社団法人として法人化しております。

当法人は、行政を含む多様な団体などとの協働に努め、交流、観光などを通じて地域社会の繁栄に寄与しております。このことから、まちなか交流館の設置目的を達成するために効果的かつ効率的な管理を行うことが期待されるので、大江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に基づき、公募によらない方法により、大江町大字左沢

435番地、一般社団法人ポート、代表理事小國利宏を指定管理者の候補に選定しました。山里交流館同様、令和6年2月19日開催の大江町公の施設に係る指定管理者（候補者）選定委員会に審査を依頼した結果、指定管理者候補者として適格と判断されました。

一般社団法人ポートの法人等の概要と事業計画及び収支計画については、資料19のとおりでありますので、ご参照をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第18号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 質疑に入る前に、この指定管理の問題での発言になると、この場で言うのと反対ということに取られるか賛成に取られるかということになると思います。でも、指定管理をお願いしているということを考えれば、やはり全般的には反対ではない。ただ、指定管理の在り方について一言言わせていただきたいと思います。

先ほど藤野議員のほうも、少し勉強不足だったこともありまして質疑をしないで討論と入りまして、様々ちょっと皆様にご迷惑をかけたと思っております。

このポートというかATERAに関しても、指定管理を出すことは私は何も問題はないと思います。ただ、これまで長年ATERAを運営してきて、また、ついですから言わせてもらいますけれども、山里交流館も運営しているのが事実であります。その中で、本来指定管理というものは、その事業を立ち上げ、軌道に乗るまで町がしっかりと応援する、そういう考えもあるということです。そういう考えもあるという中でやはりしていく、いつまでも町のほうで支援をするという考えでは私はいけないと思っております。

その中で、先ほど指定管理料の話になると次の予算という話になるかもしれませんが、やはり各団体がしっかりと指定管理を受け自立してもらい、また業績を伸ばしてもらい、先ほど課長のほうから説明がありましたけれども、町なかの交流人口の増加、またにぎやかさという部分をする、ちょっと物足りないんじゃないかと私は思っております。

ATERAに関して言わせていただければ、当初は夜の営業などもやっておりました。現在は夜の営業をやっておりません。町で働く若いお母さんたちが仕事を終わった後にちょっとお茶をしたい、ちょっと話なんかしたいときに開いていない、そういう声も課長なり町長なりにも届いていると思います。しかし一向に改善がならない。今のままの状態の運営でいいのか、そういうものをしっかりと考えて、この指定管理というものをやはり我々議員も決

断していかないと駄目なのではないかと思っております。

今後、話は変わりますけれども、道の駅おおえに関しても指定管理をしながら運営してもらう、そういうことをずっと前から指定管理の問題については私なりに議会で、また様々な場面でお話をさせていただいておりますが、そういうものがなかなかないまま3年に1回、5年に1回この議場において指定管理団体の認定をする、そういうことは確かにいいかもしれませんが、しっかり議論をしながら決めていかなければならないと思っていますので、その辺に関して課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 指定管理者の制度というようなことでは、公の施設を民間のノウハウを活用しながら効率的に運営するというのが指定管理の基本的なところだと思うんですけども、町民の皆さん、あとは利用者の、町外の方もそうですけれども、やっぱりそこら辺のニーズを踏まえながら施設を運営していかなければいけないかなと思いますので、そういったニーズの調査ということでは、指定管理者と一緒にになりながら、私どももどうやって運営していったほうが効果的なのかなということは年に何回か意見交換させていただいておりますけれども、効率的な運営に努めるよう指導するなり、私どももアイデアを出すなりして運営していきたいと思っております。

あとは、指定管理者の自立というようなことでは、まず指定管理施設は町の施設でありますので、その施設を運営するためには、最低限の必要な管理費は必要だと思いますので、それは町で面倒を見る必要があるのかなと思います。その上で、自主事業をする部分については自分たちでやってもらって、収益で賄ってもらおうというのが一番いいのかなと思います。

ただ、収益が出る施設とそうでない施設があります。保育施設については収益が求められていませんので、そこは町で面倒を見る必要があると思いますので、やっぱり指定管理施設の目的が様々な用途があるわけですから、その用途に合ったような形で、どうやって運営していったらいいのかを考えていく必要があるかと思います。そういう意味では、収益を求められる施設ということではまちなか交流館もそうですし、山里交流館もそうでありますので、そこについてはしっかりと収益が出るように、私どもも指定管理者と一緒にになりながら、アイデアを出しながら集客をしてまいりたいと思います。

私ども、観光も携わっているわけですから、外への情報発信というようなことではいろんな形でさせていただいています。あと、様々なツアーも行っておりますけれども、その際は例えばまちなか交流館に寄ってお茶をしてもらおうとか、そういった観光のほうでも利活用さ

せていただいていますけれども、そんな形で指定管理者と共に運営をいろいろ検討して進めてまいりたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 課長、はっきり言って、課長の今の答弁というのは甘いよね。町の施設だからそれなりの手助けはしなければならないと、当たり前のことなんだけれども、我々民間の商工業者というのは死に物狂いで今仕事をやっているんですよ、朝から夜遅くまで。それが町の施設というのは何。5時に終わっていいの、じゃ。それで、夜は仕事をしない、収益が上がらない、じゃ町の何か手助けをしないとイケない。山里交流館にしても、最近伸びてきてはいる。けどなかなか町の学校からも来ない。営業へ行ってるの。死に物狂いで学校を回ったり各団体を回ったりして、集客するんでしょう、本来は。非営利だかもしれないけれども、我々としては、それなりのものが見込まれる、町に来てもらえる、にぎやかにしてもらえるということで指定管理の認定をするわけでしょう、議会としても。それが、課長のそういう考えだったら絶対失敗しますよ。この先もずっと指定管理料は増えていく一方です。町長は町の健全財政と言っているかもしれないけれども、こういうところから財政というのが出ていくんですよ、どんどん。

だから、基本的に、最初言いました。反対ではありません。ただ、運営のやり方、様々な支援のやり方、こういうものをやはり今後考えながら指定管理、そういう事業者を選定というかお願いする、そういうことも入れていかないと何ともならないと思います。

以前、町長にも言ったことがあります、指定管理に何ぼ出したかと。相当な金額が出ているわけですよ。そういうようなところをしっかりとこの場で議論しないと、やはり町民の方の理解は得られないんじゃないかと思っておりますけれども、再度どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 指定管理施設の自立というような部分では甘いというようなご指摘をいただきましたけれども、私も、できれば自分たちが収益を上げて、その中で全部やりくりをしていただきたいというような思いでいるところでもありますけれども、それに向けてどうするのかというようなことでは、これまでも山里交流館しかり、その経営のところについてもいろいろ意見交換なんかもさせていただいております。

温泉施設も収益で賄えるようになっていくようなことでも、その部分もいろいろ指導はしておりますけれども、まずはそういった形で、収益が求められる施設についてはなるべくその収益で賄えるようになってもらいたいわけではありますけれども、なかなかそういう実態

には至っていないというようなことでありますので、そこはいろいろ町と指定管理者と一緒にになりながら、経営についてもいろいろ議論して、前に進めるようにしていきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） しっかりと議論することをお願いしたいと思いますが、やはり収支予算書というか、今後の事業計画等を見ても、収益の部分が正直言って、もらっているより少ないと。分かりますか。こんなのじゃやっていけないです。そういうものをきちんと指導して、やはりそこが自立の一步だと思うわけです。だから、ここで例えば指定管理料を半分にしろとか、経営については悪いじゃないです。それなりにやっぱりきちんとやっていただきたい。それで、また今後、3年後にしっかりとその部分を議論できるように、みんなが頑張ったねと言ってもらえるような、そういうふうな指導をしっかりとしていきたいなと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 私としては、指定管理者のほうには自分の給料は自分のもうけで賄ってほしいというようなことでは指導させていただいております。でもなかなか、頑張っているとは思いますがそういう実態には至っていないということでもありますので、引き続き、まずは自分の人件費についてはもうけで賄えるように、意見交換をしながら前向きに、宣伝PRなんかもやりながら、集客に努めるにはどうしていったらいいのかなんていうようなことも意見交換しながら、施設の利用促進、あと収益の向上に向けて頑張ってもらいたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありますか。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ちょっと蛇足でございます。

今、関野議員おっしゃったのは本当に真っ当なことだと思います。

ここで私が申し上げたいのは、行政の方は何か施設を造った、業務を委託した、その後の興味が非常に薄くなるんですね。造るまでは一生懸命。ただ、造っておしまいになっている、ややもすると。

我々が一番心配するのは、もちろんやまさあ一べもそうですし柳川温泉もそうです。ほかのポートもそうです。でも、今度の新しい道の駅がそうなるのではないかと危惧して、我々は全員そう思っていると思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 質問。

○3番（大沼清人君） じゃ町長にお願いしたい。

○議長（宇津江雅人君） 町長ですか。

○3番（大沼清人君） はい。

○議長（宇津江雅人君） 町長、よろしいですか。

町長。

○町長（松田清隆君） 今、蛇足でというふうなお話があったおりましたが、質問だったのかどうかは分かりません。何を質問されたのかも私、ちょっと理解できない状況でいますが、今議論になっている指定管理者、そして指定管理料の部分については、当然、町としても無駄な支出は防ぎながら効率的な経営に持っていけるよう、そして、できるだけ税金でのそういった支出が少なくなるようなことに向けてやっていかなければならないというのは重々承知をしておりますので、当事者、指定管理者とも十分な意見交換をしながら進めていきたいと思っておりますので、議員の皆さんからも、その辺の指定管理料の在り方などについては今後も意見交換をさせていただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第18号 大江町まちなか交流館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて会議を再開します。

◎議第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第17、議第19号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第19号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定の詳細についてご説明申し上げます。

大江町立にじいろ保育園につきましては、ご承知のとおり平成30年4月にこれまでのさくら保育園とわかば保育園を統合して設置したものでございまして、これまで6年間、町が出資し設立した社会福祉法人峻嶺会を指定管理者として保育事業を運営してまいりました。

このたび、現在の指定管理の期間が今年度末で終了するため、改めて、大江町公の施設に係る指定管理者（候補者）選定委員会で審査を行ったところ、大江町大字本郷丙1338番地の1、社会福祉法人峻嶺会、理事長富樫是行が候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案をするものでございます。

また、指定管理の期間につきましては令和6年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

なお、資料20として、社会福祉法人峻嶺会の法人の概要、事業計画書及び収支計画書を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第19号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第19号 大江町立にじいろ保育園の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第18、議第20号 大江町小倉交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 議第20号 大江町小倉交流館の指定管理者の指定についての詳細をご説明申し上げます。

本施設については、平成31年4月1日より5年間にわたり、本郷西部地区の住民で構成される小倉交流館管理運営協議会を指定管理者に指定し、管理に関する協定を締結し運営してまいりましたが、本年3月31日に指定期間が満了となることから、令和6年2月19日開催の大江町公の施設に係る指定管理者（候補者）選定委員会において審査をいただき、大江町大字十八才甲18番地の7、小倉交流館管理運営協議会、会長鈴木正清が候補者として選定されました。

小倉交流館管理運営協議会は、郷土の民具資料の展示、地元農産物の直売、秋の山菜まつりなど、本郷西部地区の活性化に寄与しており、引き続き健全な施設管理運営が期待されるものと考えております。

なお、指定管理の期間については令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。

別添資料21に団体概要、事業計画、収支計画を記載しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第20号の質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第20号 大江町小倉交流館の指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第19、議第21号 大江町美郷地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 議第21号 大江町美郷地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定についての詳細をご説明申し上げます。

本施設については、平成31年4月1日より5年間にわたり美郷区を指定管理者に指定し、管理に関する協定を締結し運営してまいりましたが、本年3月31日に指定期間が満了となることから、令和6年2月19日開催の大江町公の施設に係る指定管理者（候補者）選定委員会において審査いただき、大江町大字本郷丙341番地の33、美郷区区長、佐竹富士夫が候補者として選定されました。

本施設は、林業振興及び美郷地区の活性化を図る施設として整備され、美郷区管理の下、区主催の各種イベントを通じた地域住民同士の交流や、学校関係者、地区外の方の利用も盛んに行われております。引き続き美郷区が管理運営することにより、地域の活性化が図られるものと考えております。

なお、指定管理の期間については令和6年4月1日から令和11年3月31日までとするものです。

別添資料22に団体概要、事業計画、収支計画を記載しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第21号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第21号 大江町美郷地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第20、議第22号 大江町最上川舟唄の日を定めることについてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（清水正紀君） 詳細についてご説明いたします。

町長説明にもありましたが、「最上川舟唄」は山形、そして日本を代表する民謡の一つではないかと思います。

「最上川舟唄」の発祥の地は大江町であることを町内外にアピールするとともに、町の宝である「最上川舟唄」を私たちは受け継ぎ、そして後世に継承していくことを再認識する日という意味も含めて、6月第4日曜日を最上川舟唄の日として制定するものであります。

最上川舟唄の日制定記念として、昨年と同じように、今年6月第4日曜日の6月23日日曜

日に最上川「舟唄のつどい～日本一公園で最上川舟唄をみんなで唄おう～」というイベントを開催していきたいと考えております。議員各位、そして多くの町民の方々からご参加いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第22号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第22号 大江町最上川舟唄の日を定めることについて、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宇津江雅人君） お諮りします。

議第23号から議第29号までの一般会計、各特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際はページ数を明らかにして発言してください。

◎議第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） それでは、日程第21、議第23号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第23号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第6号）の詳細についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費は、いずれも年度内での完了が見込めない9つの事業を追加したものです。このうち、非課税世帯等価格高騰重点支援事業及び低所得世帯等物価高騰重点支援事業は、国による物価高騰対策等の施策になります。道路改良事業と道路橋梁災害復旧事業については、町長説明でも触れておりますが、暖冬で雪が少なかった恩恵を生かし、前倒しで発注する工事費も含まれております。

7ページの第3表地方債補正は、道の駅再整備事業など9件について、ほかの特定財源との調整や事業費の精査により借入れ限度額を変更するものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

なお、経常的な経費や事務事業の精算処理に伴う補正については、多額であったとしても説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

歳出予算から説明いたします。

16ページをお開きください。

1款議会費は99万5,000円の減額です。人件費の調整と会議録作成に係る費用や諸会議負担金などについて、精査により減額するものです。

2款総務費は3億5,030万4,000円の増額です。

17ページ下段、1項4目財産管理費の財政調整基金は、当初予算において過去最高額となる3億8,000万円の取崩し額としていたため、補正予算で前年度繰越金の2分の1相当額を上回る分も積み立てるなど、残高の回復に努めてきました。この結果、このたびの積立金追加も加えることで、令和5年度末の基金残高は前年度末から6,100万円程度の減少で抑えられる見込みとなりました。また、町有施設整備基金は、将来的な公共施設の整備や大規模改修等に備えるため積立金を追加するものです。これにより、現時点での年度末基金残高は8億7,832万7,000円となる見込みとなりました。

5目企画費は、道の駅再整備に係る準備業務委託料やときめくまちづくり支援事業補助金

などを精査により減額したものです。

7目公共交通対策費は、山交バスの運行補助になりますが、本年度の補助金額が決定したことにより、追加をするものです。

8目移住定住促進費の移住支援補助金は、国県の補助を受けての事業ですが、対象者がいなかったため減額をするものです。

12目臨時特別給付金事業費は、国の物価高騰対策として実施する7万円の給付に係る支援金の追加が950万円、新たに住民税均等割のみの課税世帯に10万円を給付する支援金が2,140万円、非課税世帯及び均等割のみ課税世帯で子どもがいる世帯への加算が540万円となっています。

20ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、法改正に伴う戸籍の附票や住民票のシステム改修経費を12月補正で計上しておりますが、このたび、国から前倒しでの措置があったため、同様のシステム改修経費を追加計上したのになります。

21ページの4項4目町長選挙費は、不要となった額を精算により減額するものです。

下段からの3款民生費は2,532万7,000円の減額です。

22ページをお開きください。

1項1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金及び2目老人福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金の減額は、保険基盤安定繰出分の精査等に伴うもので、介護保険特別会計繰出金の減額は、保険給付費の実績見込みの精査によるものが主な内容になります。

4目障害者福祉費の障害福祉サービス費は、利用者及びサービスの利用回数ともに想定以上に伸びていることから、所要の経費を追加いたしました。

24ページの子育て支援医療費についても、受給件数が伸びており、給付の増加を見込み追加したものであります。

4款衛生費は2,518万1,000円の減額です。

1項2目予防費の健康診査委託料は、想定以上に受診者の伸びが見られるため追加するもので、さわやか健康づくり推進事業補助金の追加は、本年度から温泉券の単価が引き上げられたことも影響しているものと思われます。その他、新型コロナのワクチン接種に係る経費について、精査により減額しています。

26ページの1項5目排水処理費は、合併処理浄化槽の設置が当初想定より少なかったため減額をしております。

27ページをお開きください。

6 款農林水産業費は1,739万9,000円の増額です。

1 項 5 目農地費の農村地域防災減災事業負担金は、ため池や水路等の改修を行う県営事業の負担金ですが、国の経済対策により、前倒しで措置されたことから追加をするものです。

28ページをお開きください。

11目新規就農者支援費の担い手確保・経営強化支援事業費補助金は、新たな担い手の確保、育成を図ろうとする取組を支援するもので、具体的には、OSINの会が実施する研修補助の整備事業などを対象とし、全額国から措置されるものになります。

29ページをご覧ください。

7 款商工費は702万8,000円の減額です。全て人件費の調整と事業費の精査に伴うものになっております。

30ページ下段からの8 款土木費は4,302万9,000円の減額です。

2 項 3 目道路除雪費の除雪業務委託料は、この冬の記録的な少雪となったことを受けて大幅な減額となっております。

2 項 4 目道路新設改良費は、町道藤田堂屋敷線や移転団地に係る町道改良工事負担金などの精査に加え、雪が少なかった恩恵を生かして公共工事を前倒しで発注するための工事費を追加しております。

32ページ下段、4 項 2 目公園費の負担金は、百目木地区の堤防整備に伴い移転団地にも公園を整備する必要がありますが、測量試験費などの費用分に係る負担金を宅地造成事業特別会計に支出をするものです。

33ページの5 項 2 目住環境整備費は、本年度におけるあおぞら団地の分譲実績がなく、予定していた分譲収入を見込めなくなったことから、一般会計からの繰出金追加が必要となったものであります。

9 款消防費は438万7,000円の減額です。町消防団運営経費の精査による減額などになります。

34ページからの10款教育費は1,466万3,000円の減額です。

1 項 2 目事務局費から2 項 2 目教育振興費までは、人件費の調整と事業費精査に伴うものになります。

35ページ下段の3 項 1 目学校管理費の学校給食設備整備等補助金は、給食の調理業務を担っている業者の冷凍庫に不具合が生じたため、修繕に要する経費の2分の1を補助するもの

であります。

36ページの4項1目社会教育総務費から5目文化財保護費までも、人件費の調整と事業費精査による減額となっています。

37ページの5項1目保健体育総務費の体育大会報償は、先日開催された町民綱引き大会で10連覇を果たしたチームへの賞金などの追加となっています。

下段からの11款災害復旧費は1,099万7,000円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費は、公共災害の補助事業で復旧工事を進めている町道山田原市野沢線の地滑り災害の精査によるものと、土木費での措置と同様に、工事費の追加は前倒しでの発注を目指すものであります。

38ページをお開きください。

13款諸支出金は369万円の減額です。

3項1目上水道公営企業費は、人件費の調整のほか、事業費の精査に伴い水道事業会計の補助金を減額するものです。

以上が歳出予算の概要であります。

8ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

1款町税は826万円の増額です。例年、3月補正では、各税目の滞納繰越分について、1月末時点の収入済額に基づいて追加補正をしています。このほか、法人税と固定資産税についても収入見込みに基づき追加をしております。

以下、2款地方譲与税から7款地方消費税交付金までも本年度の収入見込みに基づいて追加をしたもので、10款地方交付税は、本年度の交付決定額に対して未計上だった分を追加したのになります。

なお、本年度の普通交付税の額は24億2,349万7,000円で、前年より1,320万9,000円、率にして0.5%の増となりました。

13款使用料及び手数料の町営住宅使用料と道路占用料は、収入見込額や収納実績に基づく精査によるものであります。

10ページからの14款国庫支出金のほか、15款県支出金、18款繰入金、20款諸収入、21款町債は、歳出予算で説明した事業に充当する特定財源になります。このうち21款の町債は、本年度の発行額が合計で5億9,190万円となる見込みであります。

なお、16款財産収入の土地売払い収入は、法定外公共物を売却した収入となっています。

以上が、令和5年度大江町一般会計補正予算（第6号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君） 議第23号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） お伺いします。

6ページの2款総務費、1項総務管理費、低所得者世帯等物価高騰重点支援事業の明許になった、もともとは幾らを明許として繰り越したのか、その繰り越した原因というか、なぜ2,760万になったのか、これに対してこれを受けるべき住民への影響はどうだったのか、その3つについて聞かせてください。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまの大沼議員の質問にお答えさせていただきます。

それでは、こちらの内容につきましては、このたびの3月補正で予算計上させていただいた内容となっております。

19ページをご覧いただきたいと思います。

19ページ、12目臨時特別給付金事業であります。この中には先ほど総務課長からも説明がありました国の物価高騰重点支援対策として実施する給付金事業、4つの事業について計上させていただいております。これまで実施しました3万円給付事業、それから今実施継続中であります7万円事業、そして今ご質問のあった事業ということで2つあるんですけども、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯へ10万円を給付するという新たな事業、それからもう一つ、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の18歳以下の子どもさんがいた場合は、子ども1人当たり5万円給付するという子ども加算分という給付事業、こちら4つの事業を計上させていただいております。

そして、今申し上げた均等割のみ世帯に給付する10万円給付分と子ども加算分、こちらの事業の総合計が先ほど繰越明許費にございました2,760万8,000円、こちらが2つの事業の総額となっております。このたび3月補正に計上させていただいて、そのまま全額繰り越すという内容となっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

19ページ、一番下になりますが、扶助費の中の均等割のみ世帯等物価高騰重点支援金

2,140万と、その下の低所得世帯等重点支援金こども加算540万についてお伺いします。

先ほど、均等割のほうは10万という説明があったと思いますが、詳細をお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） では、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

19ページ、19節の扶助費の中の2番目の均等割のみ世帯等物価高騰重点支援金であります。こちらは令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に1世帯当たり10万円を給付する給付金となっております。214世帯を見込んでおりますので、10万円掛ける214世帯ということで2,140万円ということで計上させていただいています。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

これ、承認になってからというふうになると思うんですけども、対象者に振り込みの予定時期というのがあったらお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） こちらは、先ほどご説明させていただきましたとおり全額繰越しさせていただきまして、議決いただいた後、新年度になりましたら速やかにシステム改修や準備を進めまして、5月頃から給付を始めたいと考えているものです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤です。

26ページをお願いします。

衛生費の総務費なんですけれども、広域行政クリーンセンター、斎場負担金が減額があまりに多いんで、一番の要因は何だったんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

広域行政事務組合クリーンセンター分、斎場の負担金の減であります。こちらは、このたびの減額を反映させますと令和5年度の負担金が1億1,116万円ということで確定いたしました。この中身につきましては、そのほとんどが職員の人件費あるいはごみ処分場の運営

経費というようなものになっておりまして、やはり広域のほうでもそういった契約を通じて節減を図っているということもありますし、あと、人件費がすくんだということも大きな影響であるというふうには聞いております。あくまでも経常的な事務経費分の減というふうなことで報告を受けております。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 1,000万近いからね。だけど、最初の計画では概算的に行政組合から指名というか表示があつて、これを大江町でお願いするよと来るんだよね。その差額がこれだけ計算すれば、決算すればこうなったということで理解していいですか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、やはり広域のほうでもそういった施設の運営経費については、先ほどの指定管理者ではありませんけれども、直営から民間委託をしているというようなことで、かなり資料を見ますと節減が図られているようです。そういったこともありまして、当初はかなり余裕を見て市町村に負担金を通知しているわけでありまして、結果として少なく減額して済んだというようなことであります。

○議長（宇津江雅人君） ほかにはございませんか。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

37ページ、10款5項1目の18負担金の中のスポーツ協会補助金の55万8,000円減についてお伺いします。

今年、チャレンジデー in 2023というものをしたと思うんですけれども、そのことも含まれているのかなということで質問させていただきたいんですけれども、まず、これ入っているかどうかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） スポーツ協会の補助金の減についてお答え申し上げます。

55万8,000円の減額につきましては、町駅伝大会、予定していたのですが、令和5年度において開催することがかなわず中止になりましたので、その分のスポーツ協会への補助金を減額するというところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） では、今言ったチャレンジデーについての質問は、この項目の中では

することができないでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） もう一度お願いします。

○5番（藤野広美君） 先ほど、チャレンジデーについて、この項目には入っていますかと聞いて、入っていないとお聞きしたんですけれども、ここの中でそれについて質問はできませんか。できないであればここで終わります。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

先ほど、駅伝大会中止による減額というふうに申し上げました。実際、駅伝大会の予算額といたしましては60万、スポーツ協会の中でしたしております。この55万8,000円についてはおおむね駅伝大会のものなんですけれども、残りの4万円程度についてはスポーツ協会全体の中での調整なので、チャレンジデーが入っていないかと言われると、全く入っていないとは言えません。主に駅伝大会の減額ということでございます。その中での調整でありますので、全く入っていないかと言われれば、そうではないとしかお答えできません。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 前からお聞きしたいと思っていたんですけれども、33ページ、消防費の負担金、18節消防車両等運転免許取得事業助成金、これ、何年ぐらい前からあって、今年度というか、何人ぐらい想定してどういうふうに……。詳細をちょっとお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 消防車両等運転免許取得事業助成金の減についてご説明いたします。

こちらは、当初予算24万計上しておりまして、実績がなかったので全額落とすというような補正であります。予算といたしましては中型免許の取得費用が1人分18万円と見ておりまして、あと今、若い人たち、オートマ限定免許の方が多いです。そのオートマ限定免許を解消するための取得費用が6万円です。そちらをそれぞれ1件ほど見て24万円というふうに計上させていただいているんですが、この制度を設けてからかなり、4、5年になりますけれども、残念ながらこれまで一件も実績がないというふうなことです。

その原因なんですけれども、やはり団員の方々に聞きますと、当然、中型免許を取得できれば消防団活動以外でも非常にメリットが大きいわけでありまして、担当課としてはこういったものをかなり要望があるんじゃないかと思っていたんですが、蓋を開けてみれば、ない

ということです。

やはり、聞いてみますと、仕事を休んでまでそういった免許を取得するようなことには至らないというのがご意見のようでありました。こちらについては、懲りずに6年度も予算計上させていただいておりますが、今関心を示していただいている方が1人いらっしゃいますので、ぜひ何とかこの制度を利用していただけるように、事務局としても周知を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

そうであれば、私も車両なんか経験したことがあるんですけども、各分団でそれなりの地位に就いている人たちが、どんどんともう序列で運転するとかなんとかというふうに配属になると思うんですけども、そのようであれば、今おっしゃったように会社を休んでとかいろいろ出てくるという内情もあると思うんですけども、もういろいろ各分団と話し合いをして、誰かさ取らせつと、無料にするということとはできないんですか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） この費用についてはほぼ全額負担だったと思います。自己負担はぼなしでできる金額だったと理解しております。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 勘違いしておりましたけれども、もうちょっと増やしましょうよ、じゃ。そこはどうですか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） ただ、いかんせん実績がゼロなものですから、そこはちょっと思い切った要求はできないというようなことで、前年同額で要求をさせていただいているところです。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんですか。

7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 28ページ、11目18節の負担金、補助金及び交付金の新規就農者育成対策事業補助金が244万2,000円減になっているんですけども、どうして減になっているか、内容を教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 6款1項11目の負担金、補助及び交付金、新規就農者育成総合対

策事業補助金の減額につきましては、新たに経営を開始する方の初年度の初期投資を支援するというふうな補助金、事業費の上限が500万円で4分の3、75%の補助になる事業がございます。

5年度については、2名の方について満額、500万の75%ですので375万円の2名分措置しておりましたけれども、そのうちの1名の方は満額375万円でしたけれども、もう一名の方については機械購入についてそこまでの事業費に達しなかったというふうなことで、その分減額になったものでございます。

○議長（宇津江雅人君） 7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございます。

達していなかったから減額なんですか。達していなかったから減額じゃなくて、例えば、達していなくてもある程度ぐらいはできるとかというのはできないんですかね。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） その当該者につきましては、これは機械購入に対する補助になりますけれども、その方の農業経営していく上で必要な機械として乗用草刈り機、あと、自走ラジコン動力噴霧器というのを各1台ずつ購入しております。その購入費用が174万6,000円程度でありまして、本来であればもっとほかの機械の購入や設備の整備などもできたわけですが、その方、当然4分の3補助ありますけれども4分の1は自己負担になるわけで、不必要な投資はしないというふうなことで、その方は今回の事業をなさったということとっております。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

1番、菊地英幸君。

○1番（菊地英幸君） 28ページ、6款1項9目中山間の直接支払い費が減額されているんですけど、これはなぜこんなに100万ぐらい減額されているのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 6款1項9目中山間地域等直接支払交付金の減額でありますけれども、今現在23集落協定がございますけれども、そのうちの4つの集落協定で、通常の交付金のほかに集落強化活動などの加算措置というのがございまして、そちらの活動に取り組んでいる協定がございますけれども、こちらにつきましては、国の予算の都合上かと思っておりますけれども、今年度の配分について若干、こちらで申請した額の約57%の交付しかなかったというふうなことで、減額をしたものでございます。

○議長（宇津江雅人君） 1 番、菊地英幸君。

○1 番（菊地英幸君） 1 番、菊地です。

すみません。加算方法と言いましたけれども、何々がその加算方法に明細をやっているんや、ちょっと分かるんであれば教えていただきたいです。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 4つの協定に取り組んでいるというふうに申し上げましたけれども、一つは子ども食堂などを開設というか、そちらについて活動しているというところ、あとは担い手確保を強化するというふうな取組をしているところ、あとは、地元のそばを使った事業をしているところ、あとは、産直施設の参加者を増やしていこうというような取組、その4つでございます。

○議長（宇津江雅人君） 1 番、菊地英幸君。

○1 番（菊地英幸君） どうもありがとうございました。
以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

8 番、関野幸一君。

○8 番（関野幸一君） 18ページ、公共交通対策費の中で、バス路線維持費補助金の追加ということで50万ほど追加になっておりますが、多分これは山交バスのほうだと思うんですけども、追加になった理由というのは何か要因があるんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

2 款 1 項 7 目、18ページのバス路線維持費補助金50万7,000円の増につきましては、今、議員おっしゃったとおり、山交バスさんの宮宿線に対する町からの補助ということです。

この中身については、寒河江宮宿線については寒河江市と大江町と朝日町の3市町が赤字部分については補填をしながら、山交バスから運行していただくというために補助しているものでございます。

その増額となった原因につきましては、当然、利用者の減に伴う収益の減及び燃料費等々の高騰及び人件費等の高騰と、あとは c h e r i c a というところで S u i c a が使えるようなシステムを山交バスさんで入れておりますけれども、その運営費、運用費がかかってきたということに伴う事業費の増に伴って赤字が増えたということに対する負担金の増ということになっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8 番、関野幸一君。

○8 番（関野幸一君） 今、課長の説明によると、赤字等についても負担をするという回答で
ありました。ということは、この金額というのは毎年この時期に、大体のあれが終わったと
きに、今年は何ぼ足りなかったから何ぼ朝日、大江、寒河江で出してもらわねえかみたいな
ことで来る、そういうふうな考えでよろしいんですよね。

あとは、燃料高騰とかもあるんですけども、燃料高騰というのは、バス会社さんは別に
いってるはずですよ、私が思うには。そういうようなところは皆ひっくるめて同じやと思
うんですけども、そういう補填だということであれば、何とか改善するために乗ってもら
うとかなんかということなんですけれども、最近、でも見ていると、ちょっと乗っている人は
増えているようには見えるんですけどね。なかなか大変ですね。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第23号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第6号）、これを原案のとおり決定する
ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、14時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時05分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第22、議第24号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第24号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

補正予算書の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款総務費の1項総務管理費、2項徴税費と、8ページをご覧ください。3項運営協議会費、4項趣旨普及費については、事務費や負担金などの事業実績を見込み、減額するものがあります。

2款保険給付費の1項療養諸費、2項高額療養費は、今年度の給付実績及び今後の所要見込みにより、追加補正するものであります。

9ページをご覧ください。

6款1項1目基金積立金は、令和5年度の基金利子相当分を追加補正するものであります。次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、滞納繰越分について、今年度の収入見込みにより追加補正するものであります。

2款1項1目督促手数料は、今年度の収入見込みにより減額するものであります。

3款1項1目災害等臨時特例補助金及び3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、実績により減額するものであります。

4款1項1目保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出の2款保険給付費の補正額と同額を計上し、特別交付金はそれぞれ交付見込みにより追加補正するものであります。

5ページをご覧ください。

5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子収入を見込み、追加補正するものであります。

6款1項1目一般会計繰入金は実績見込みにより減額し、6款2項1目基金繰入金は決算

見込みにより減額するものであります。

8款1項1目延滞金は、実績見込みにより減額するものであります。

6ページをご覧ください。

8款3項2目一般被保険者第三者納付金は、実績により追加補正するものであります。

これにより、令和6年3月末の基金残高は、令和5年3月末から2,455万4,000円減少し、2億2,582万1,000円となる見込みであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第24号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第24号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第23、議第25号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第25号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きくだ

さい。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金219万1,000円の追加は、後期高齢者医療保険料の収入見込みによるもののほか、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金が確定したことにより計上するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3 ページをご覧ください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、今年度の収入見込みにより計上するものであり、1 目特別徴収保険料は126万4,000円の減額、2 目普通徴収保険料は、現年度分と滞納繰越分を合わせて345万1,000円を追加補正するものであります。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金が確定したことにより、減額するものであります。

5 款 2 項 1 目保険料還付金は、実績見込みにより増額するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第25号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第25号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第24、議第26号 令和5年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第26号 令和5年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明を申し上げます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、事業費の精査により介護保険事業計画策定支援業務委託料などを減額するほか、前年度繰越金の精算及び本年度の保険給付費の実績見込みに基づき、介護給付費準備基金への積立金を2,764万5,000円追加するものでございます。これにより、本年度末の介護給付費準備基金の残高は2億2,883万1,000円になる見込みです。

2款1項1目介護サービス等諸費は、今年度の給付見込額の精査により保険給付費を5,952万1,000円減額するものです。主な内容としましては、施設介護サービス等給付費は、特別養護老人ホームにおける死亡退所など入所者の減少等に伴い4,337万6,000円を減額するものです。また、地域密着型介護サービス等給付費については、町内の事業所が認知症対応型通所介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業を廃止したことなどに伴い1,193万8,000円減額をいたしました。

2款2項1目審査支払手数料は、介護サービス等諸費の給付実績に伴い、国民健康保険団体連合会への審査手数料を減額するものです。

2款3項1目高額介護サービス等費、8ページ上段の2款4項1目高額医療合算介護サービス等費及び2款5項1目特定入所者介護（支援）サービス等費は、主に、施設介護サービス等給付費の減に伴い、それぞれ減額をするものです。

8ページ下段の4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定の方が利用する通所介護及び訪問介護サービスに関する給付費ですが、実績に基づき392万1,000円減額をするものでございます。

9ページの4款2項1目一般介護予防事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部を中止したため、委託料を100万5,000円減額いたしました。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、今年度の収入見込みに基づき、現年度分及び滞納繰越分をそれぞれ追加するものです。

3款国庫支出金、5ページの4款支払基金交付金、5款県支出金につきましては、歳出予

算の保険給付費、地域支援事業費等の精査及び保険者機能強化推進交付金等の交付決定に伴い、特定財源をそれぞれ減額するものでございます。

5 ページ下段の 6 款 1 項 1 目基金運用収入は、今年度の収入見込みに基づき、介護給付費準備基金利子を 2 万 4,000 円追加するものです。

5 ページ下段から 6 ページにかけての 7 款繰入金につきましては、歳出予算の保険給付費、地域支援事業等の精査に伴い一般会計繰入金を減額するほか、保険料軽減額の精査に伴い低所得者保険料軽減繰入金を 23 万 2,000 円、事務費等の精査によりその他一般会計繰入金を 22 万 7,000 円それぞれ追加するものです。

6 ページをお開きください。

8 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の精査により、1,246 万 7,000 円を追加するものです。

9 款 3 項雑入は、第三者行為の求償額が確定したため第三者納付金を 125 万 4,000 円追加するほか、今年度の収入見込みにより介護予防支援計画作成収入 37 万 5,000 円を減額いたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第 26 号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第 26 号 令和 5 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第 27 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第25、議第27号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第27号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

初めに、3ページをお開きください。

上段の第2表繰越明許費につきましては、百目木地区移転団地造成事業に係る農地転用の手続を進めているところでございますが、転用許可が年度を越える可能性があることから、転用許可後に支払う用地費と所有権移転登記に必要な登記委託料を繰越しするものでございます。

下段の第3表地方債補正につきましては、宅地造成事業の既定の借入限度を1,900万円減額し、7,620万円とするものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出予算のほうからご説明をいたします。

1款1項1目宅地造成費は、あおぞら団地分譲に係る広告料を12万1,000円、また、百目木地区移転団地に係る測量設計及び発掘調査に係る委託料を合わせて2,450万円、用地費を214万6,000円、物件補償費を350万円、事業精査により減額をするものでございます。

次に、歳入予算についてご説明します。

4ページをご覧ください。

1款1項1目不動産売払い収入は、残念ながらあおぞら団地の分譲実績がなかったというようなことから、全額を減額するものでございます。

2款1項1目宅地造成費負担金及び6款1項1目宅地造成事業債は、百目木地区移転団地に係る事業の精査によるもので、負担金を1,320万円、宅地造成事業債を1,900万円減額するものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、事業の精算により、宅地造成事業会計で不足する1,327万6,000円を一般会計より繰入れするものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第27号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第27号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第26、議第28号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第28号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。

第1表繰越明許費として4,065万5,000円を計上しておりますが、これにつきましては、浄化センター電気設備改築工事及び百目木地区堤防整備に伴います左沢地内下水道管渠整備基本設計業務について、年度内の完成が困難であるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第28号について、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第28号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第27、議第29号 令和5年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第29号 令和5年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出のほうからご説明を申し上げます。

1款1項1目原水及び浄水費、あと2目配水及び給水費、それと4目総係費、5目減価償却費、6目資産減耗費、併せて2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、いずれも決算見込みに基づく精算により、それぞれ減額及び増額をするものでございます。

次に、収益的収入についてご説明をさせていただきます。

1款2項4目長期前受金戻入は、決算見込みにより増額をするものでございます。

5目雑収益は、令和4年度雪害に伴いまして建物災害共済金を受けたことによる増額でございます。

1款2項3目他会計補助金は、収入、支出の補正に伴いまして減額をするものでございます。

次に、資本的収入及び支出について、支出のほうからご説明いたします。

8ページになります。

1 款 1 項 1 目増設改良費は、柳川地内配水管布設替工事に係る国庫補助金について、本年度追加交付を受けることになったことから事業費を追加するものでございます。

次に、収入についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目企業債、それと、1 款 2 項 1 目国庫支出金については、それぞれ柳川地内配水管布設替工事に係る追加でございます。

1 款 3 項 1 目負担金につきましては、消火栓工事の実績に基づき、減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第29号について、収入及び支出一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第29号 令和5年度大江町水道事業会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員会設置及び付託

○議長（宇津江雅人君） 日程第28、予算特別委員会設置及び付託です。

お諮りします。

議第30号から議第36号までの令和6年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算、計7件の議案は、議長を除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、令和6年度の予算に係る議案7件は、議長を除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査を付託することで決定しました。

予算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場において本日午後2時45分に招集します。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、予定された本日の議事日程は全て終了いたしました。

予算特別委員会の審査が終了するまで本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時30分

令和6年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程（第5号）

令和6年3月22日（金）午前10時40分開議

- 日程第 1 予算特別委員会報告（新年度当初予算7件）
- 日程第 2 議第30号 令和6年度大江町一般会計予算
- 日程第 3 議第31号 令和6年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第32号 令和6年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議第33号 令和6年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議第34号 令和6年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議第35号 令和6年度大江町下水道事業会計予算
- 日程第 8 議第36号 令和6年度大江町水道事業会計予算
- 日程第 9 閉会中の継続調査について
- 日程第10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	桃 井 亮 一 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	清 水 正 紀 君
税務町民課長	阿 部 美代子 君	健康福祉課長	伊 藤 修 君
農 林 課 長	秋 場 浩 幸 君	建設水道課長	櫻 井 洋 志 君
教育文化課長	西 田 正 広 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	阿 部 美代子 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金 子 冬 樹 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時40分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎予算特別委員会報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、予算特別委員会報告です。

議第30号から議第36号までの令和6年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算7件の議案に関して、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

8番、関野幸一君。

○予算特別委員会委員長（関野幸一君） 予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました令和6年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算7件について、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本委員会は、以上のとおり決定いたしましたので報告いたします。

令和6年3月22日、予算特別委員会委員長、関野幸一。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまでした。

◎議第３０号～議第３６号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第２、議第30号から日程第８、議第36号までの令和６年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算、計７件の事案に関する予算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとの内容です。

予算特別委員会は、議長を除く全議員で構成されています。

よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

採決の方法についてお諮りします。

議第30号から議第36号までの令和６年度予算７件については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、一括して採決することに決定しました。

令和６年度大江町一般会計予算、各特別会計予算、下水道事業会計予算及び水道事業会計予算７件の議案について、これを委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、議第30号から議第36号までの令和６年度予算７件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（宇津江雅人君） 日程第９、閉会中の継続調査についてを議題とします。

ご覧のとおり、各常任委員会委員長と議会運営委員会委員長との連名で、大江町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件については申出のとおり継続調査を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は申出のとおり継続調査を行うことに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましても、記載のと通りの研修会等に積極的に派遣し、議員個人の資質向上と議会全体の活性化を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、記載のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回大江町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 6 月 6 日

議 長 宇津江 雅 人

署 名 議 員 関 野 幸 一

署 名 議 員 安 食 幸 治